

(厚生省より受領)

浮島丸訴訟 (国側保管資料の開示検討)

注：漢字及び送り仮名は常用漢字表記に基づき訂正してある。

「浮島丸事件の真相並びに遭難者遺骨処理に関する要請書について」
(別紙第2)
(引揚援護庁復員局第二復員局残務処理部長→在舞鶴朝鮮人代表)

「沈船浮島丸の沈没時における真相並びに溺死者の処理について」
舞警哨第81号：昭和25年2月7日
(舞鶴海上保安本部長→海上保安庁警備救難部長)

「浮島丸死没者名簿」 (大湊海軍施設部)

「浮島丸遭難者について (通知)」
横人第85号の3192：昭和25年3月9日
(横須賀地方復員残務処理部復員業務課長→第二復員局残務処理部復員業務課長)

「浮島丸遭難者残留遺体に対する遺族等部外者との応酬要領について (通知)」横人第85号の3250：昭和25年4月7日
(横須賀地方復員残務処理部長→管下民生部世話課第2世話係長)

「浮島丸死没者 (朝鮮出身者) の遺骨について (回答)」
舞復業第11号3の19：昭和28年11月11日
(舞鶴地方復員残務処理部復員業務課長→第二復員局残務処理部復員業務課長)

「浮島丸死没者（朝鮮出身者）の遺骨について（回答）」
横復業第31号の140：昭和28年11月13日
（横須賀地方復員残務処理部復員業務課長→第二復員局残務処理部復員業務課長）

「輸送艦浮島丸に関する資料」
第二復員局残務処理部：昭和28年12月

「浮島丸死没者遺体処理状況について（報告）」
舞復業第11号の2の23：昭和29年7月22日
（舞鶴地方復員部長→厚生省引揚援護局長）

「浮島丸死没者遺体処理状況について（報告）」
舞復業第11号の2の26：昭和29年8月5日
（舞鶴地方復員部長→厚生省引揚援護局長）

「遺骨等移送について（通知）」
舞復業第11号の1：昭和30年1月19日
（舞鶴地方復員部業務課長→呉地方復員部業務課長）

「浮島丸遭難者遺骨移送について」
二次第56号：昭和29年8月17日
（引揚援護局次長→舞鶴地方復員部長）

「浮島丸死没者遺体処理状況について（報告）」
舞復業第11号の2の35：昭和29年12月7日
（舞鶴地方復員部長→厚生省引揚援護局長）

「浮島丸関係朝鮮人遺骨の輸送について」
舞復160号の48：昭和29年12月25日
（舞鶴地方復員部長→呉地方復員部長）

「浮島丸遭難者名簿」

「浮島丸で死没した朝鮮出身者について」
援護局：昭和41年3月

上記の依頼受諾に関する文書

昭和46年5月30日

(宗教法人祐天寺代表役員→厚生省援護局長)

引揚護護員局

第一復員局業務處理部長

正洋艦朝鮮人代表



被

存島丸事件の真相及び埋葬者遺骨處理に
關する要請書について

昭和二十五年二月一日附貴校から洋艦海上保安本部長宛に提出された首題
要請書は海上保安部から當部に移送を受けました。

御來旨の遺難者に對しては全く同情に堪えません。査海軍がこの事件に對
し人道的に且つ誠意を盡して善處致して來た詳細な記録が當部に保存され
て居り又これを引継ぎました當部としても全く同一の方針を以て且下共の
處理を進めて居るのであります。副申出の主旨に本格的な換序もめるやに

受けられますので一應左記の通り回答致します。

記

一、按請書の主又について

昭和二十年八月二十四日洋島丸が坪崎灣内に於て沈没し多数の使業者が遭難したと及び溺死者の一部の返骨が同船内に未処理の儘今日迄放置されて居る旨であること、此の二紙は眞實であると認められるけれどもその他は全面的に眞實無誤であり、單に各箇の序記をその儘進べられたに過ぎないものと認められます。その主要な點のみを列挙すれば次の通りであります。

(1) 使業者八千数百名と請ふ數字について

當部が四ヶ年有餘に亘る周密な調査の結果使業者名簿に登録した員数は三、七三五名であります。外に正式の使業者名簿に登録し得た員数不法採掘した者が若干あつた候條ですが其の員数、氏名は略載後當部人権監視が責任を以て調査することを約したに拘らず未済の儘今

日に至つて居ります。警部としては一應各海外渡來者は二〇〇名乃至三〇〇名程度であらうとの推定(相當の根拠を有す)の下に諸般の準備を進めて居ります。従つて朝鮮側に於てもその數(數)六千餘百名と稱し又は八千餘百名と主張されるならば是非其の明確にして責任ある根拠を提示されることを希望いたします。その提示がない限り存島丸沈没當時の溺死者が數千名であつたとの貴校の言ひ分を警部は絶對に容認することは出来ません。

(四)存島丸の沈没警部が埋田不詳とめる點について
其の埋田は明確ではありません。
即ち連合軍最高司令官から連合軍進駐に伴う對日本政府要求事項の又警備第三において昭和二十年八月二十四日午後六時以降日本全船舶の航行が禁止せられ又海上にゆる船舶は米國太平洋艦隊司令長官の命する取寄りの港灣に入泊すべき旨規定されて居りました。これに基ついて舊日本海軍省は航行中の船舶に對しその航行を命令したから存島

丸も之に従ひ碎霧に入浴したことが明白であります。

以て日本政府が本件の處理について何等の對策を持たぬとの點について
海軍省から第二復員官を経て第二復員局長務處理部に至る迄日本政府
將校として始終一貫した方針と對策を堅持して居ります。
即ち便乗者の繰送は魯海軍が朝鮮人に寄せた特別な好意の取計いでめ
り、且つ遭難の原因は全く不可抗力でありますから魯海軍としては富
時何等の責任も義務もないものと判斷されたけれども人道的考慮に基
いて日本國法の計す限りにおいて遭難者に對し特別有利な措置を採る
ことに決定したのであります。

而して本件の解決に對する朝鮮側との折衝は昭和二十年十二月上旬か
ら同二十一年三月上旬迄約半年の長きに亘り當時の朝鮮人聯盟と第
二復員官との間に進行せられた結果我方としては多額の慰金と準備
し遺骨と共に之を聯盟側に引渡すために努力致しました。然るに聯盟
代表は遭難者の負傷に關し我方の誠意あり且つ責任ある名海を疑い、

獨目の責任において調査を実施するからそれが終了する迄解決を猶望
ありたい旨を申出でて來ました。

我が方はその申出を信じ遅延を快つこと實に約四ヶ年に及びました。
此の間富部としても成し得る限りの努力を盡してその真相究に便乗者
名簿の完壁を助して参りました。

一方朝鮮人聯盟は昨午十月日本函に依り解散を命ぜられましたので
富部としては交渉の相手を失うに至りました。

然れども富部としてはこれ以上本件 of 處理を遷延せしめたくない為昨
冬以來諸般の準備を遂げ、各團體目を中央に集合せしめた上、内地人の
別の通達難省に對する場合と同様の處理方針を以て自主的に具體的安
部を決定致したのであります。

三 安部處理について

側長諸の趣旨は十分了解し又同總友の發露に心から敬意を表する次第で
ありますので誠意を以て努力は致しますけれども、諸般の準備によつて固

皇室の全部を充足することは出来せんが、又の各項を確保せしむるは
神に於て實意に合するものとして剛了承相成るものと信じます。

(4) 遺言の調査並びに處理について

認く是權を盡し横直了等に取扱うことは勿論、法既に従つて支拂可能
を認興については支拂をなし得るよう處理を進めて居ります。

回衆船者名簿の公表について

名簿のみならず事件の真相も公示する準備は既に整つて居ります。然
し各種の機微な政治情勢への影響もあると察せられるから當部として
は其の公表は日皇の何分の指示を俟つて決定致したいと存じます。
又非公式ならは會聯盟に封しては既に名簿の寫を手交した關係もあり
要求者の性格、權威に應じてその一部分の内覽、提示を行つても別に
差支ないものと認めて居ります。

(4) 慰靈祭の施行と慰靈塔の建設について

日皇の内意に基き目としては實行出来なうことになつて居ります。

但し現地の宗教団体又は朝鮮人團等に於いて自由意志に依りば施されることには異議はありません。

曰其の他

處理委員の細目が詳細地方役員幾分處理部長宛に指示してありますから同部にて直接御連絡を希望します。

三今後の朝鮮側との折衝について

日本政府の各機關が公的に第三國と交渉することは日且もから禁止されて居りますので當部から積極的に折衝を求めることもその方法もありませんから若し當部の自主的な處理方針に對し朝鮮側に於いて疑義がある場合は責任ある代参から日且も及び外務省を通じて所要の要求が提起されるわけはなからぬものと懸料いたして居ります。

然し乍ら今回の責任の要求の如く非公式なものと認められた場合は從來我方が朝鮮人團體からの交渉に際した趣旨と在度に於て必要な慰問を致す所存であります此の趣旨も實方として(朝鮮民團等の相當の責任

める代差によられることを希望致します。



海警第八一號

昭和二十五年二月七日

海上保安廳警備救難部長 披

洋商海上保安本部長

沈没船存島丸の沈没時における真伯並に溺死者の處理について

存島丸は一九四五年八月二十四日拜島港内佐波負沖に沈没上部甲板積造物を一部残して全没中であるが本船沈没位置は東海への入出港水路中央に當り航行船舶の障害となるので此れが除去について従来より要請し來り今回當地飯野サルベージが大坂商社の依頼により本船の引揚作業を申請して二月二日附許可となつたものである。

さて本船引揚げに當り沈没當時の便乗者が明洋人であつた為明洋人団体において當船より遺難の眞目及び遺難者の取扱等について慥々不逞の念を符

ち今同引揚作舞舞給に當つても又同様の疑念を待て居り二月一日附を以つて現地陣幕在任助洋人代表より加紙一の如き要請書の提出を見たものである。

本沈没事件については個々詳として以附して居るが當本部としては事件の真相として確答出来る資料は例年なく未明的には當時の救助作業等に關與した者が一、二あるが全般的には把握出来ず因却して居る次第にて智地員局長後務處理部の言によれば本件處理については「遺難直後浮島丸の所轄たる豊大炭礦留附施設部部長が榮譽處理の上豊島丸自に報告した旨であるから現任は學生自第二員局に引繼がれ其の資料がある旨」との事であつた。

前記要請書について當本部としては一地方的同様の問題として處理する事は全面的解決とはならないので一總中央において然るべき相手一全國在任朝鮮人代表又は韓國代表」と「浮島丸引揚げに伴う遺難者の處理について」打合せ了解を待られたる後其の王旨に依り現地に於て解決して行きたる所任

浮島丸 死歿者名表

(大湊海軍施設部)

徴用工員 三六二名

協力會供給入夫 四八名 (名簿中口印ヲ附セルモノ)

計 四一〇名

(註) 右海軍協力會供給入夫ハ大湊海軍施設部工員トシテ採用工員同様處理ス

25.2.21



忠清北道 死殘者名錄

計 八十五名

職 種

氏

名

生年
月
日

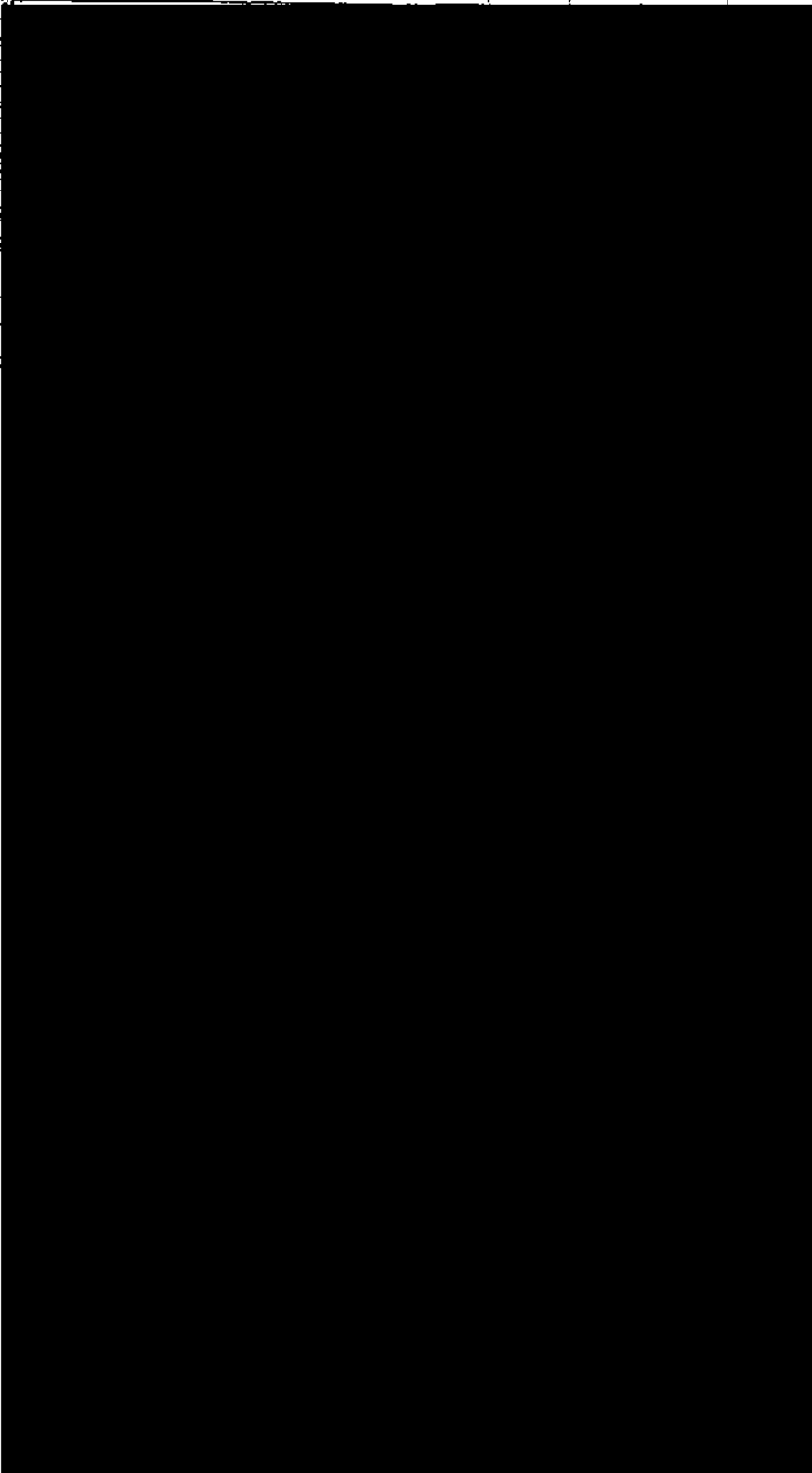
本

籍

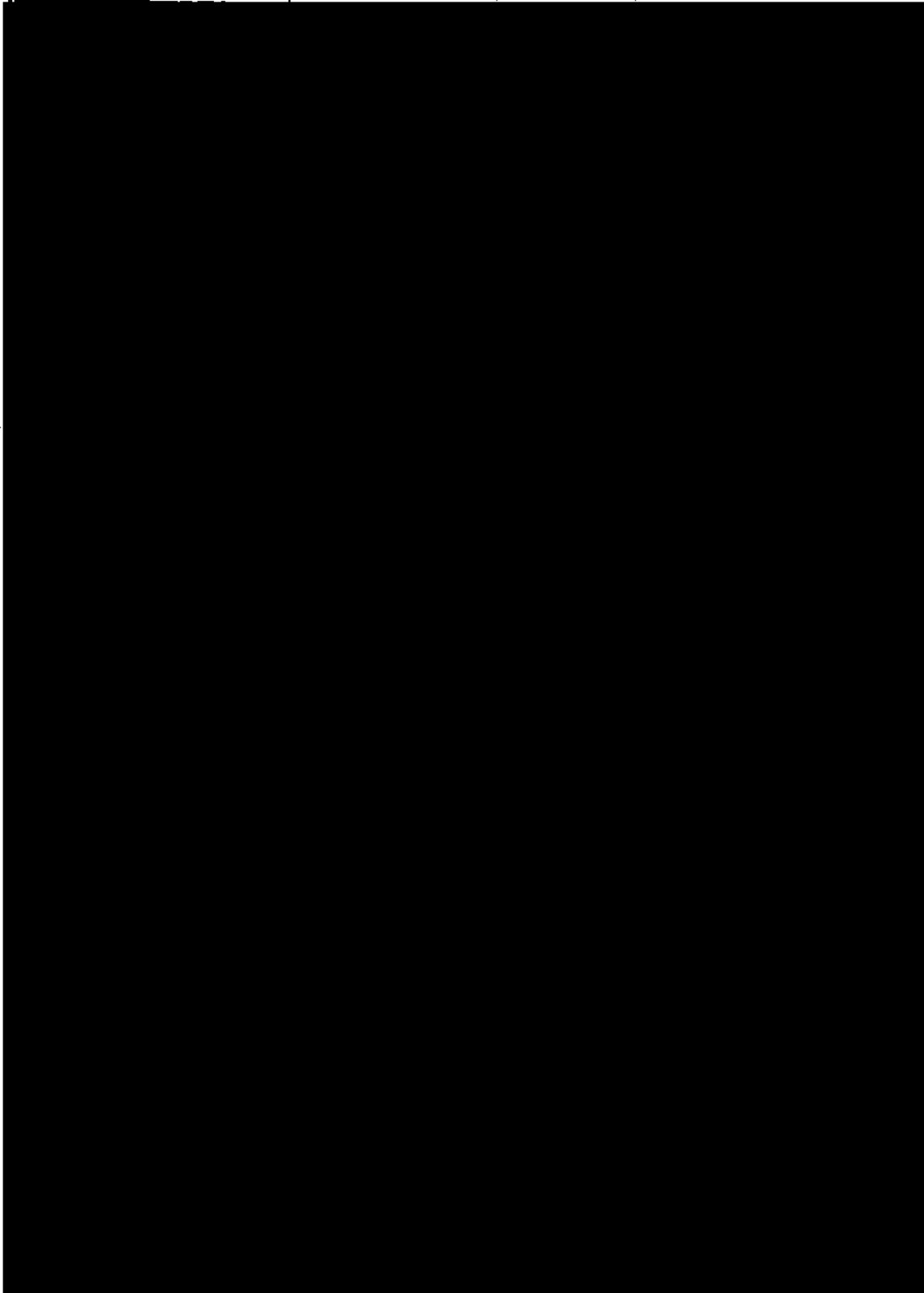
地

土 工

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

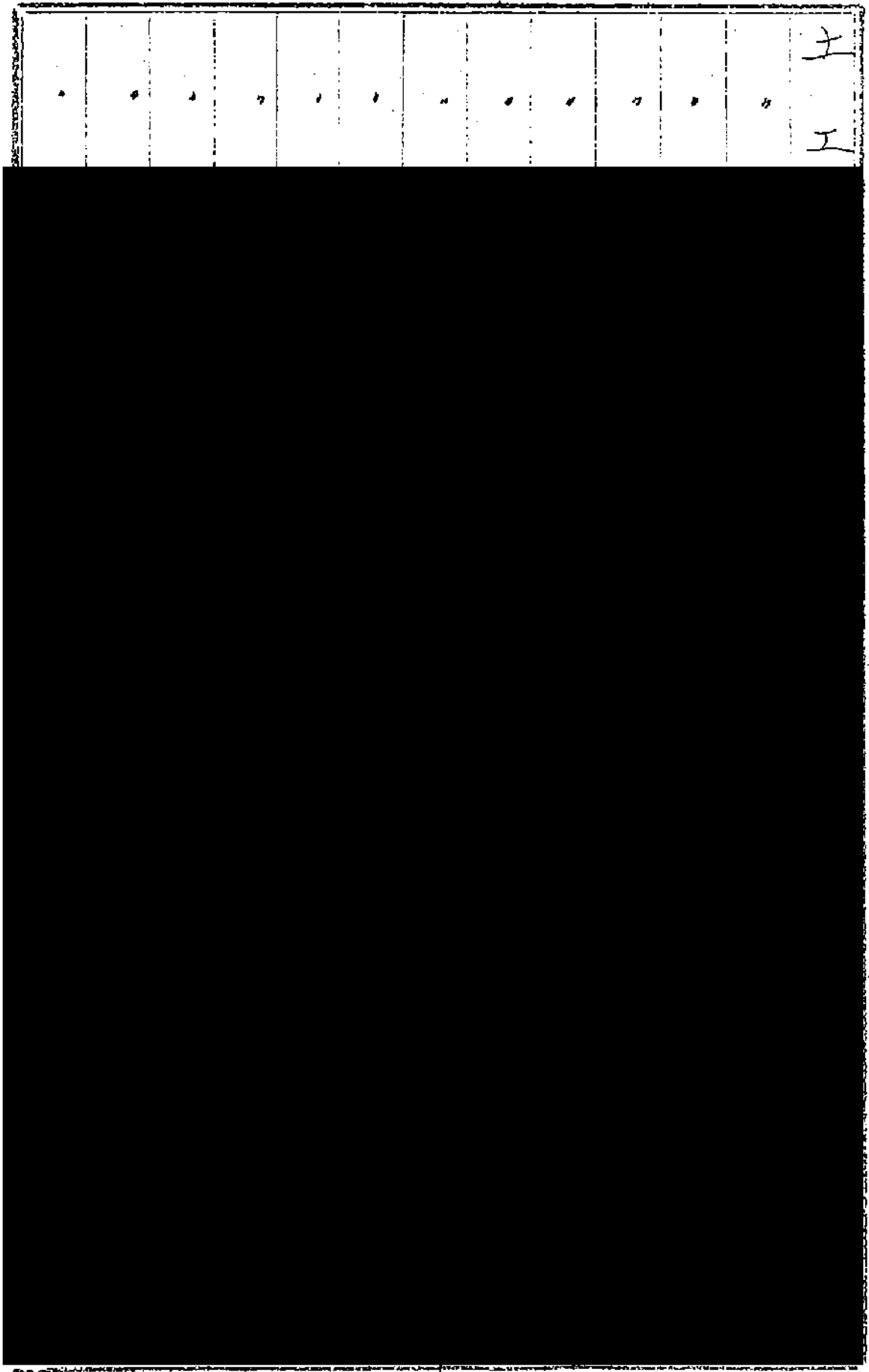


												十
〃	レ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	工

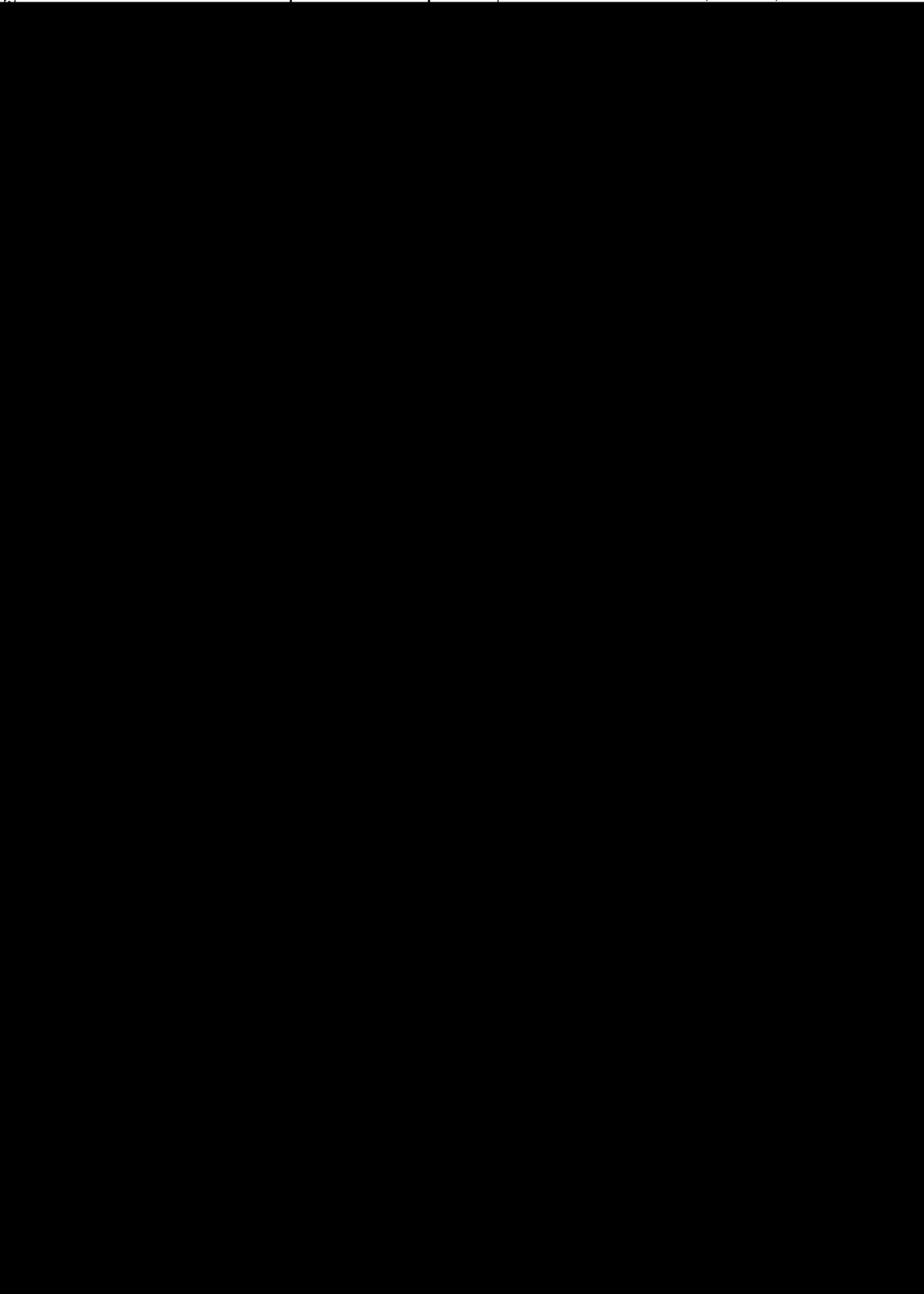


2007
2007
2007

土
工



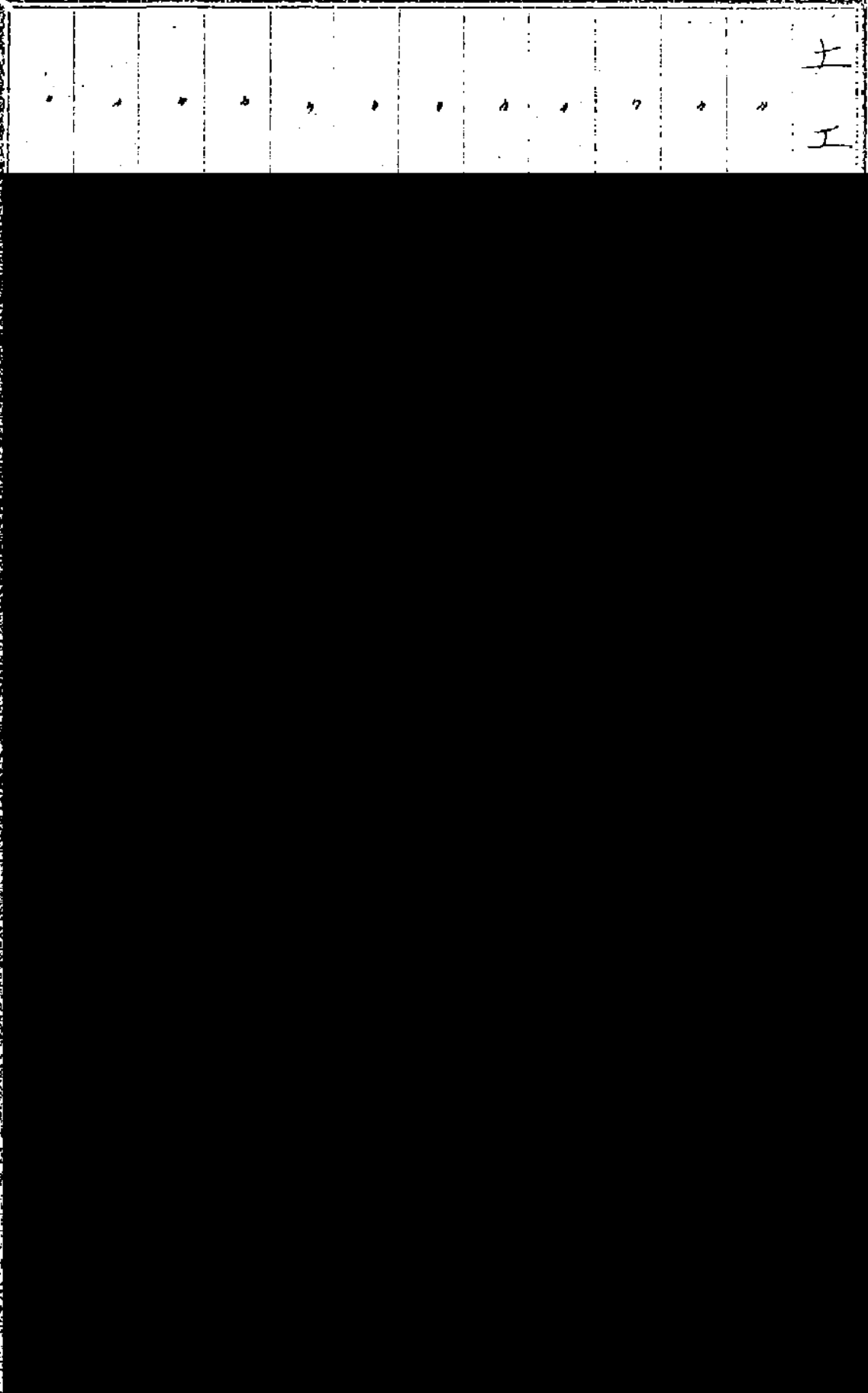
												十
												工



91
92
93

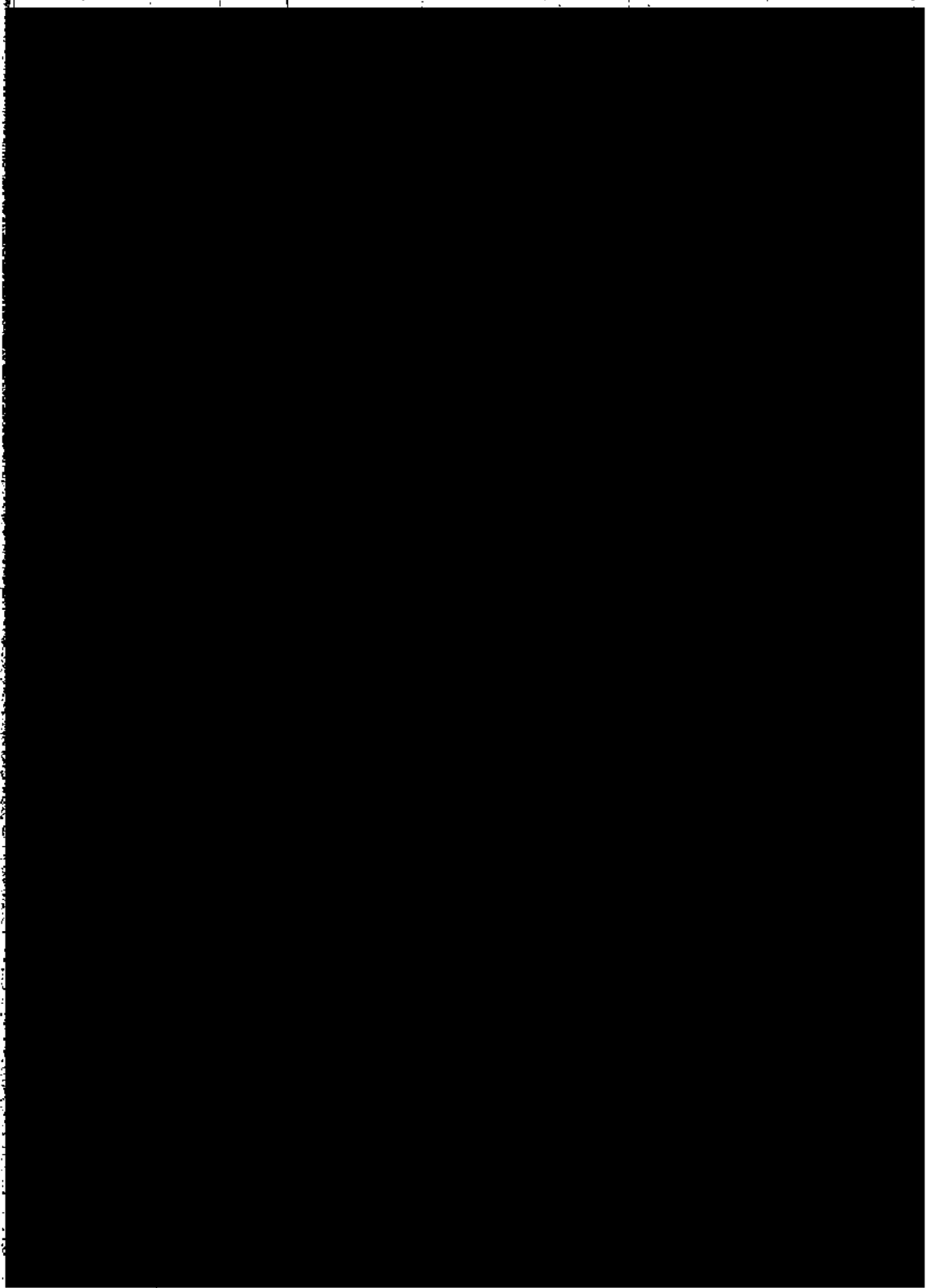
上






工

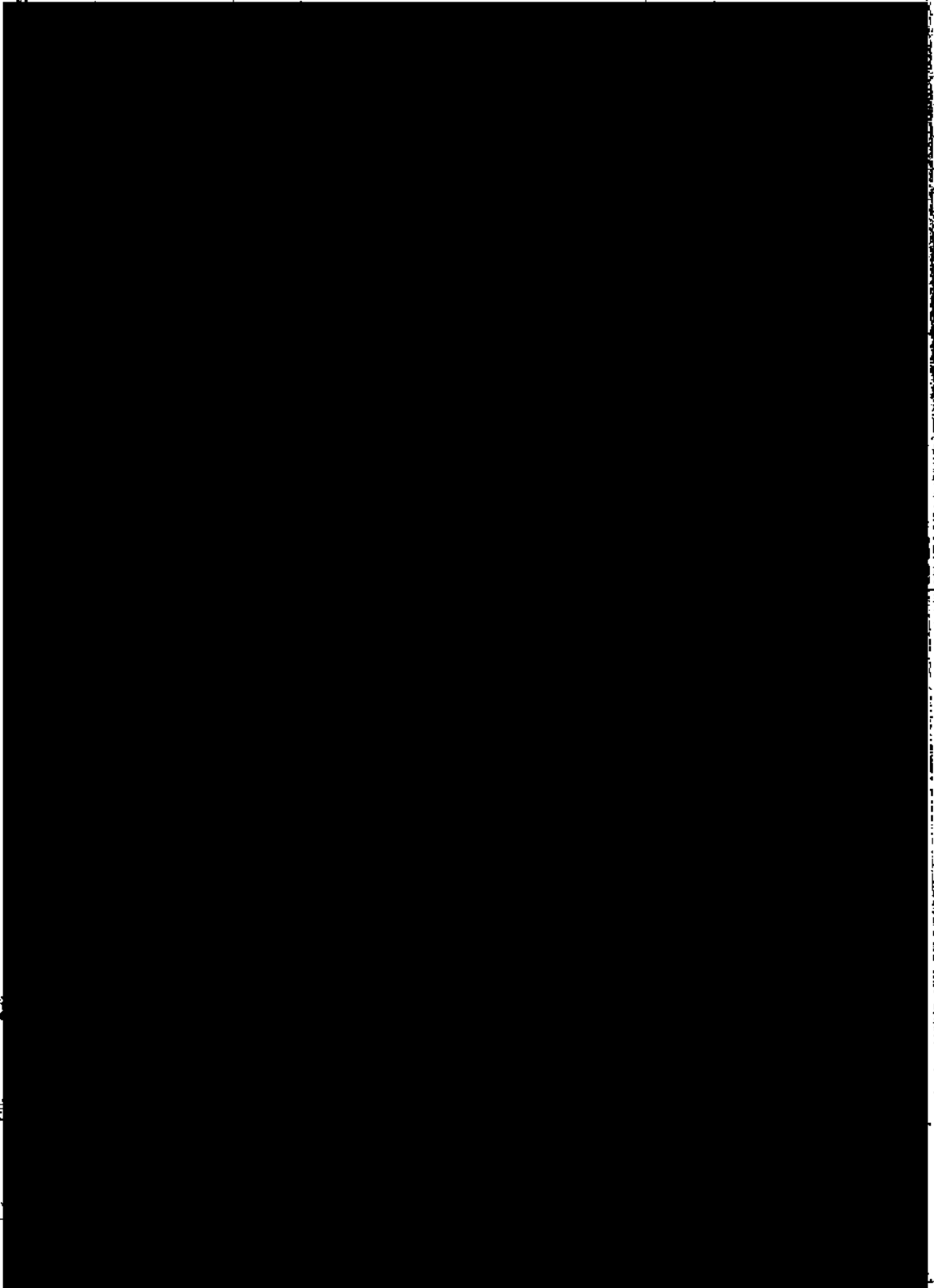


上

工



														子
			o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	工



職
種
土
工

全
羅
南
道

氏
名

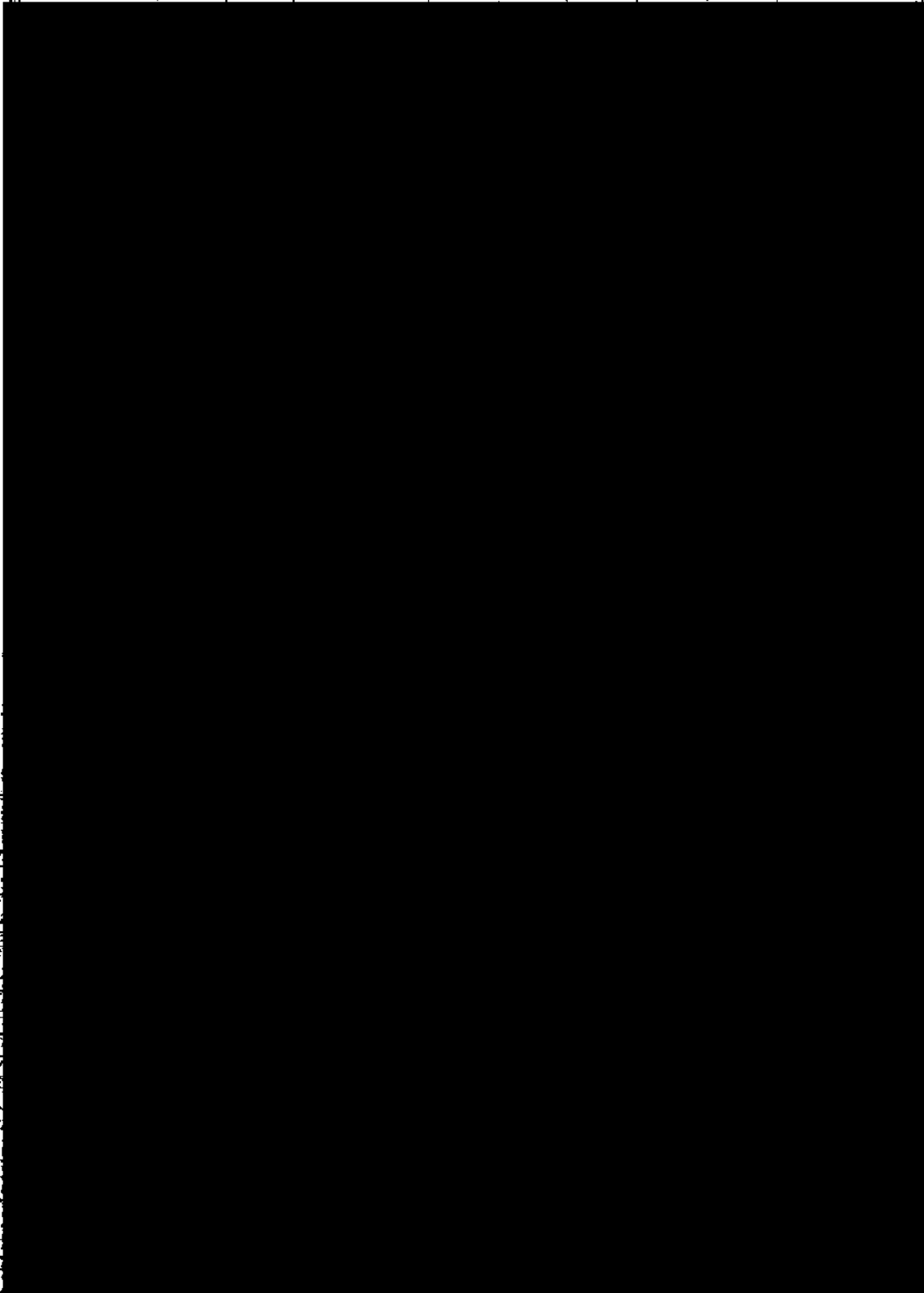
生
年
月
日

計

本
籍
地
八
十
九
名

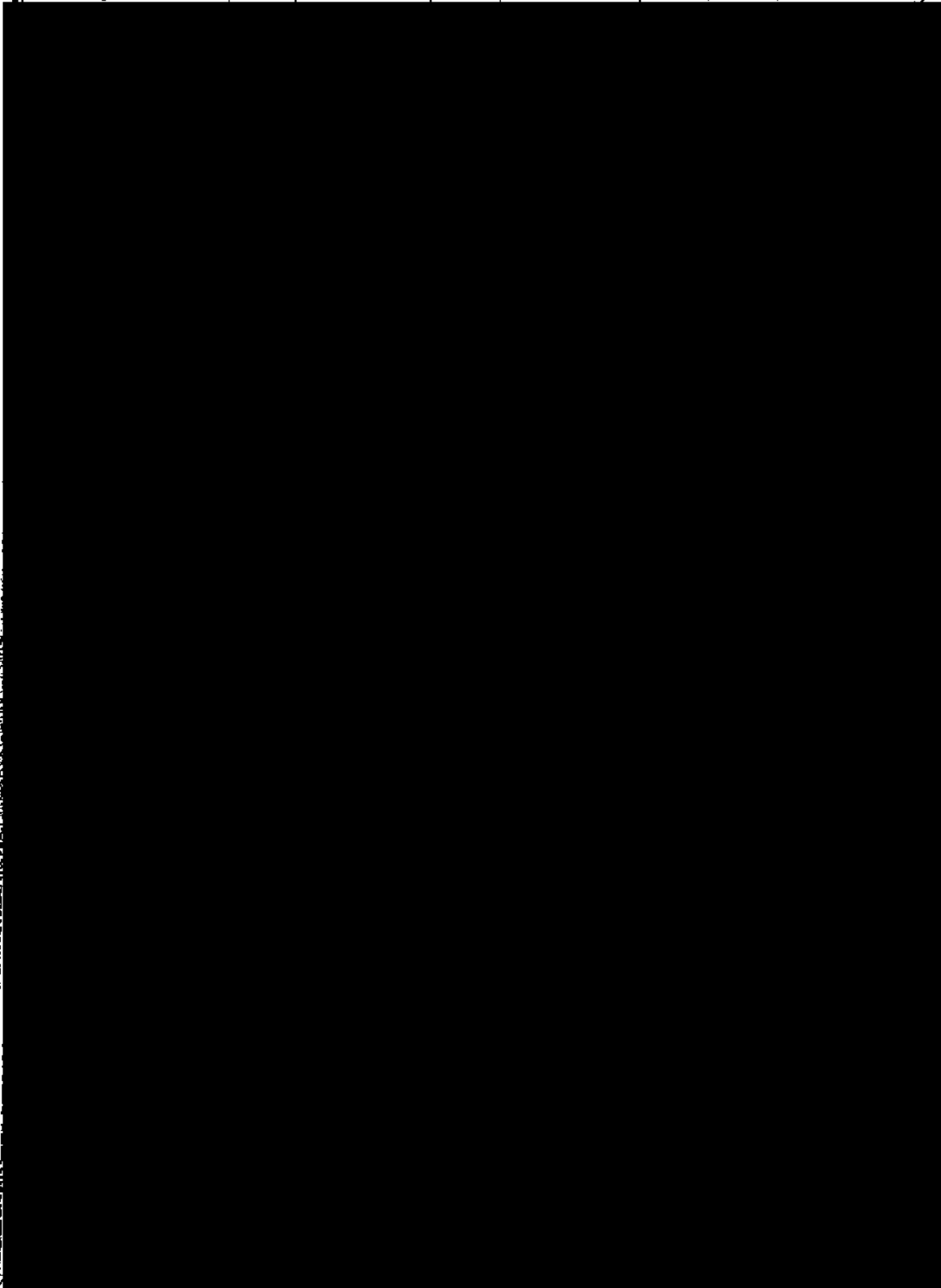
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
[Redacted Content]									

												五
+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	五



5
 6
 7
 8
 9
 10
 11
 12
 13
 14
 15
 16
 17
 18
 19
 20
 21
 22
 23
 24
 25
 26
 27
 28
 29
 30
 31
 32
 33
 34
 35
 36
 37
 38
 39
 40
 41
 42
 43
 44
 45
 46
 47
 48
 49
 50
 51
 52
 53
 54
 55
 56
 57
 58
 59
 60
 61
 62
 63
 64
 65
 66
 67
 68
 69
 70
 71
 72
 73
 74
 75
 76
 77
 78
 79
 80
 81
 82
 83
 84
 85
 86
 87
 88
 89
 90
 91
 92
 93
 94
 95
 96
 97
 98
 99
 100

												十
0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	工



21
22
23

土
工

"

"

"

"

"

"

"

"

"

"

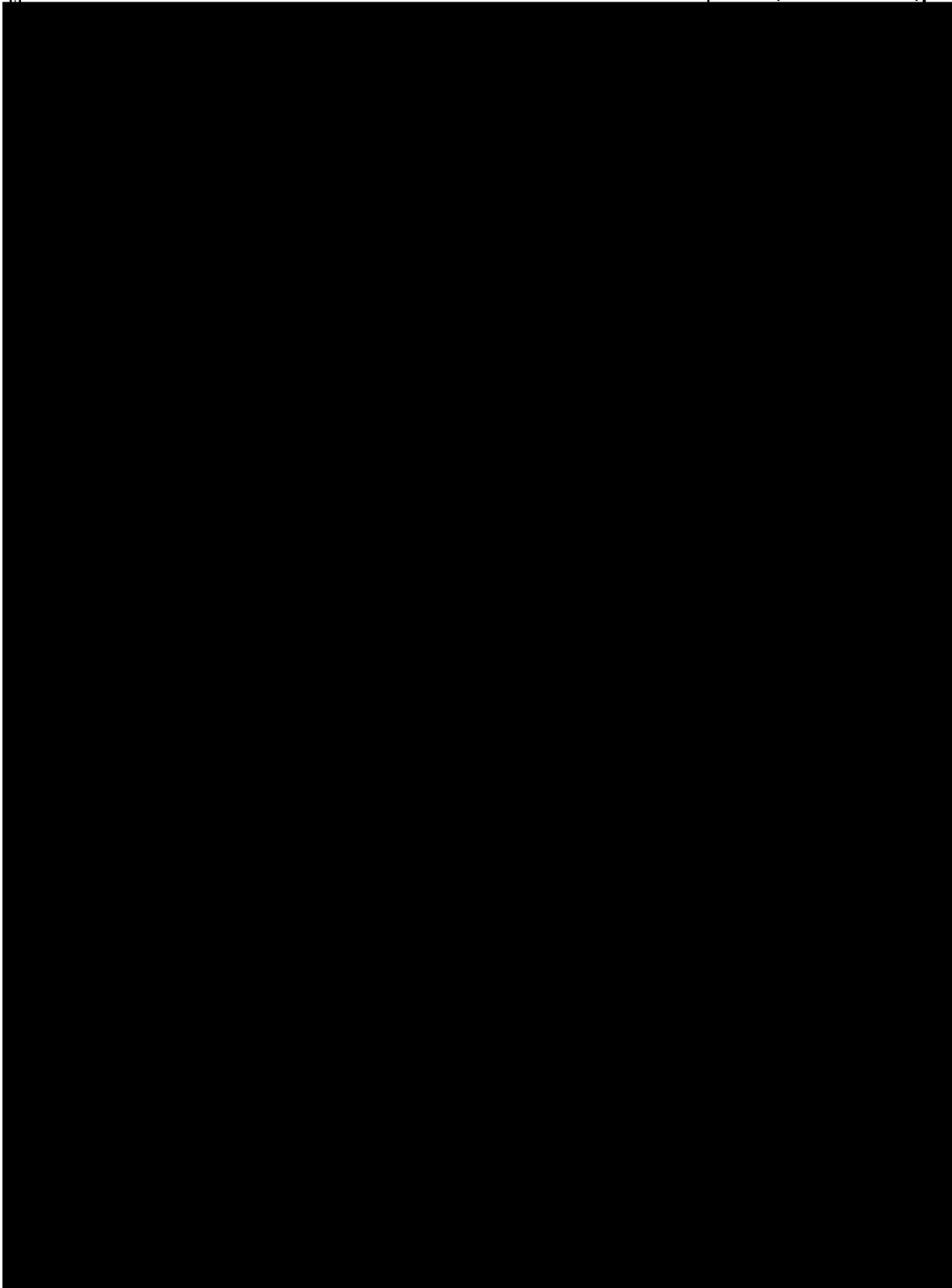
"

"

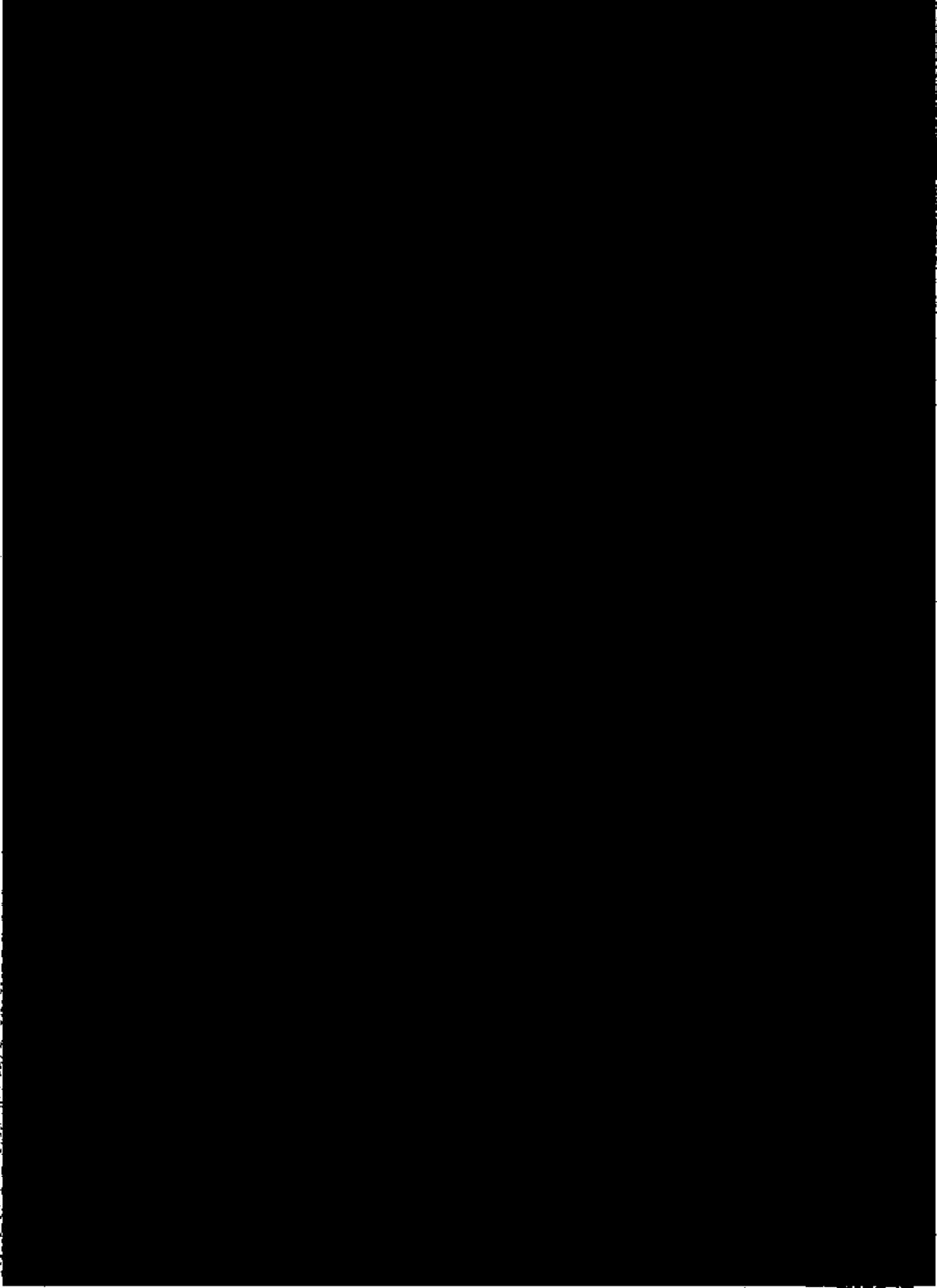
卷
二
第
一
章

土
工









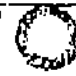
” ” ” ” ” ” ” ” ” ” ” ” ” ” ”

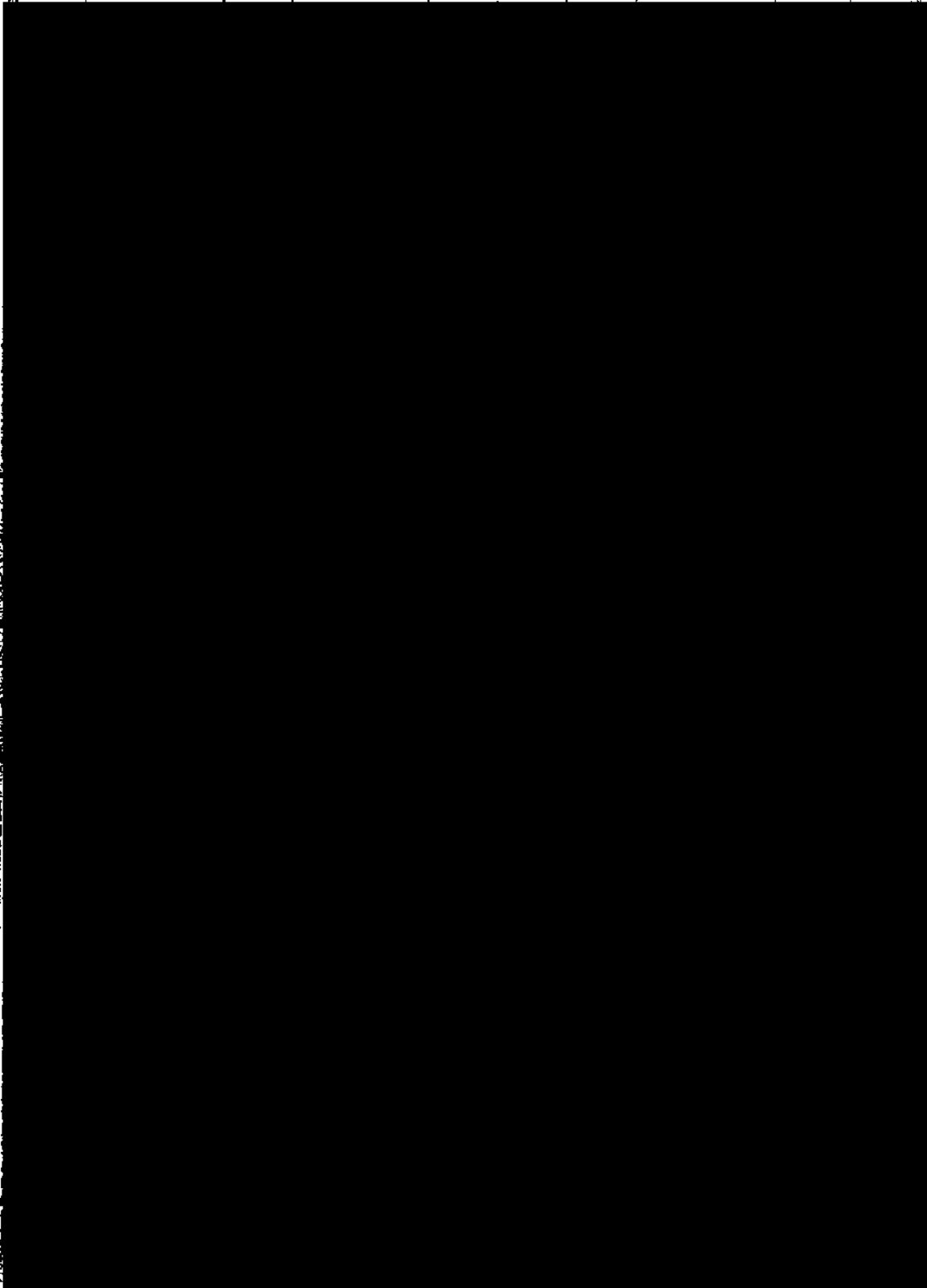


												上
6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	下



後
員
行

												I
h	b	u	h	h	h	h	n	n	n	n	4	I



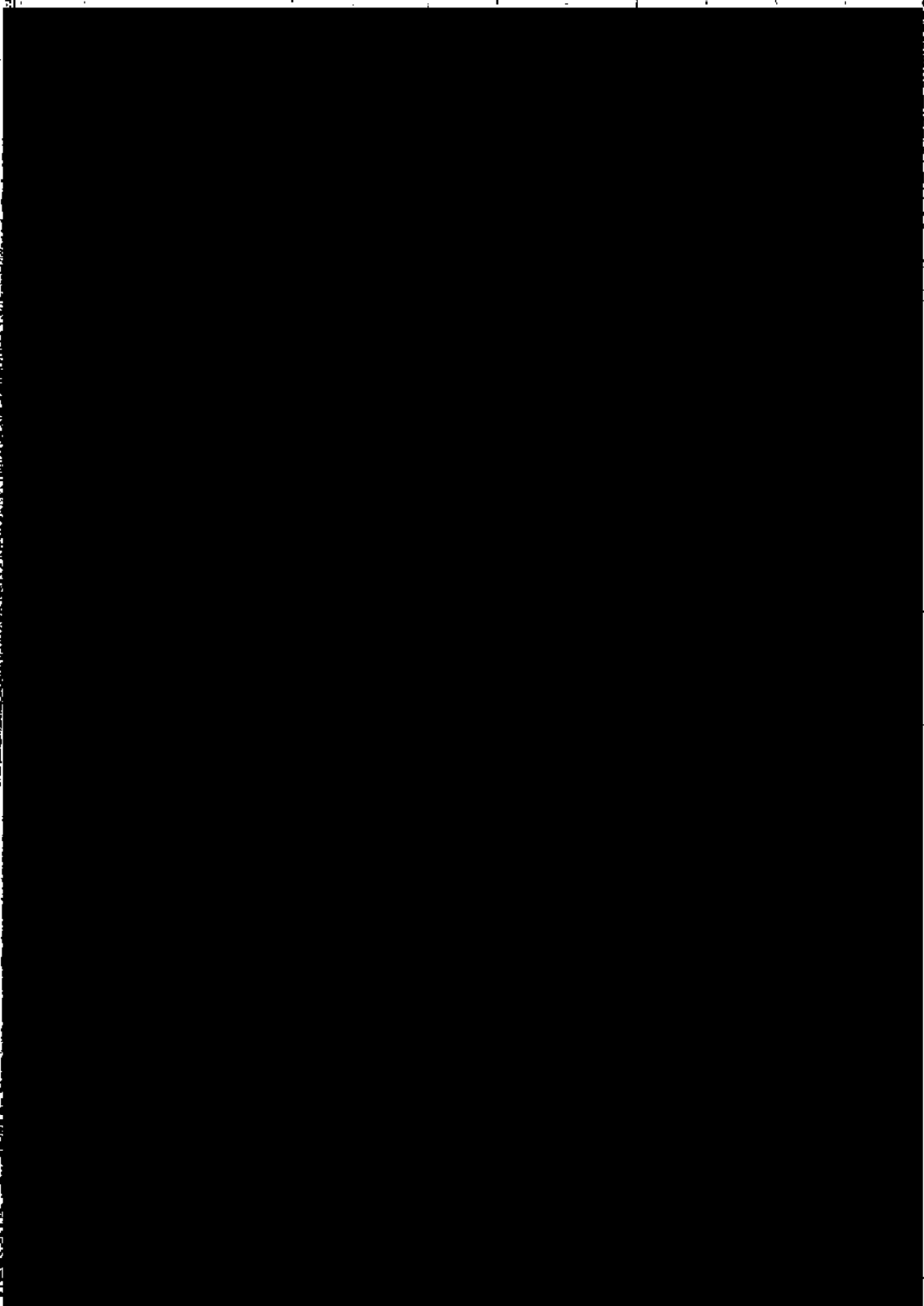
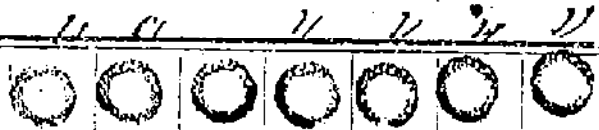
Vertical text on the right side of the page, possibly bleed-through or a separate column of text. The text is mostly illegible due to the high contrast and noise in the scan.

北 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 南

〇	〇	〇								土工	職	京										
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	職	畿										
[Redacted]											氏	道										
											名											
											生年 月 日											
[Redacted]											本	計十九名										
											籍地											

第

工



北

...

+

職

工

種

氏

名

生
年
月
日

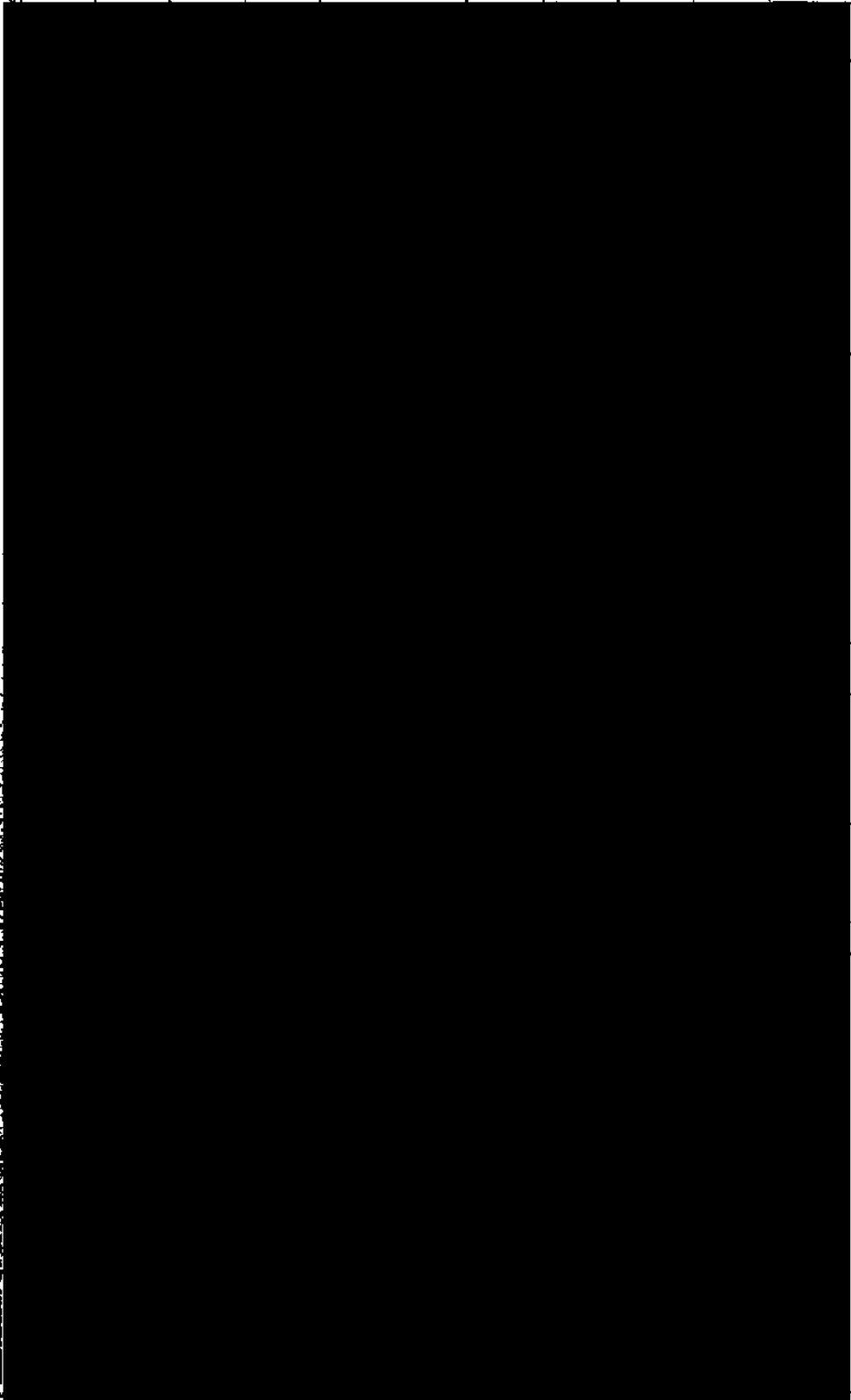
計

本

一
名

籍

地



忠清南道

職種

氏

名

生年月日

計

本百

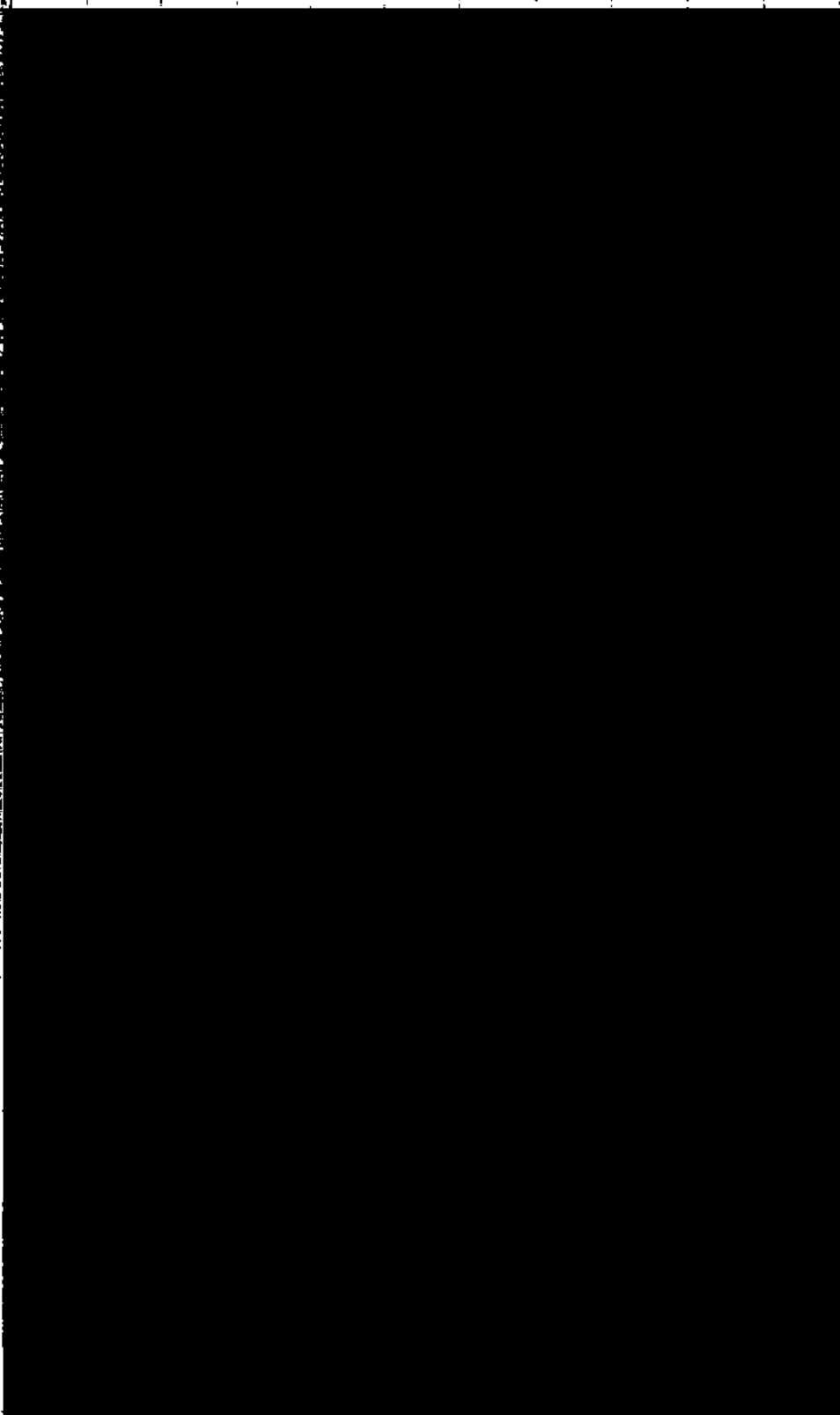
五

籍名

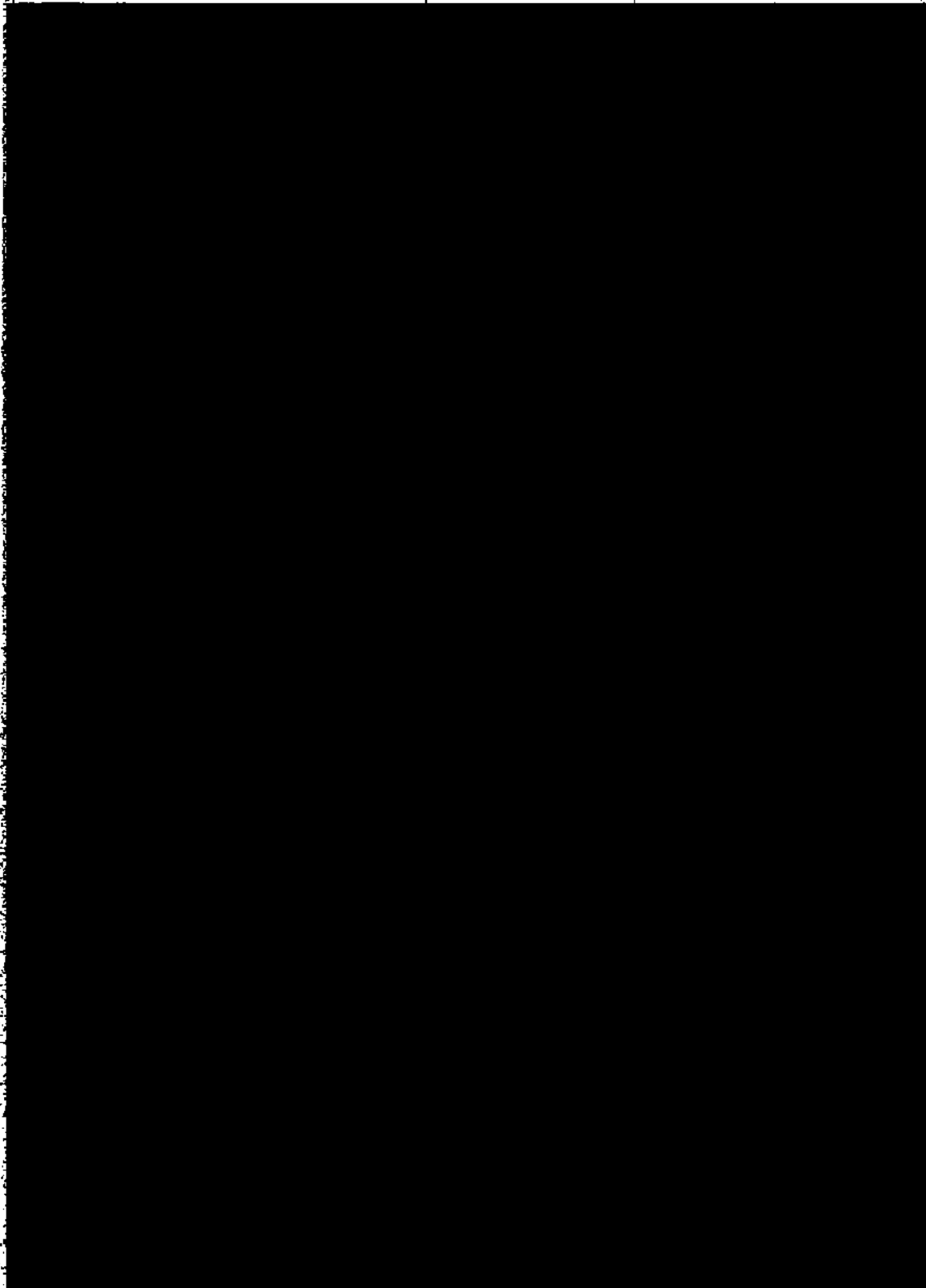
地

土工

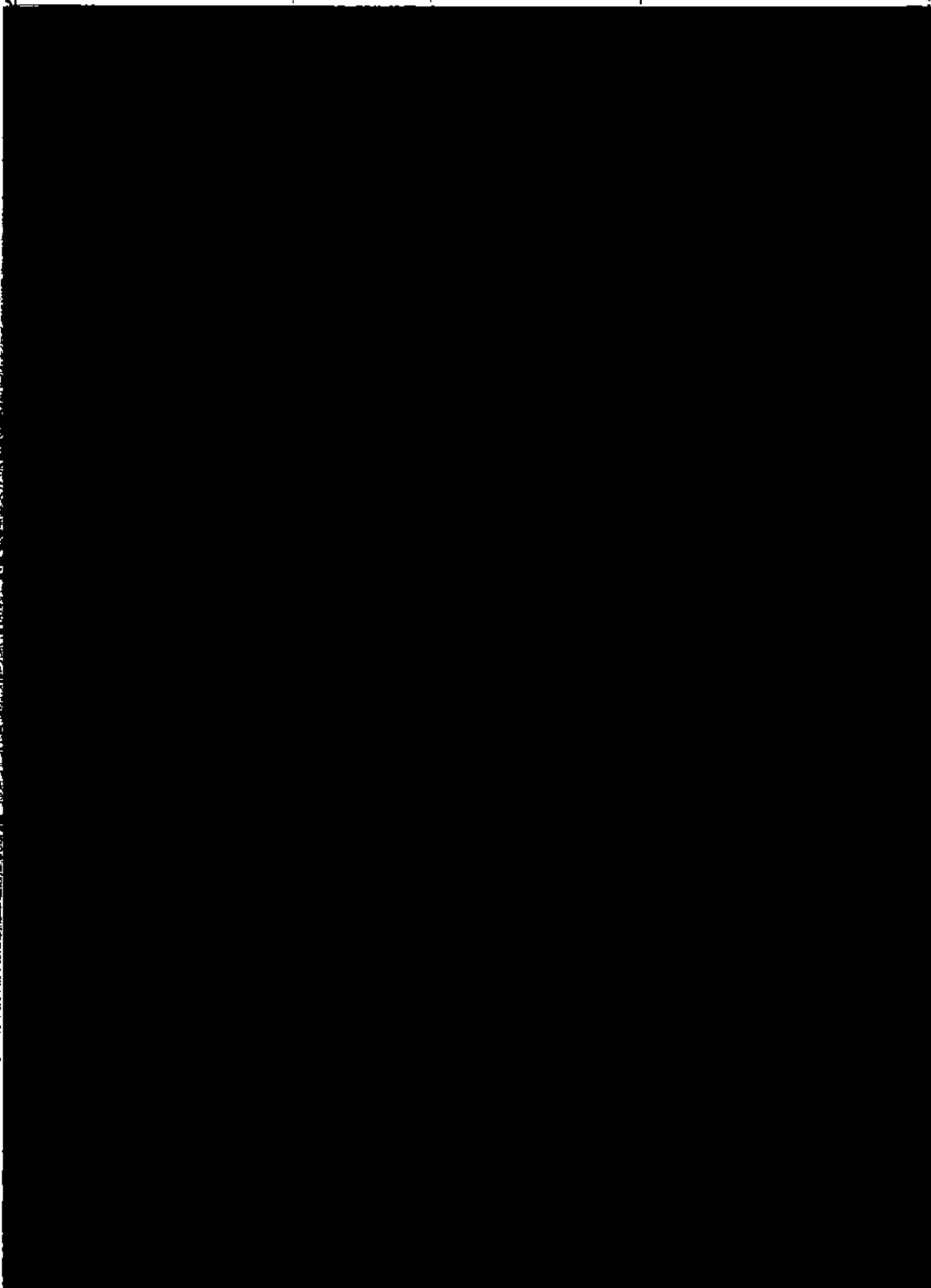
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---



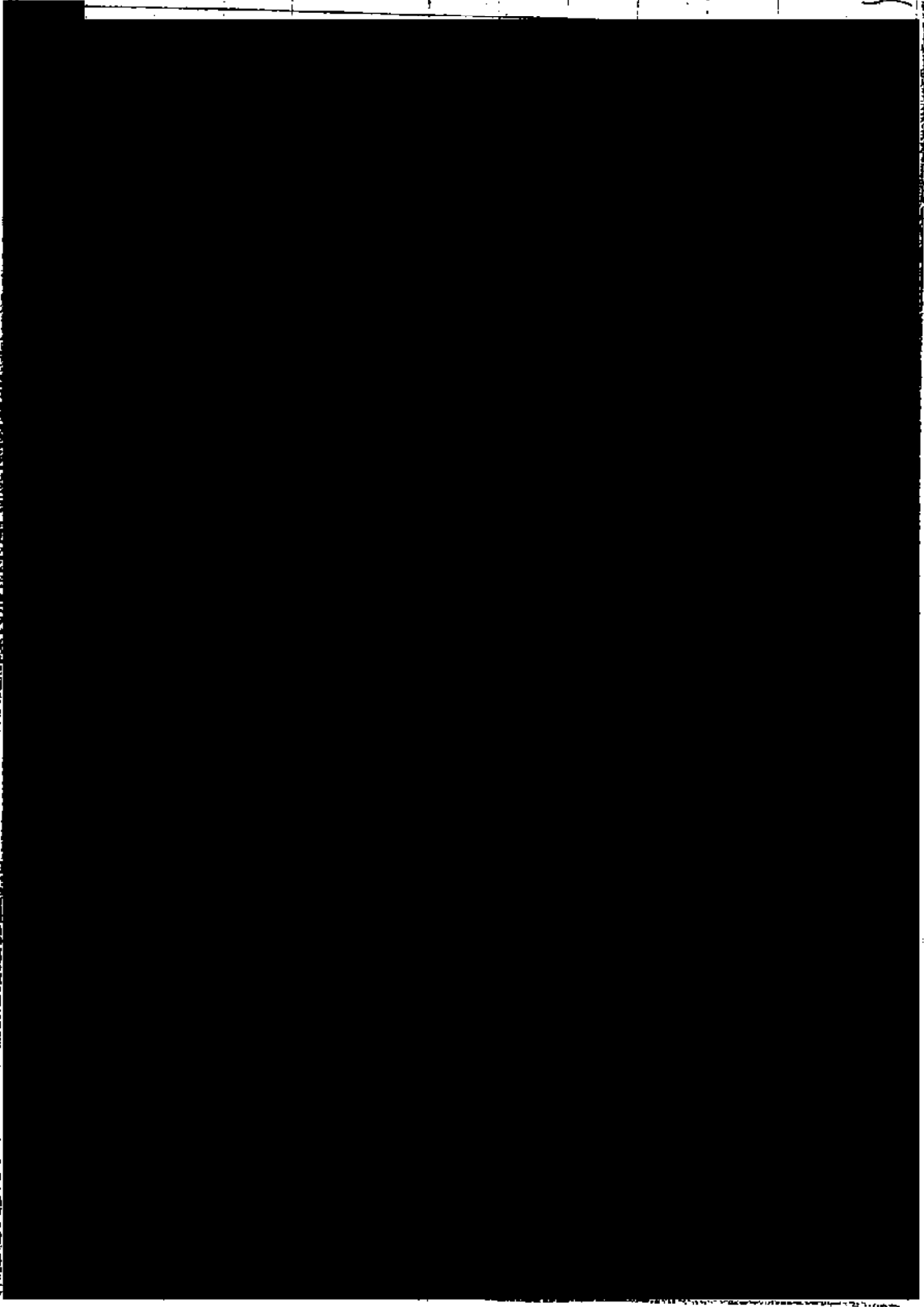
6	6	4	2	5	4	4	3	4	4	2	2	2	上
													工



											±
h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h



											工
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	工



土
工

ノ

ハ

ニ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

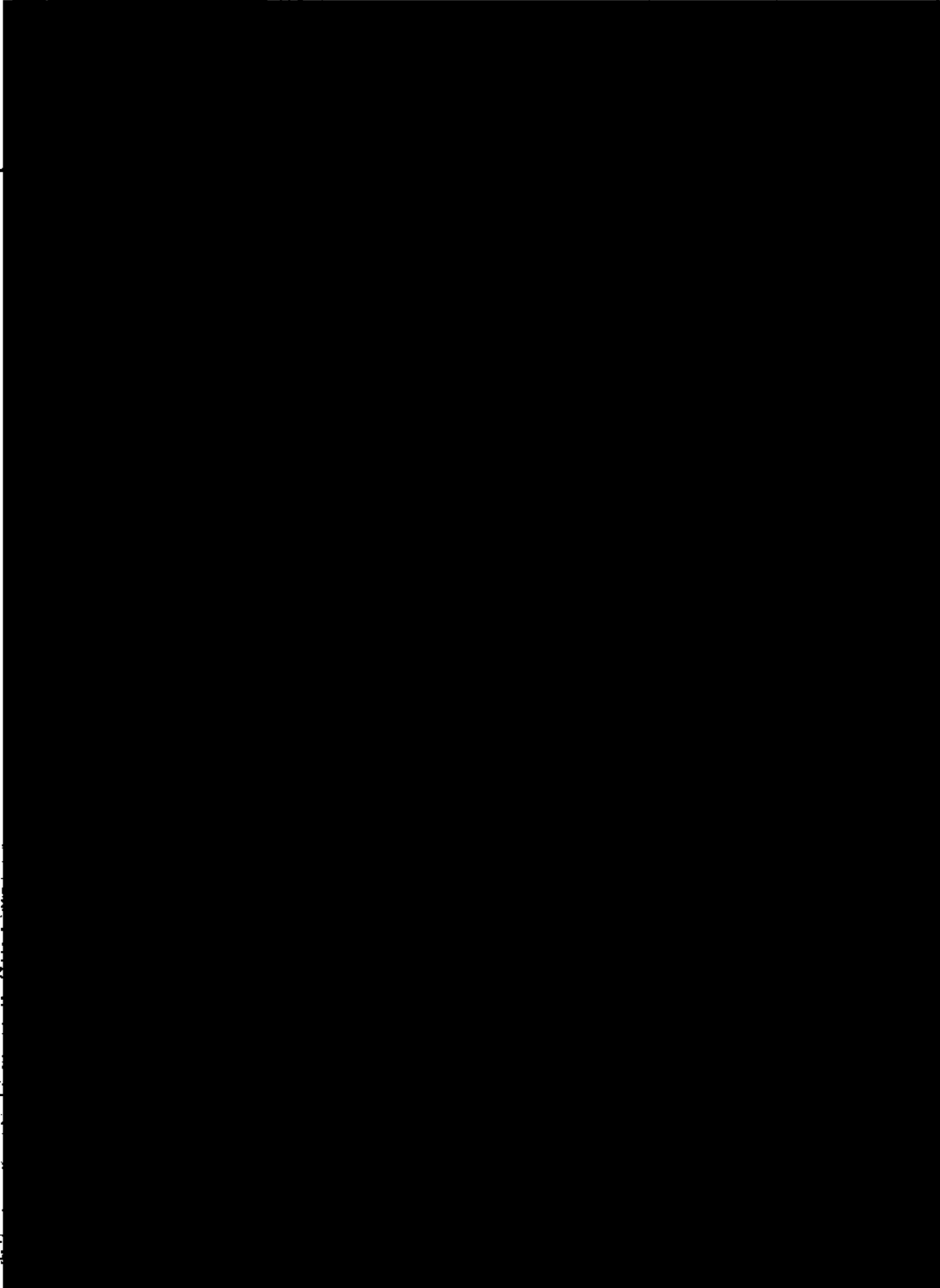
ハ

ハ

ハ

ハ

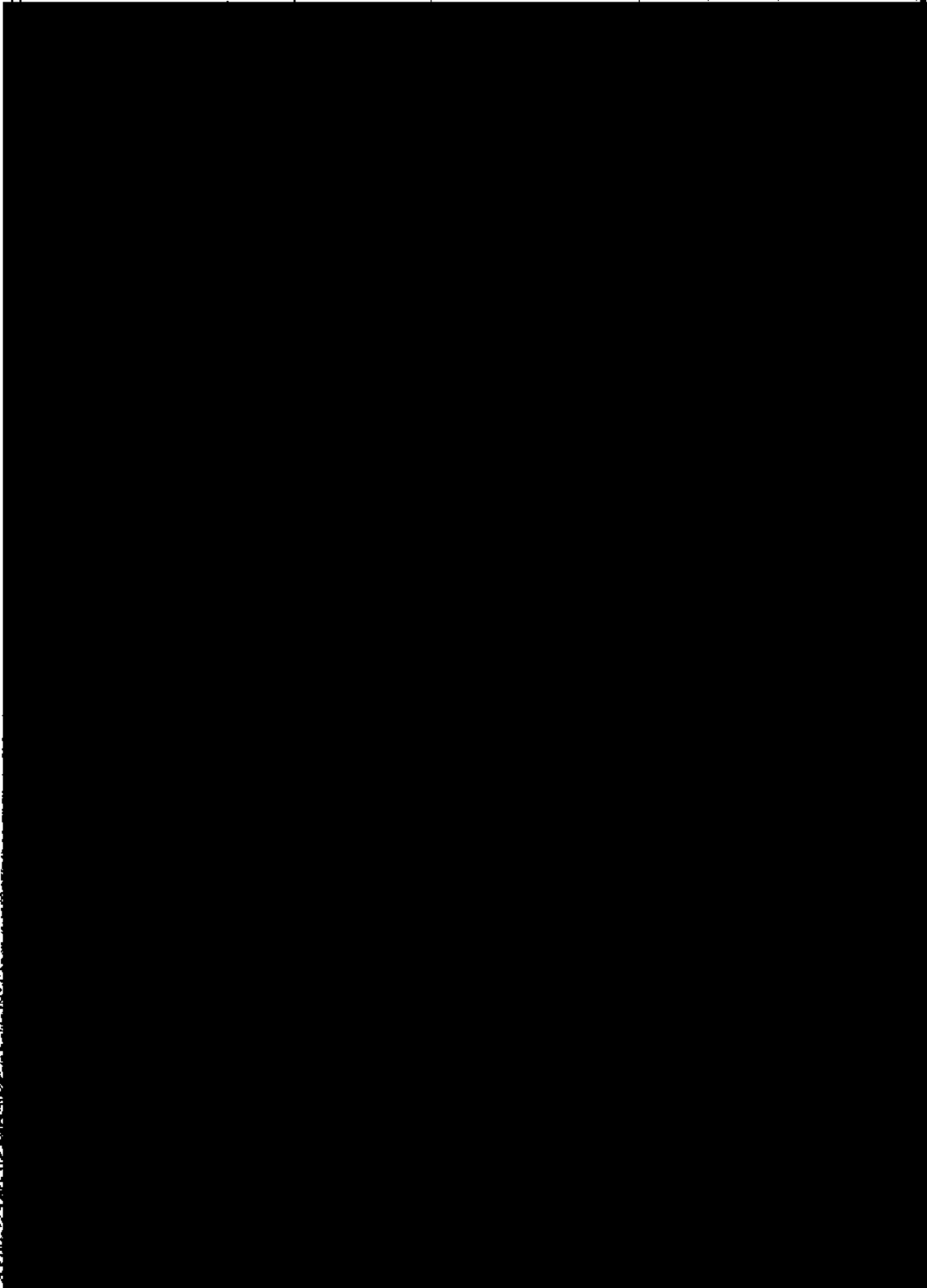
												+
v	2	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	+



1

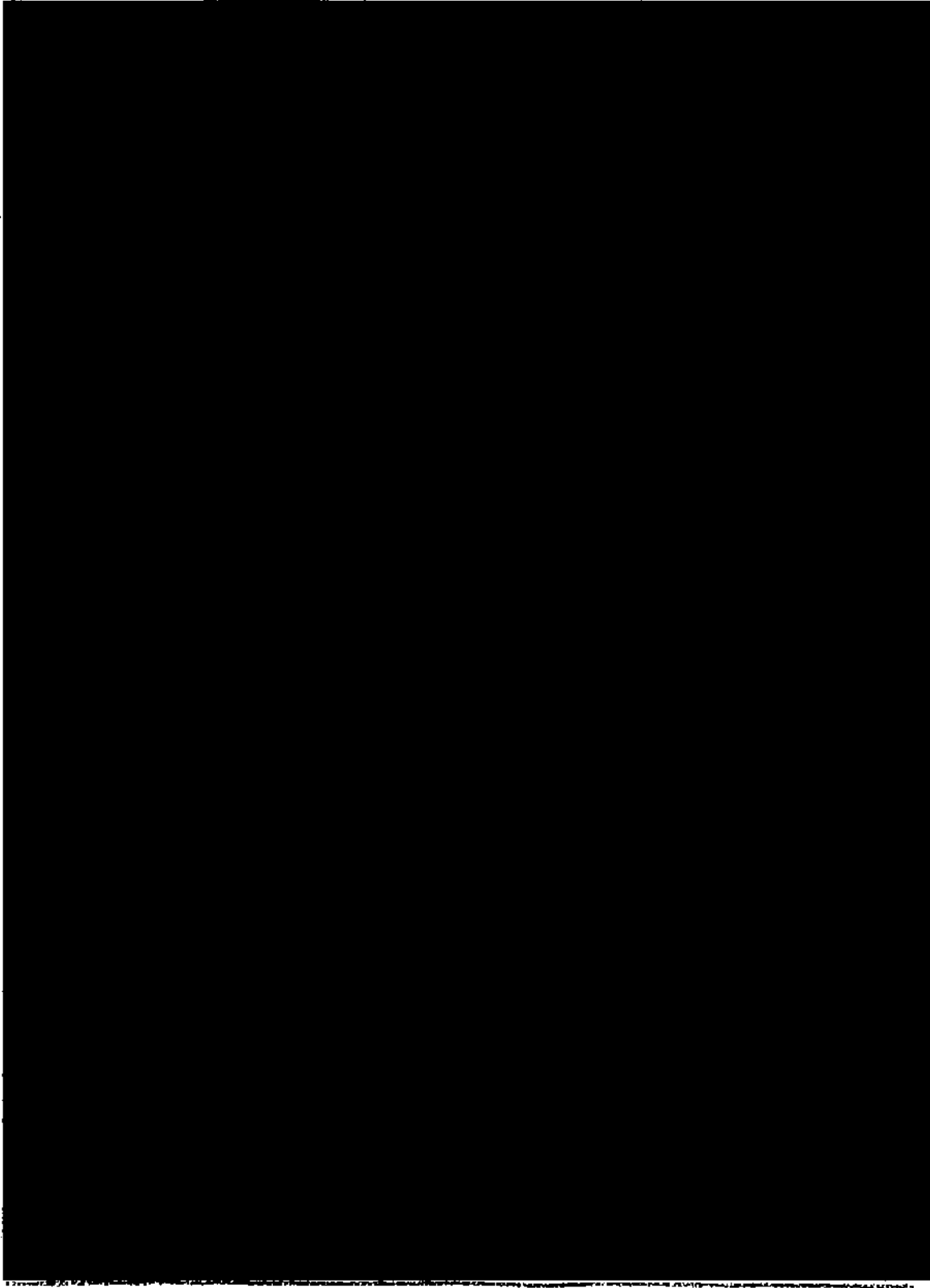
(
(

												上
シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	下



Vertical text in the right margin, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is mostly illegible due to the high contrast and noise of the scan, but some faint characters and symbols are visible.

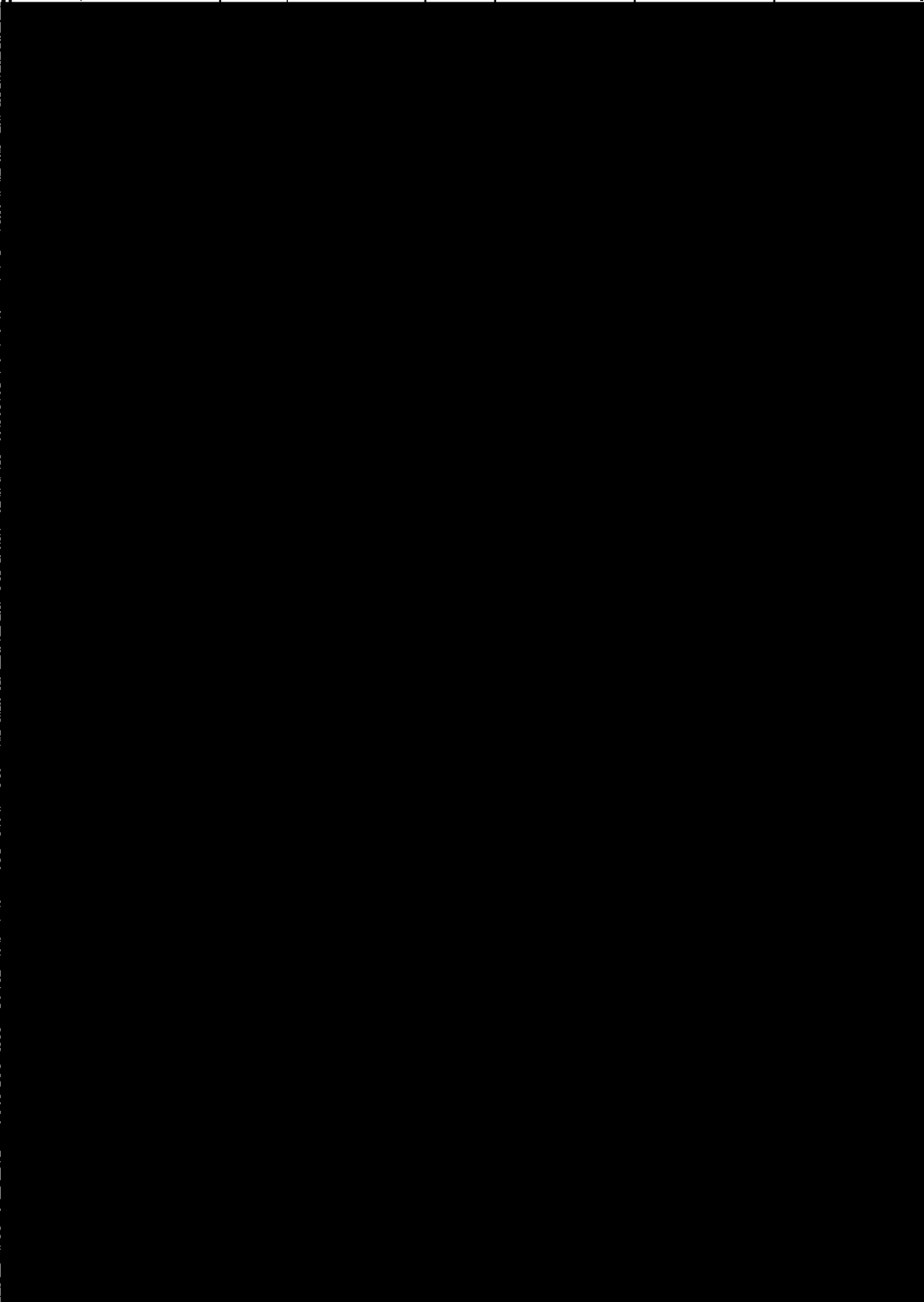
カ	ク	キ	ク	ケ	ケ	コ	コ	カ	カ	シ	シ	ト	ト
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---





I

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--



慶尚南道

職種

氏

名

生年月日

計

本

籍

地

四十三名

土工

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

土
工

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

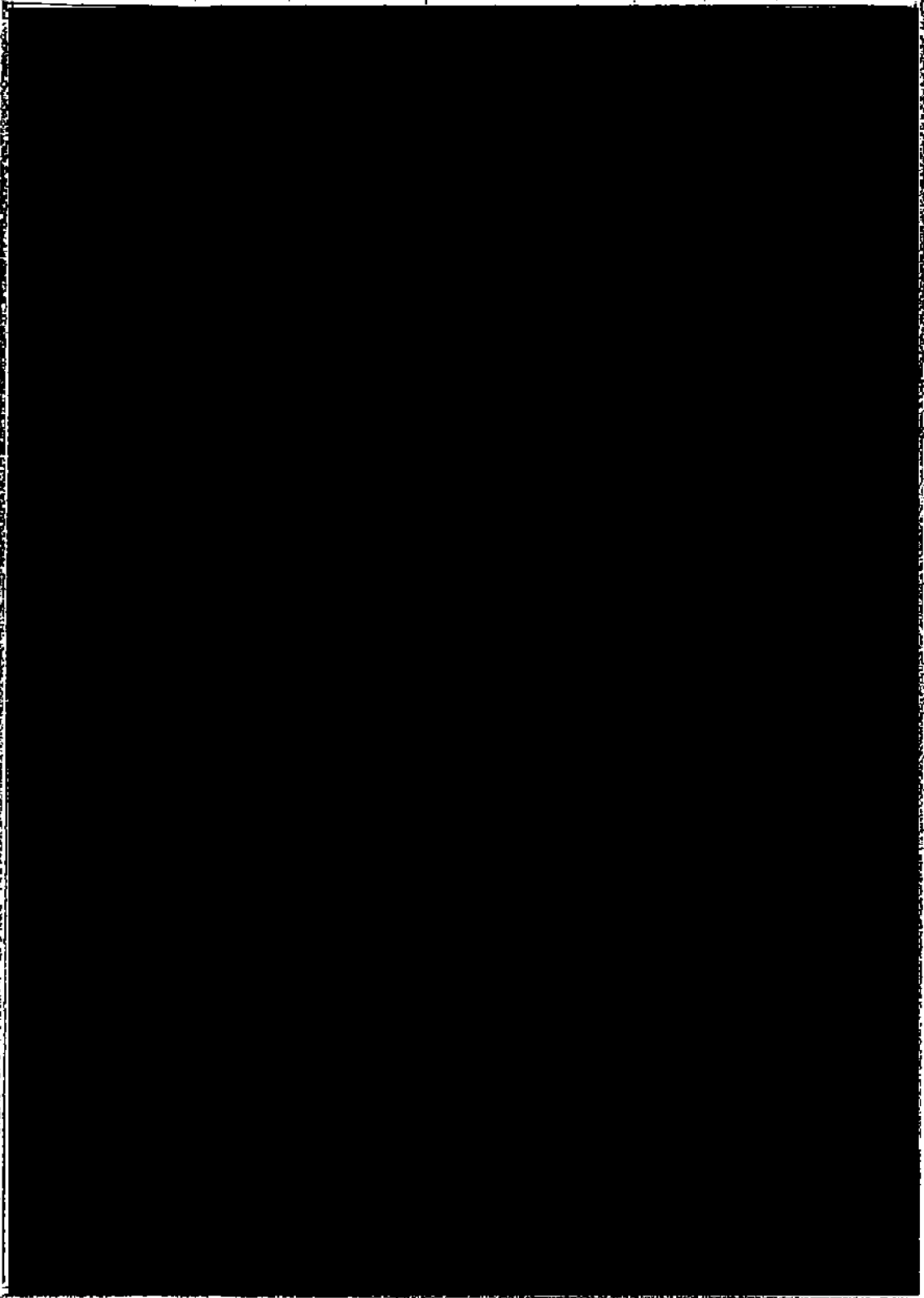
〃

〃

〃

〃

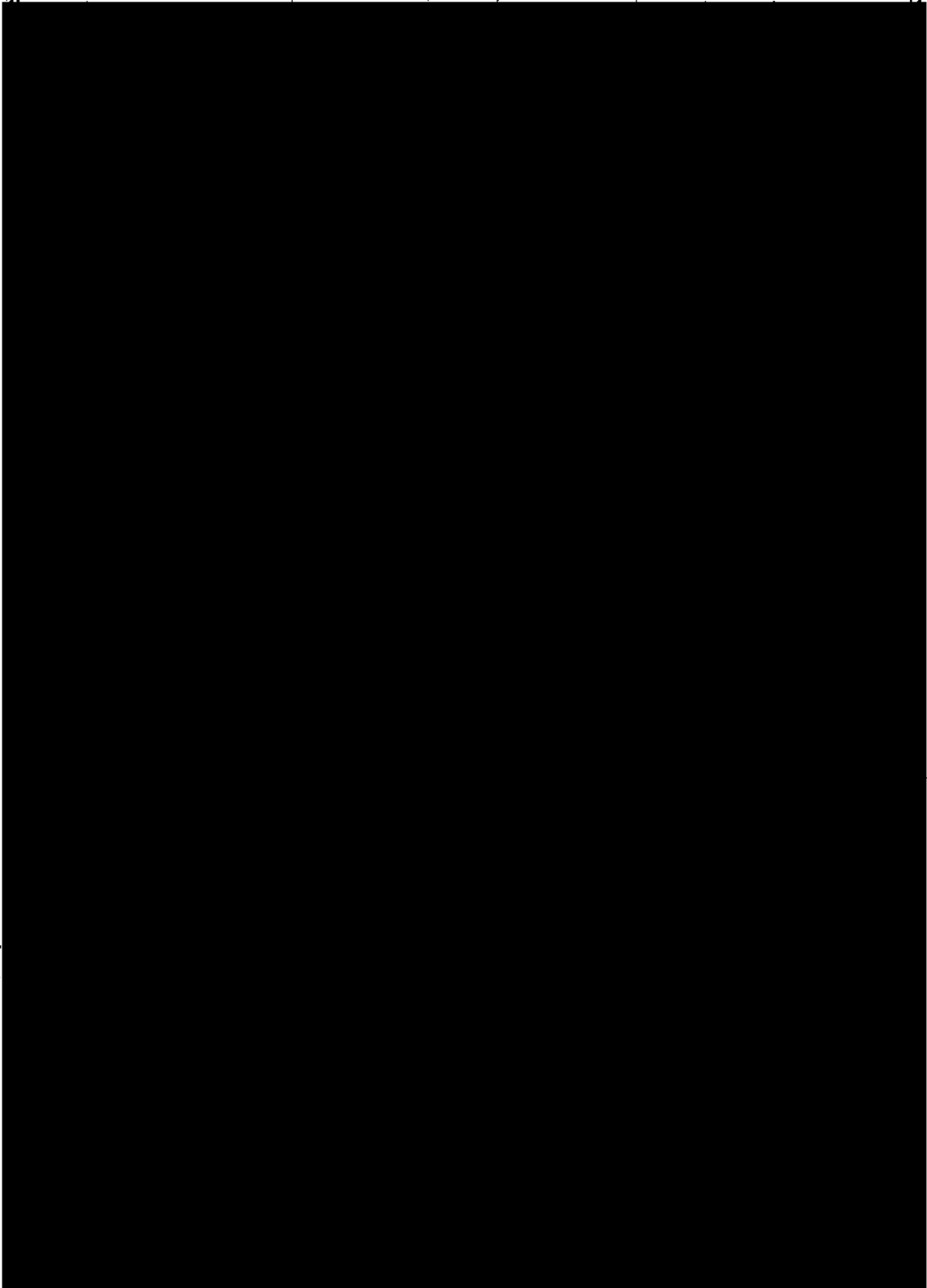
○	○	○										±
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	±



1944
 1945
 1946
 1947
 1948
 1949
 1950
 1951
 1952
 1953
 1954
 1955
 1956
 1957
 1958
 1959
 1960
 1961
 1962
 1963
 1964
 1965
 1966
 1967
 1968
 1969
 1970
 1971
 1972
 1973
 1974
 1975
 1976
 1977
 1978
 1979
 1980
 1981
 1982
 1983
 1984
 1985
 1986
 1987
 1988
 1989
 1990
 1991
 1992
 1993
 1994
 1995
 1996
 1997
 1998
 1999
 2000
 2001
 2002
 2003
 2004
 2005
 2006
 2007
 2008
 2009
 2010
 2011
 2012
 2013
 2014
 2015
 2016
 2017
 2018
 2019
 2020
 2021
 2022
 2023
 2024
 2025

Handwritten notes at the top of the page, possibly including a date or title, but they are illegible due to the quality of the scan.

					○	○	○	○	○	○	⊕
					り	り	り	り	り	り	工



慶尚北道

物種

氏

名

生年月日

本

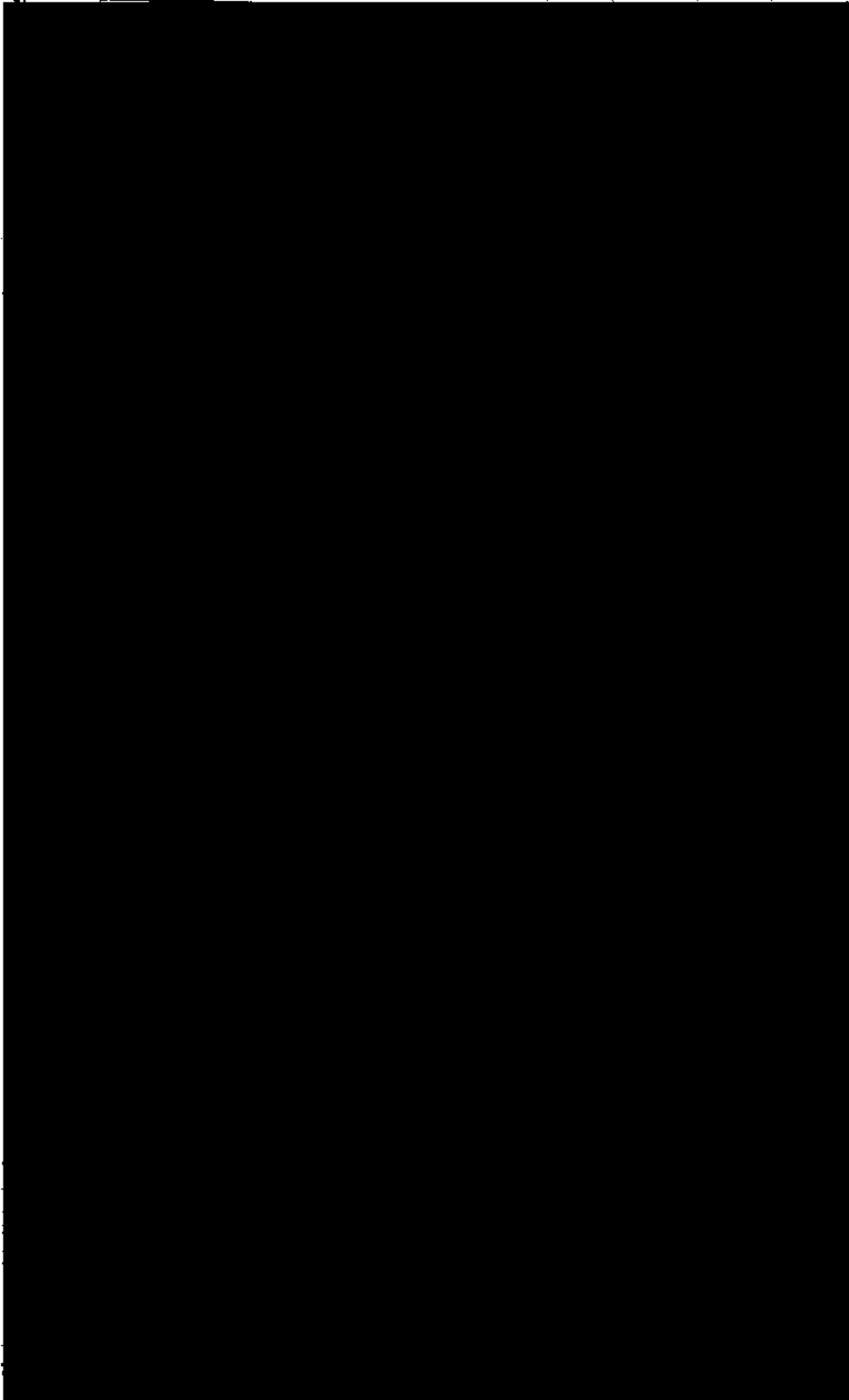
籍

地

計十名

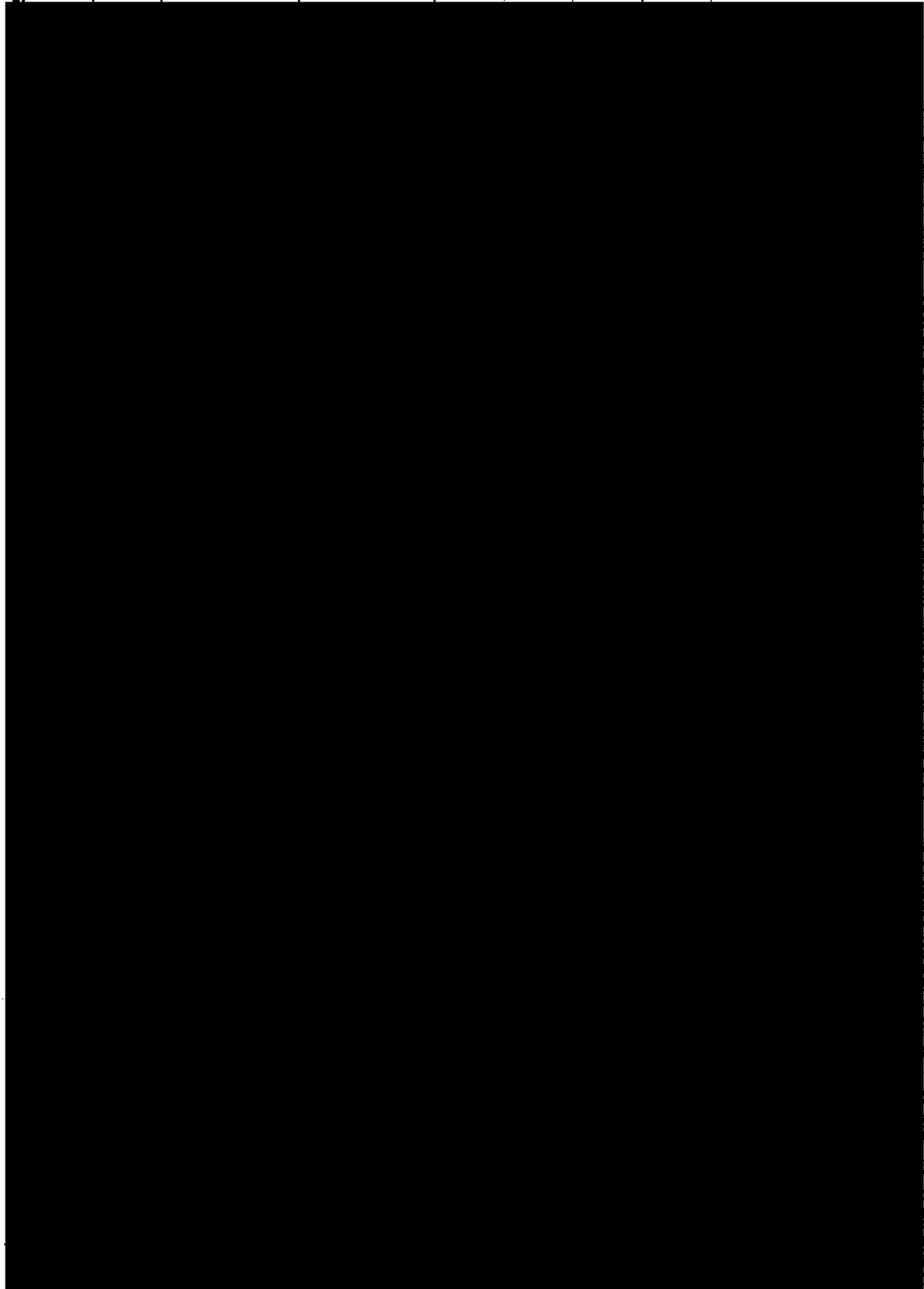
土工

9	6	11	4	5	11	4	9	7	4





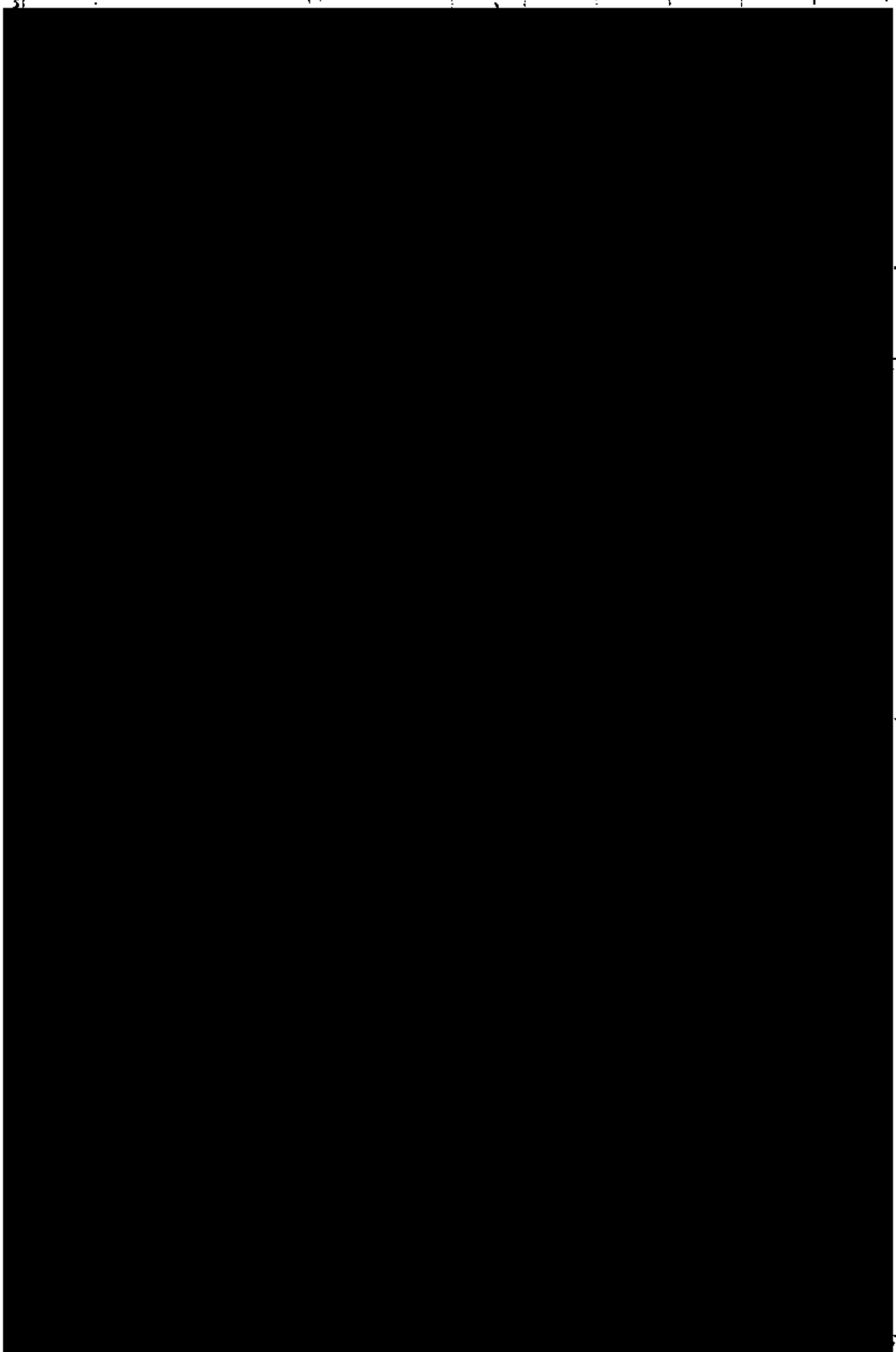
工



全
羅
北
道

詩
五
十
七
名

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃



上
工

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〇

土
工

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

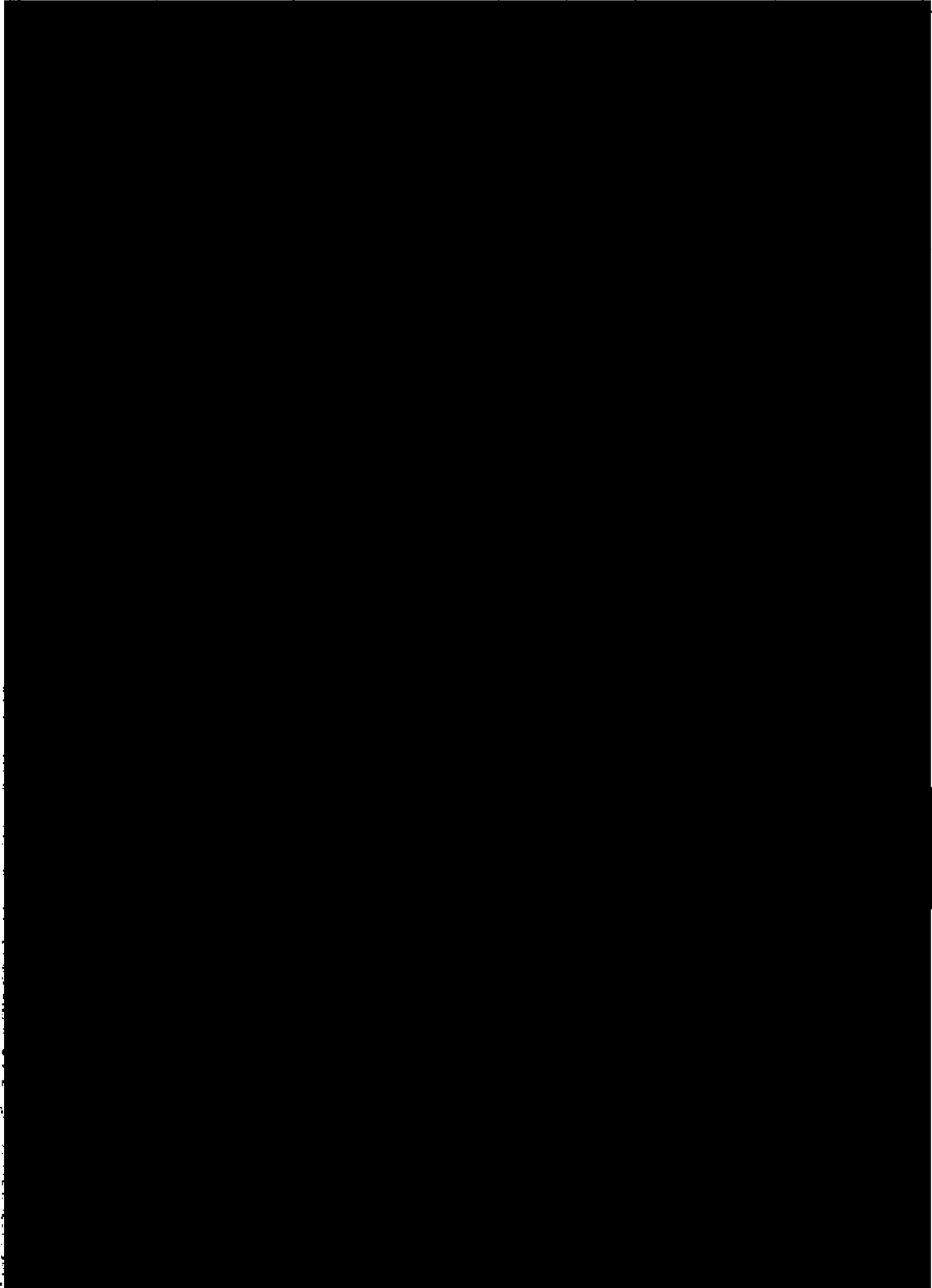
ノ

ノ

ノ

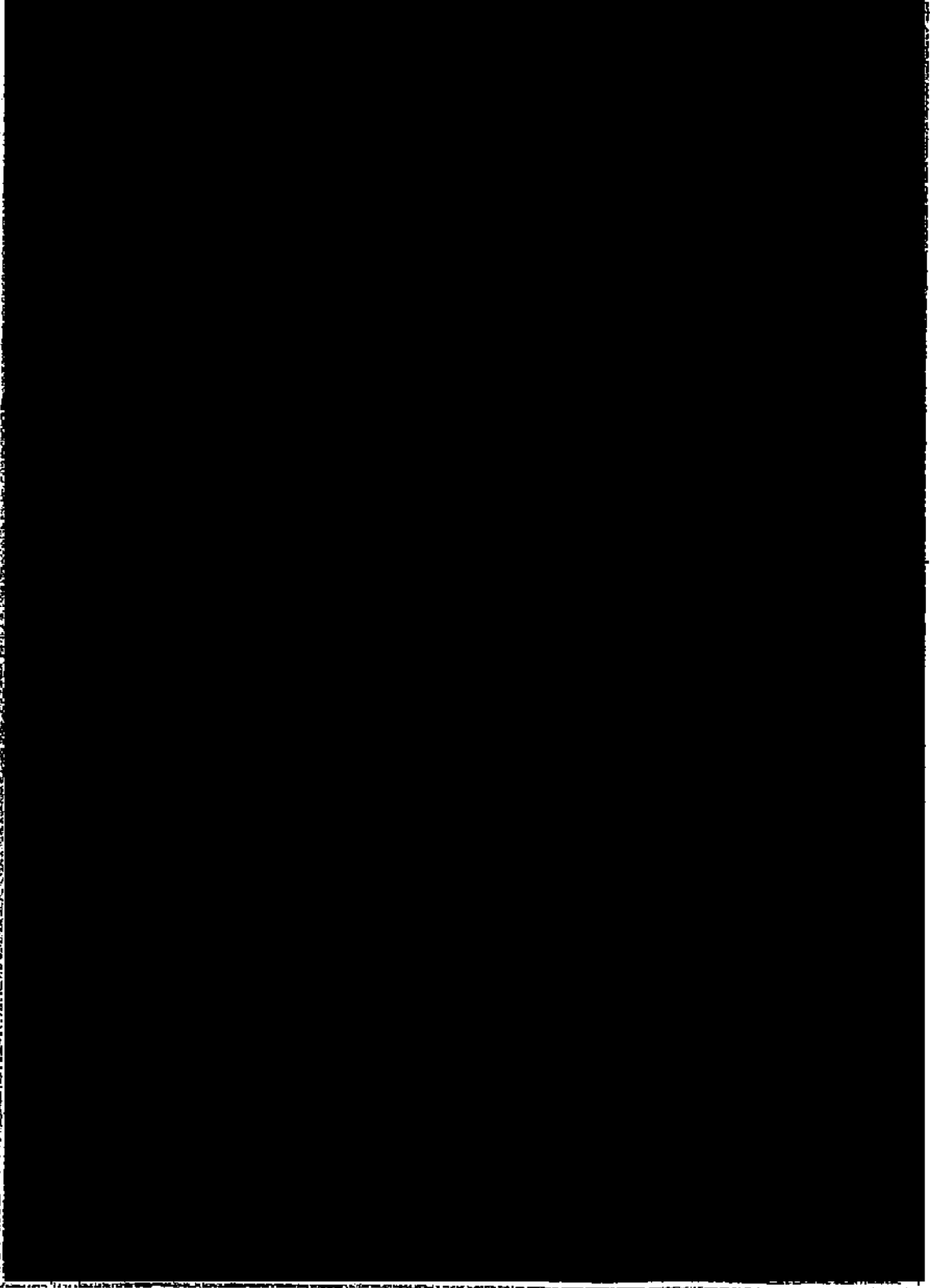
ノ

ノ



Vertical text on the right side of the page, including faint characters and symbols such as 'C' and 'D'.

7	11	6	4	7	4	4	4	4	7	4	7	土
												工



200X
 0117
 4-11



//

//

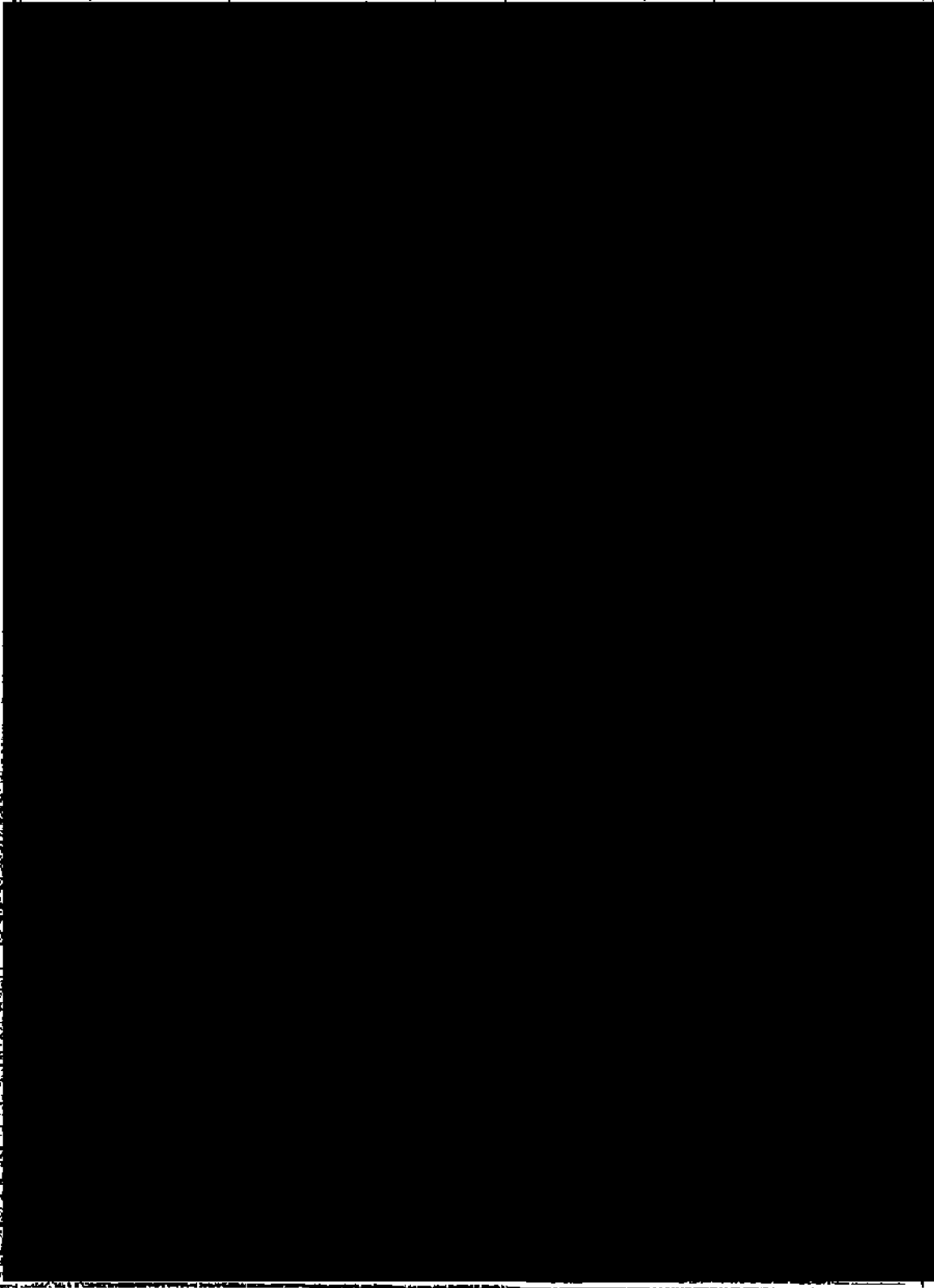
//

//

//

十

五



116

58

十三才以下

58

14才以上 総務

58

2

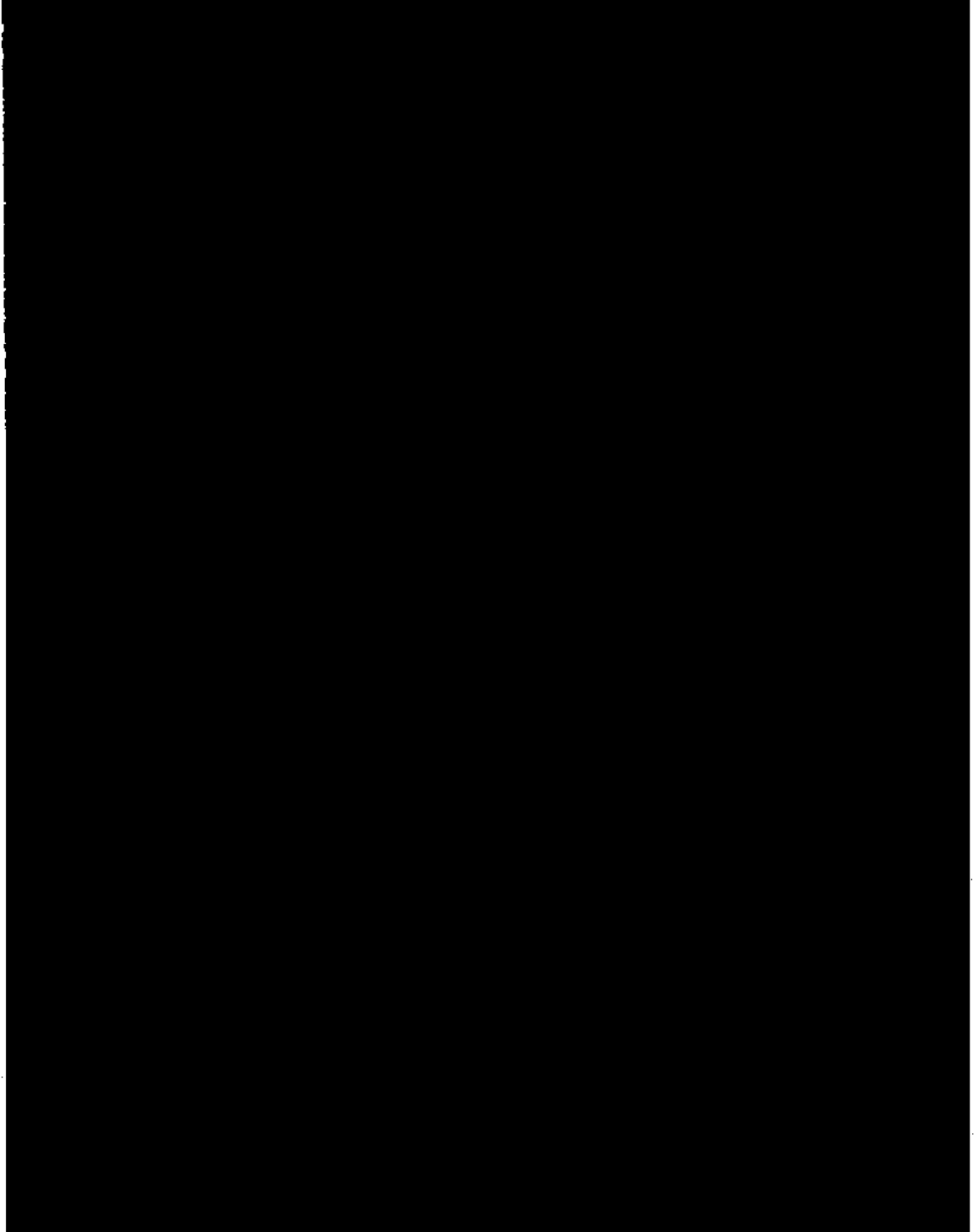
58

13才以下

浮島丸 死没者 名表法 (施設部 以外分)

(一六二名中 軍属丸 供給人 夫四八名ヲ 徐キタル 残一四名)

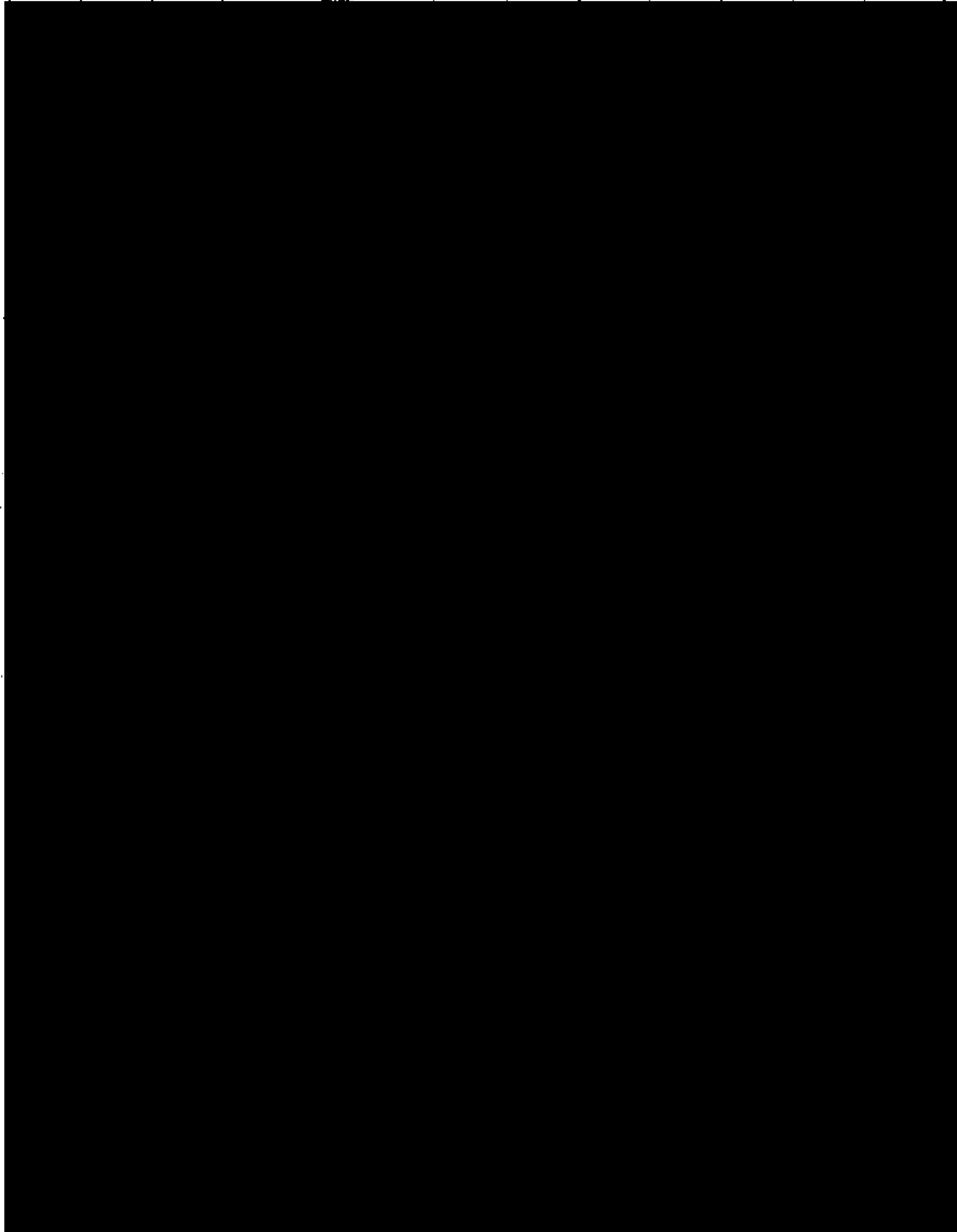
〃	〃	東邦工業	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	地 崎 組
---	---	------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-------------



〃	〃	女	〃	男	〃	女	〃	男	女	女	男	女
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

4 7 5

"	"	"	"	管原組	"	"	"	"	"	東邦工業
---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---	------



"	"	女	男	女	"	男	女	"	男	女	男	女
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

✓ ✓ ○ ✓ ✓ ✓ ✓

菅原組

〃

〃

〃

宇佐美組

〃

〃

〃

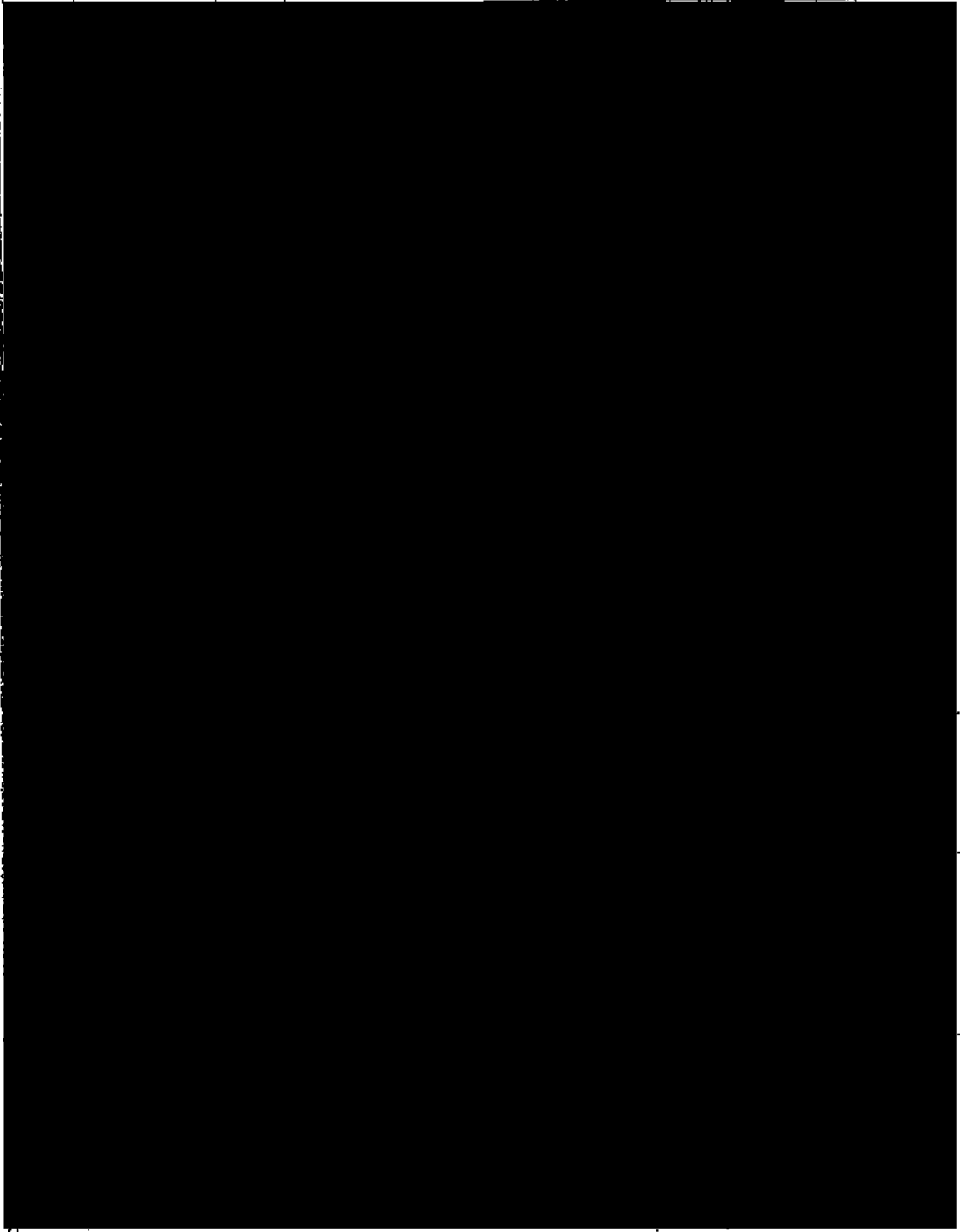
〃

〃

〃

〃

木田組



男女

不明

〃

女

〃

〃

〃

〃

〃

男

女

女

✓

✓

✓

✓

✓

✓

✓

✓

✓

✓

✓

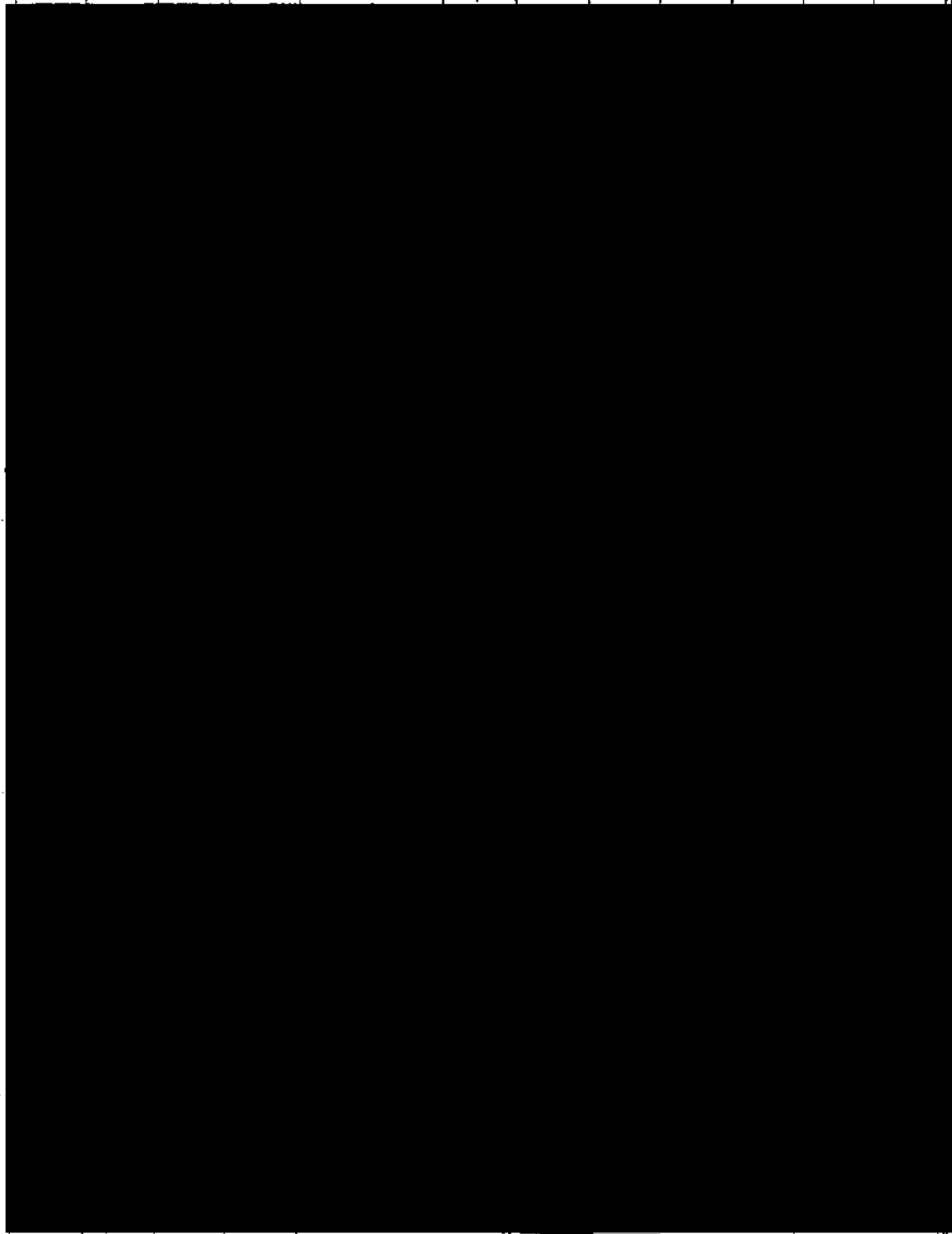
✓

✓

木田組

齊藤組

佐々木組



男

女

男

女

男

女

男

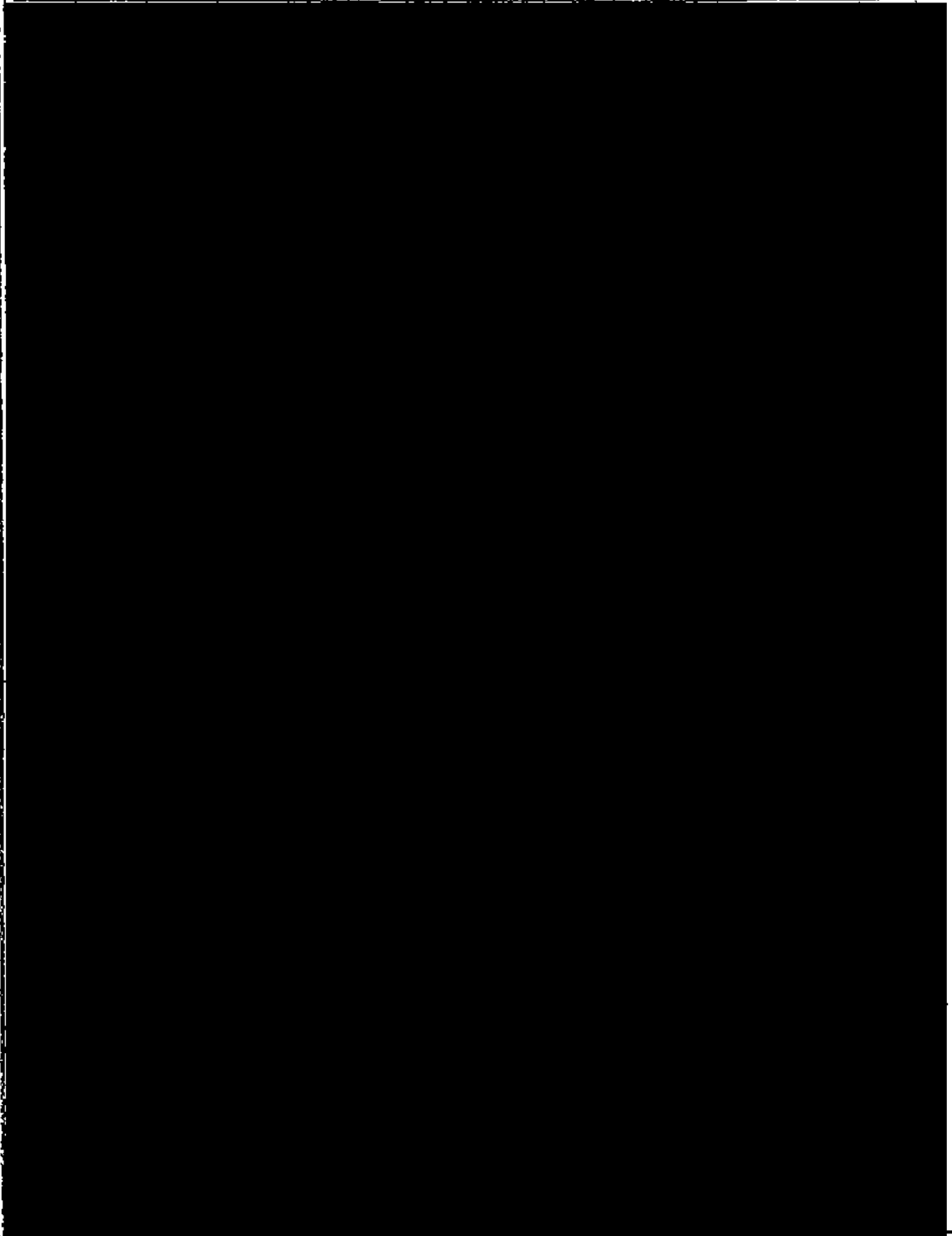
女

〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

7
3
4

2	4	9	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

伍
木
組



1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

女 男 明

女

✓ ✓ ✓

天

佐々木組

〃

日中
天邊
文
店

〃

〃

〃

〃

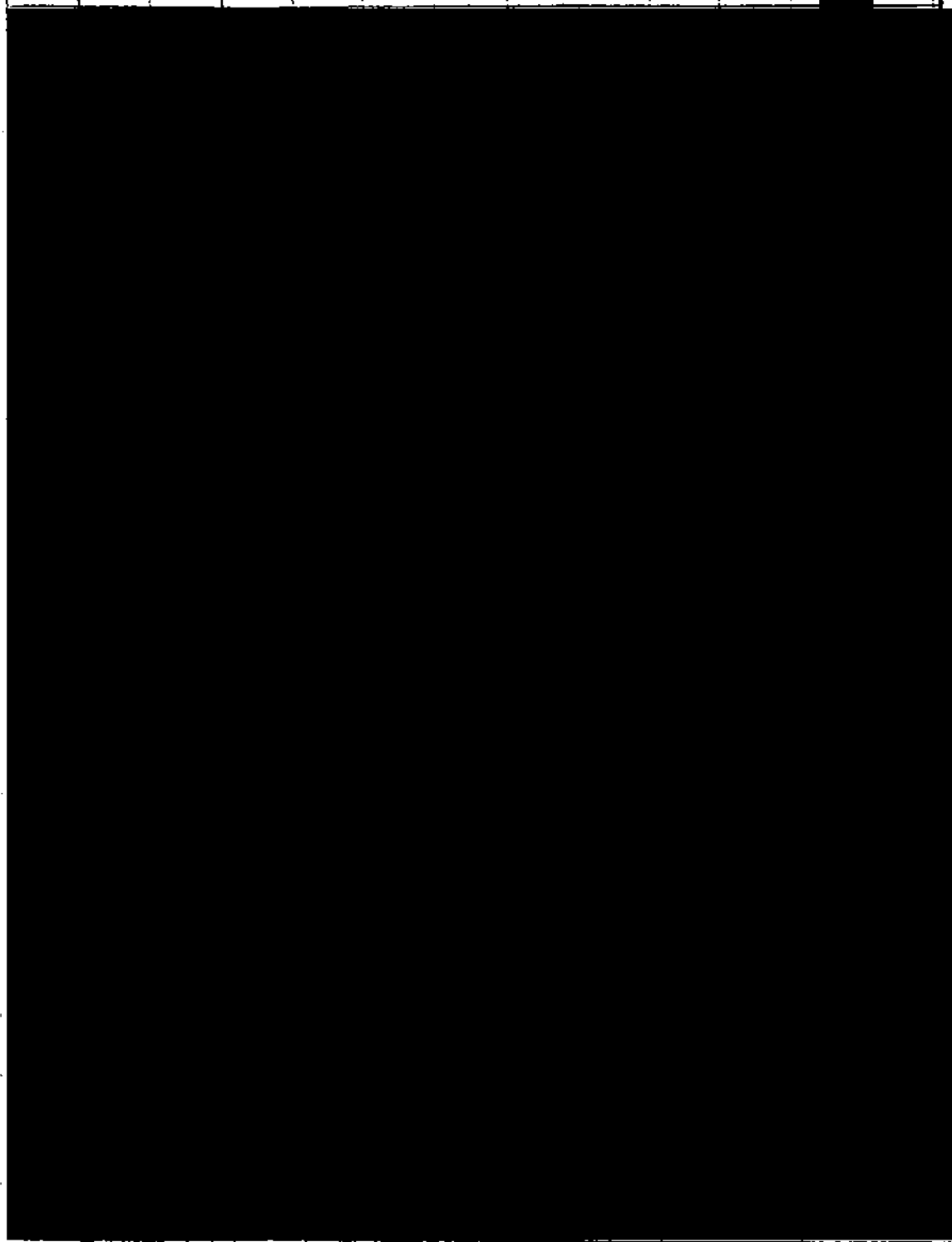
〃

〃

〃

〃

〃



女男

男

〃

〃

〃

〃

〃

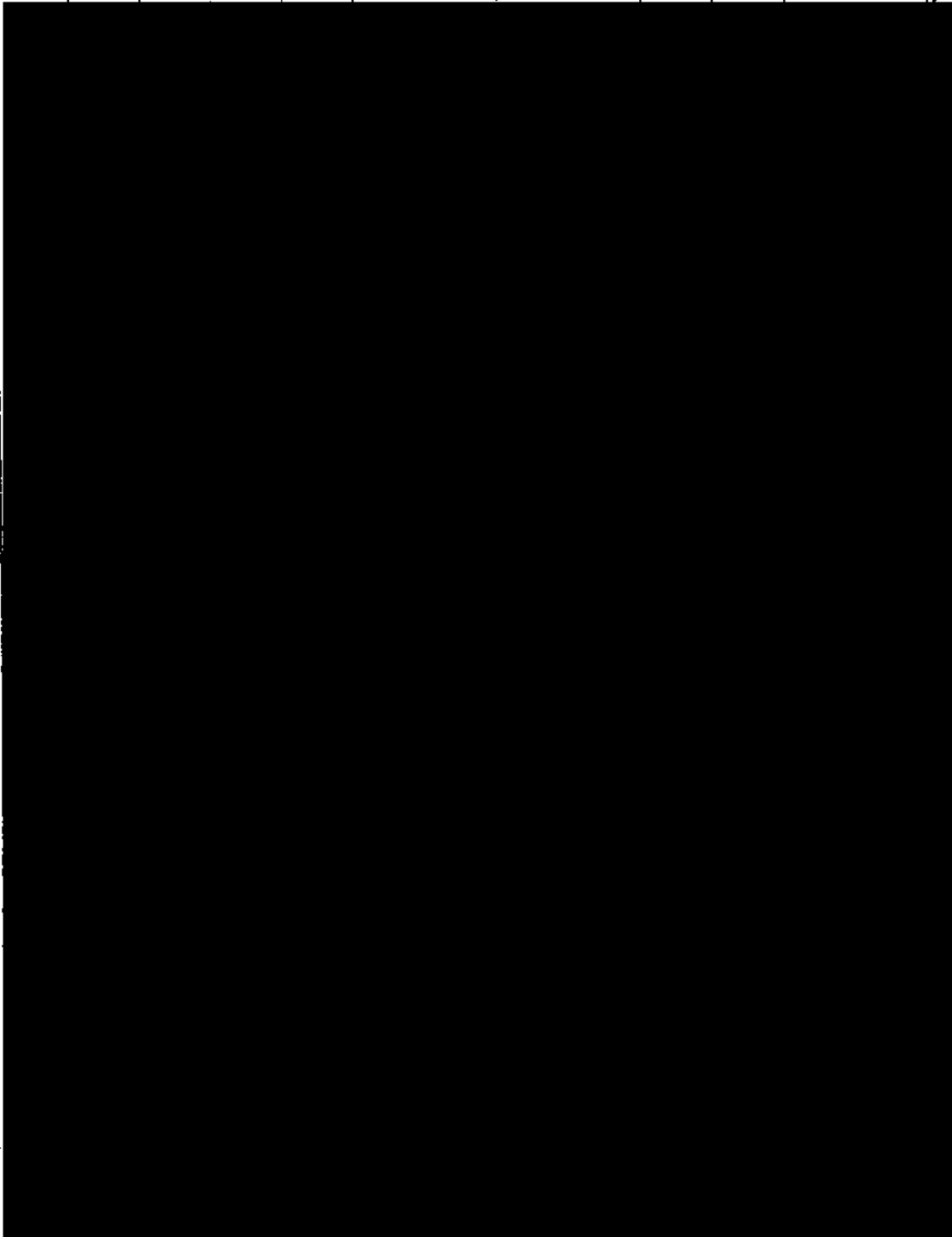
〃

〃

〃

〃

日字通圖
大奏支庄
地崎組



女 男 女 男 女 男 女 男

✓ ✓ ✓ ✓ ✓ ✓ ✓ ✓

一次(七)道(齊)

浮島丸遺骨便乘者名以法

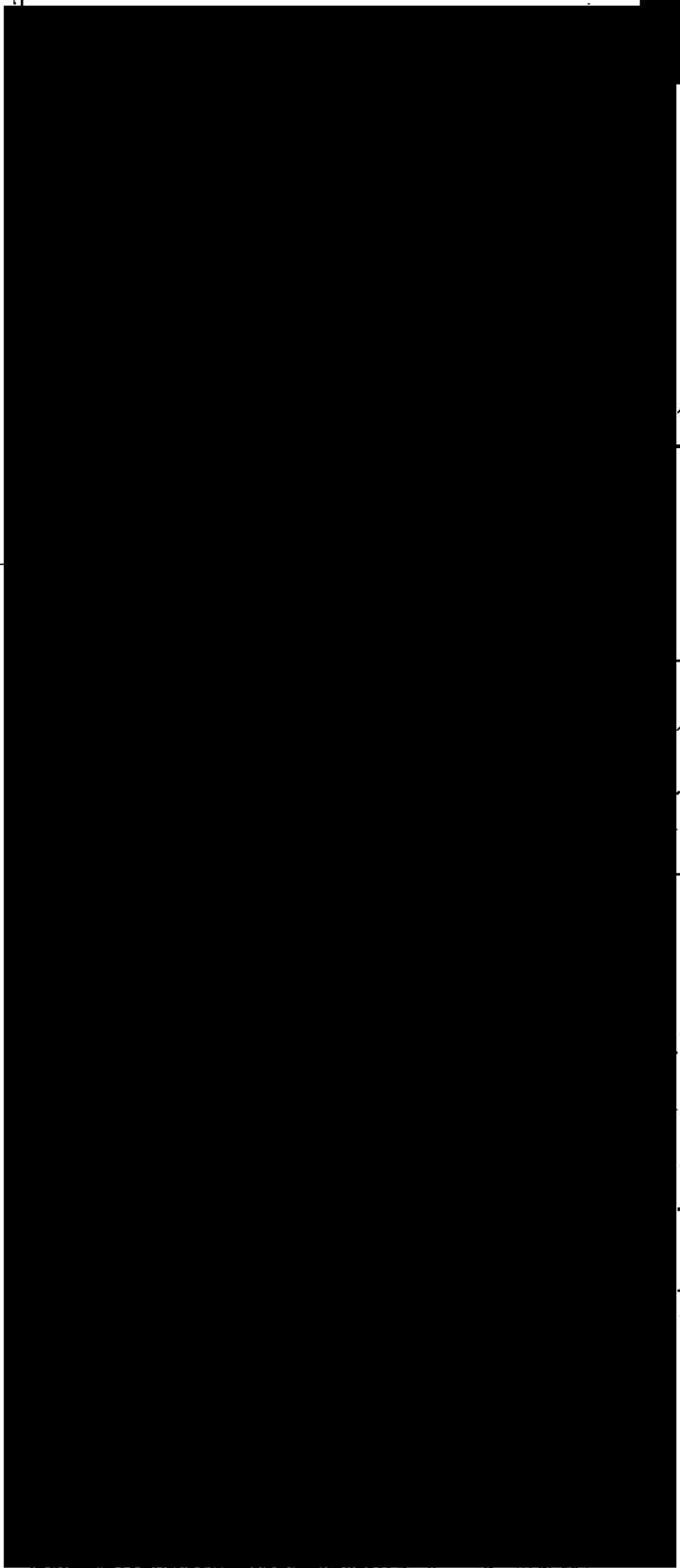
燃力教力係

一遺骨拾九柱

遺留品已合々

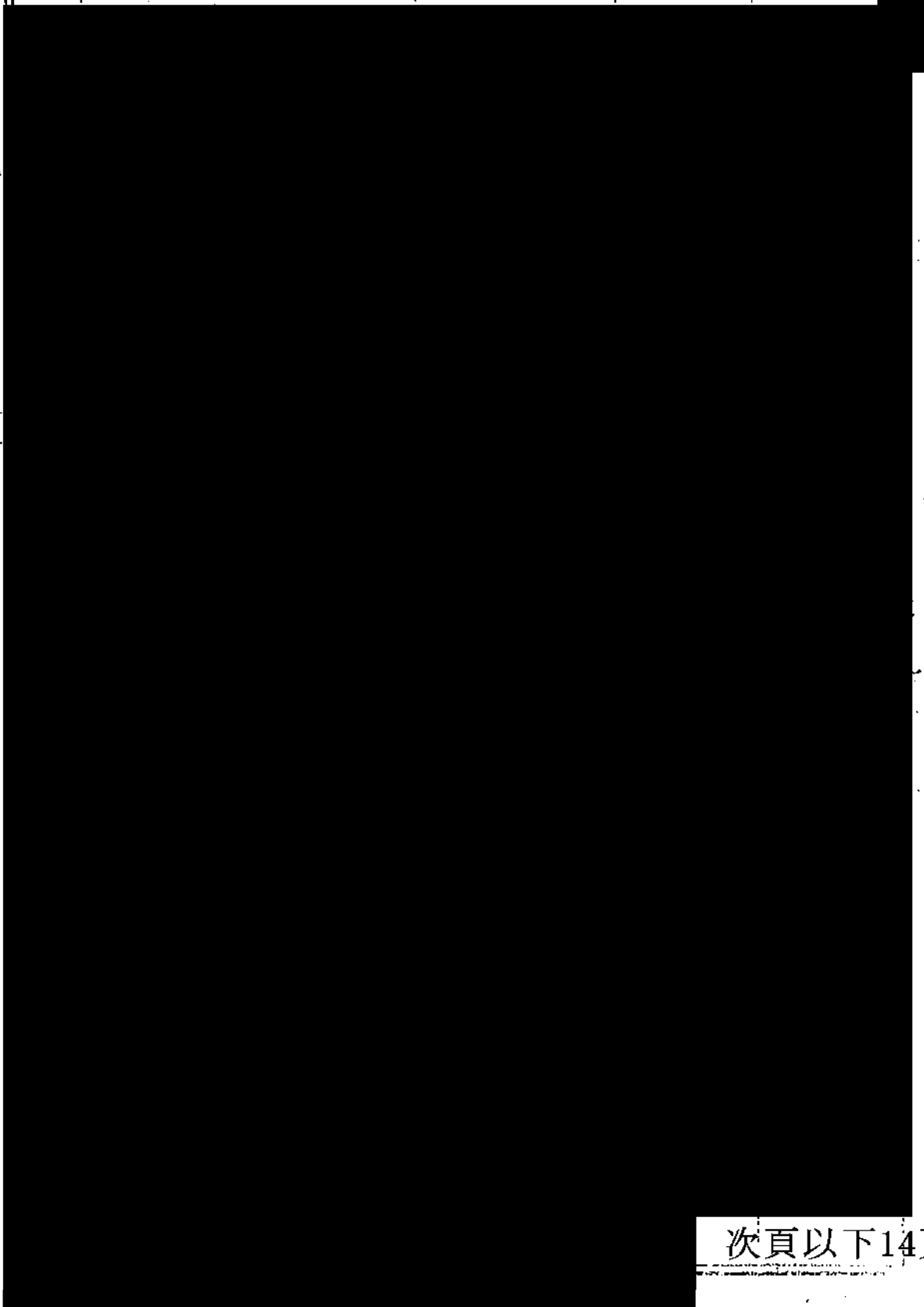
職種	遺骨	氏名	死亡別	死亡年月日	本籍	地址
----	----	----	-----	-------	----	----

土工員



土
工
員

" " " " " " " " " "



復
員
省

次頁以下14頁 不開示



吳地方官廳 職務處理部 復員業務課長 殿

横入第 八五 號の三一九二

昭和十五年 三月 九日

月 日 送付



第二復員局 職務處理部 復員業務課長 殿

浮島丸 遭難者 について (通知)

標題にその其の後 調査の結果 正記事項 別紙 通知

一 下から 通知 します

記

一 浮島丸 船 歴 別紙 第一 二 乗組員 状況 別紙 第二

三 便乗者の 傷病者 について 別紙 第三

四 便乗遺骨 十九 柱 について 自 上 処理 別紙 第四

(別紙 第一 二 三 四 添 一名 送 附)

送

寫送付先 美佐 舞 媛 復員業務課長

三六

復 員 課



別紙第一

一、浮島丸 船歴

(11)	船名	浮島丸	(17)	竣工年月日	一六九三
(12)	船主	大阪商船	(18)	用途別	砲艦 (天)
(13)	船種	客貨	(19)	配属	一 監視隊
(14)	總噸數	四七三〇	(20)	所管	横須賀
(5)	船舶番號	四二六〇一	(21)	觸雷時級	二〇八二四
(16)	契約様式	一	(22)	沈没時役務	特設運送船 (軍船)

備考

二二。 内令第一六三號ニ依リ特設砲艦トシ横鎮所管ト

定メ名称知サトク

同 内令第一六三號ニ依リ特設艦船トシ種別(特運艦)

所管(横鎮)トシ(通)定ム

別紙第二

二 乗組員の状況

(横濱杉浦事務官が遭難時の主計長)

総員 二五五 生存者 二三〇 死没者 二五

海上官以上

下士官

兵

軍医

復員

同上傷者

死没者

復員

同上傷者

死没者

一四

一一

一

一

一七五

三〇

二四

四〇

一内艦長
中佐

一別記の通

一別記の通

復員月日
20 9 / 1

一別記の通

別記の通

十等米果安房部
館野村稻吉

一別記の通
一輕傷者以外は
前艦長一人事
実不明事接
去されたい

一別記の通

復員月日

一別記の通

別記の通

一外艦士官
以上の住所
判明しない

一別記の通
一輕傷者以外は
前艦長一人事
実不明事接
去されたい

一別記の通

復員月日

一別記の通

別記の通

一輕傷者以外は
前艦長一人事
実不明事接
去されたい

一別記の通

復員月日

一別記の通

別記の通

傷病者

傷病者

職名

等級

氏名

負傷の程度

傷病思給

職名

等級

氏名

重傷入院

機長兼
分隊長

少佐

氏名

輕傷

主計長

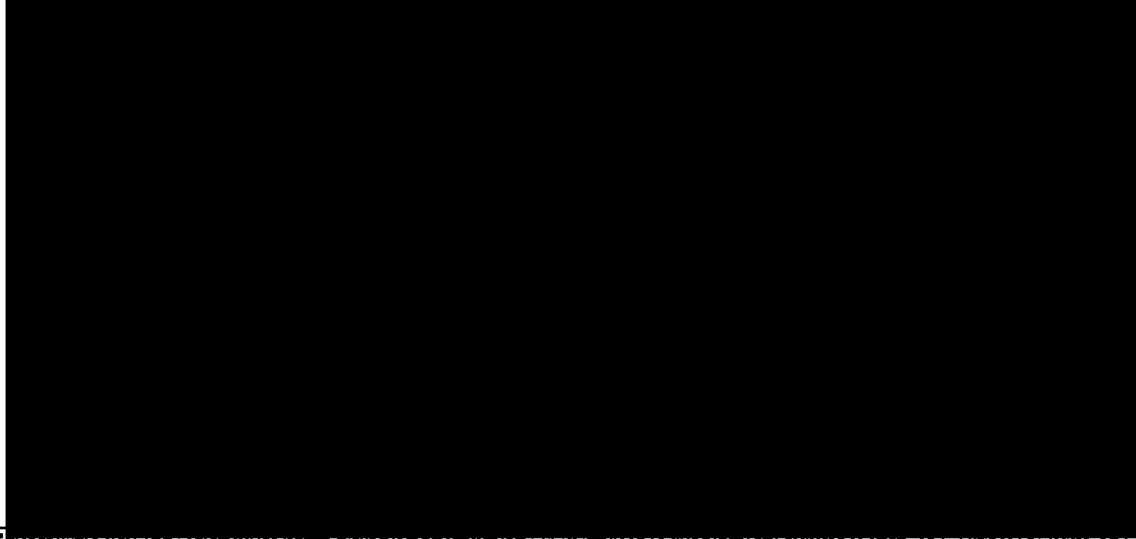
主計尉

氏名

同	入院	輕傷	入院	同	同	同	重傷	輕傷	同	輕傷	同	重傷	
							入院	入院				入院	
							傷 指 導 中	傷 恩 手 續					
									同	同	同	同	乘
													組
一曹	同	同	上曹	同	同	同	兵古長	同	同	同	少尉	中尉	



同	輕	入	同	輕	入	輕	同	同	同	同	同	入
	傷	院		傷	院	傷						院
	傷	恩										
	進	達										
求	上	同	同	同	同	水	一	同	同	同	同	二
長	水					長	曹					曹



傷入院	右足及胸部打撲	右足打撲傷	右足打撲傷	石足打撲傷	同	輕傷	重傷入院	同	重傷入院	同	輕傷	同	入院	同	輕傷	
	傷痕于續 指道中															
同	同	二曹	上曹	上水	同	二曹	一曹	上曹	同	同	同	同	同	同	水長	



死歿者

戰歿公表
年月日

師靈修達年月日場所
骨有無

等級

氏名

三三二八

三三六

福島

無

機長

三三〇三

三三三

宮城

無

上曹

三三一三

三三三

千葉

無

上機曹

三三八一

三三一六

青森

無

上機曹

三三〇

三三一

釧路

無

無

三三四二

三三八七

福島

無

一機曹

三三三

三三三

東京

無

一機曹

三三三

三三七

長野

無

一曹

三三三

三三七

長野

無

二曹

三三三

三三五

千葉

無

水兵長

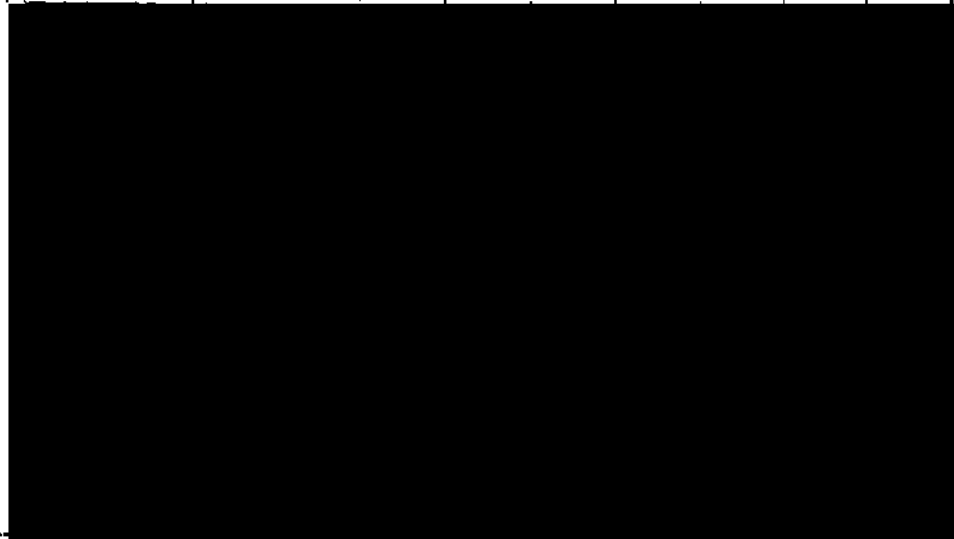
三三三

三三一

茨城

無

無



ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	三 八 一〇	三 四 一〇
三 十 三	三 十 五	三 十 三	三 十	三 十 五	三 十 五	三 十	三 十 一〇	三 十 一〇	三 十 九	三 一〇	三 十 一四	三 十
群 馬	東 京	千 葉	茨 城	兵 館	千 葉	岩 手	宮 城	福 島	神 奈 川	福 島	東 京	札 幌
ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	無
上 古	ノ	ノ	上 機	ノ	ノ	上 水	ノ	ノ	機 兵 長	ノ	ノ	水 兵 長

職役公表
年月日

三四〇

二二七

釧路

無

一

火

印鑑修繕年月日場所

骨有無

專

級

氏

名



別紙第三

三 便乗者の傷病者 13名

(遭難中の負傷者 1名と見ゆ)

(1) 傷病者名簿は次のようにな記録がある
負傷者

萩原組一

宇佐美組二

地崎組一

佐々木組四

栗邦工業一

佐々木組先住二

菅原組一

瀬崎組二

計 四一

(四) 浮島丸 救難実情報告

舞鶴海軍病院

浮島丸救難實情報告

舞鶴海軍病院

一患者收容の状況並に轉歸の概況

昭和二十一年八月二十四日平海兵團より浮島丸遭難患者多数發生の報に接し同日二〇一五收容隊ヲ派遣せしむ。

既ニ指揮官軍醫中尉

同附海軍上等

衛生兵曹

隊員十三名患者「ハス」に乗車

ニ。三。本院出張ニ。平團病室着收容を開始し

爾後本院「トラス」患者「ハス」總動員にて收容に当り。

隊員少数ナル爲平國衛生兵の應援に依頼し「トラス」

には一回要撻患者約六名患者「ハス」は輕傷者約

二名宛に收容翌二日。一。ト。以て右收容に所

切水。其の南本院に於ては少量通員全員を以て

多發傷病患者收容部署に依り應急病舎に收容

準備とすし待機し順次到着患者の收容に従事せしむ。

当时平國病室に於ては總員より應急処置を施し治療品等も全部搬出準備し萬全を期しありと右應急処置を終了のものより順次平院に送院せるものあり。

而して平國病室は狭小なる爲室内は言ふに及ばず附近の練兵場又は空地に收容しありと附近は歩行不可能なる程多数の患者ありと其の數約二千名ありと言ふ。

本收容隊は以上の如く職務に最善を盡し疲勞も意に介せずとて最後迄頑張りの一。に至り一應其の任務を終了せるものあり。

而して平院に收容せる同船患者の總數は百五十九名にして内三名の死せし見たり又同患者は九月十六日と以て僅か一名の患者を残し全部帰郷せるものにして内五名の患者は旅費等全く所持金あり爲平院に便宜立替日

支辨せる状態あり

二 同船患者入院中の状況

食事は患心者食と供し患者夜一藁ベッド一毛布二枚宛と貸

與し治療は関しは手術「ギブス」固定繃帯等と施し其の他に近代

歐西醫學及その技術を以て之に當り萬全と期したるものにして一般

下士官兵の治療と何等差異あるのみならず寧ろ後日

の鬼角の批評と慮りえが治療には細心慎重に從事

せりものありし。萬全と期したる治療にも拘はらず遺憾なく

り左の三名の死と存るも出せり加之の死因は頸の骨の癒多の

通りふりし。

備考

一 患者食一回量 米七分 麥三分 計百九十斤

副食物 (豆腐 馬鈴薯 玉蔥 青菜等)

二 看護員

看護婦 十六名

衛生兵 (特志) 六名

馬道士 三直制 兵一名 看護婦 三名

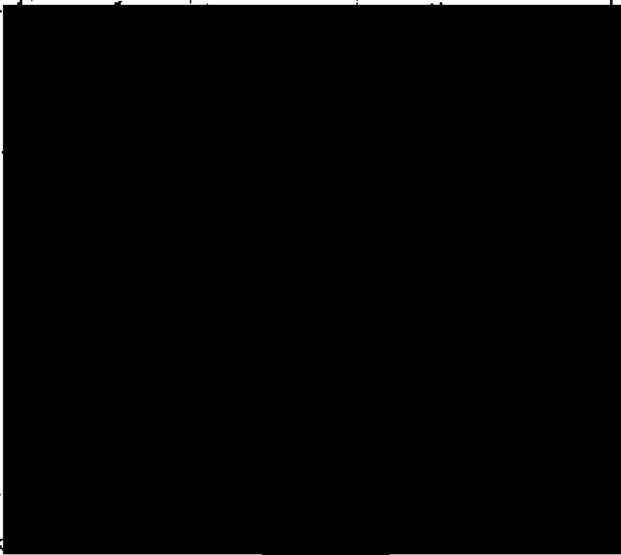
終

別紙第四

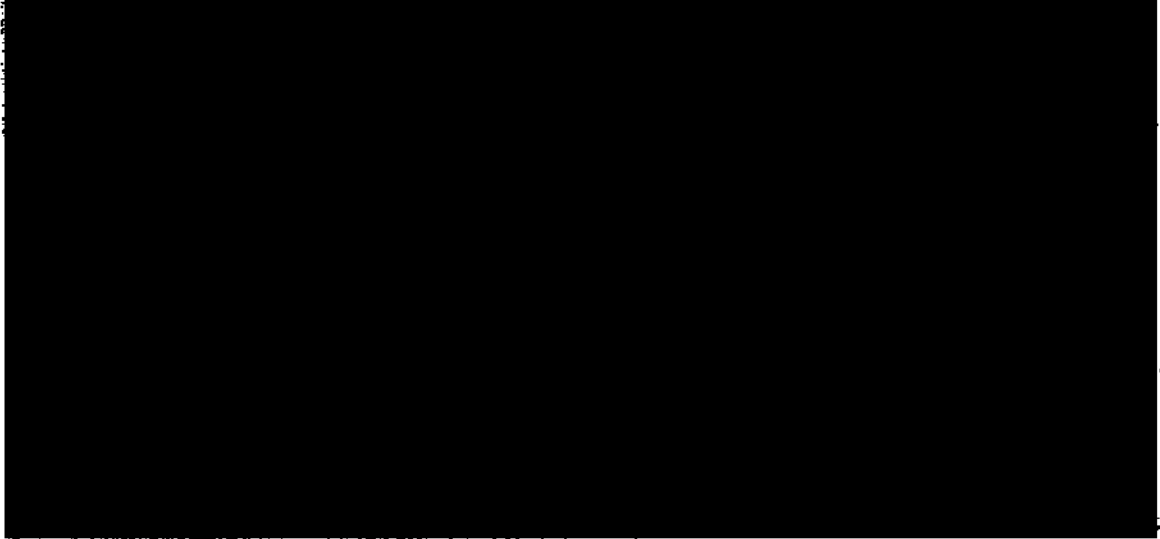
四、便乘遺骨十九柱に對する身上處理

二月十五日附横人第八五號の三一五。中浮島丸
便乘遺骨拾九柱に對する身上處理
済否

戦死	戦傷死	病死	病死	死亡別
昭和 二〇 八 九	昭和 二〇 八 三	昭和 二〇 七 九	昭和 二〇 四 九	死年月日
三十一 三	三十一 二五	横人 同右	大塚梅軍施設部 戦没者	合表年月日 遺族扶助
停止中	済		大塚梅軍施設部 戦没者	職種
				土工員



疫死												戦死
昭和 一〇 六 九												昭和 八 九
大施 戦死者 処理 費 支給 済												土 工 員
死亡 一時 金												停止中



郵

美地方復員業務處理部 復員業務課長 殿

横人第八五号の三二五

庚彦班長

河

昭和二十五年四月七日

月 日 送付

横須賀地方復員業務處理部長

管下各民生部世話課第二世話係長 殿

浮島丸遭難者殘留遺体に對する遺族等
部外者との応酬要領について（通知）

郵

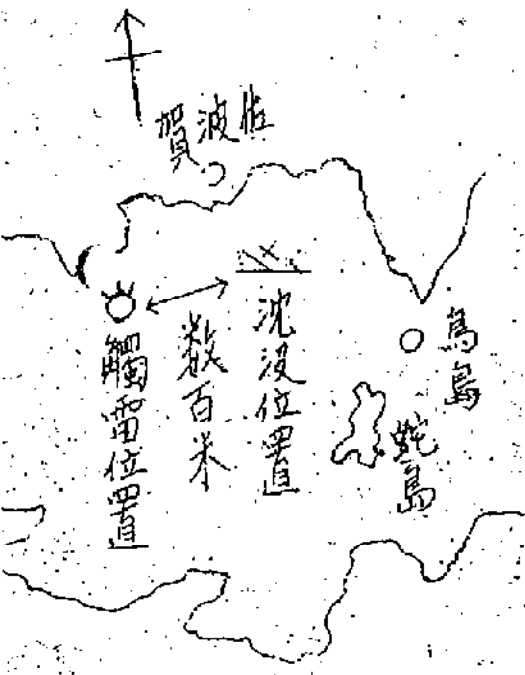
No. 45
4-24

別紙

浮島丸遭難者殘留遺体の處理について遺族等
部外者に対する応酬要領

一 遭難の情況

- (一) 日時
- (二) 位置



(三) 一 設 情 況

(2) 乗組員及使乗者等

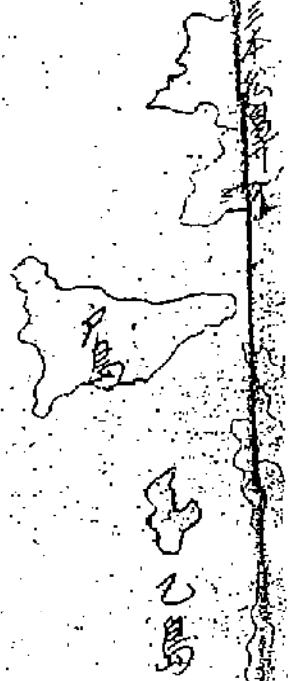
A 乗組員 総員



名

(遭難時の主計長
得たる資料)

中島 栄氏より



准士官以上					下士官兵					軍属			
無事故		負傷者		死 歿者		無事故		負傷者		死 歿者			
一四		一一		一一		一七五		三〇		二四		なし	

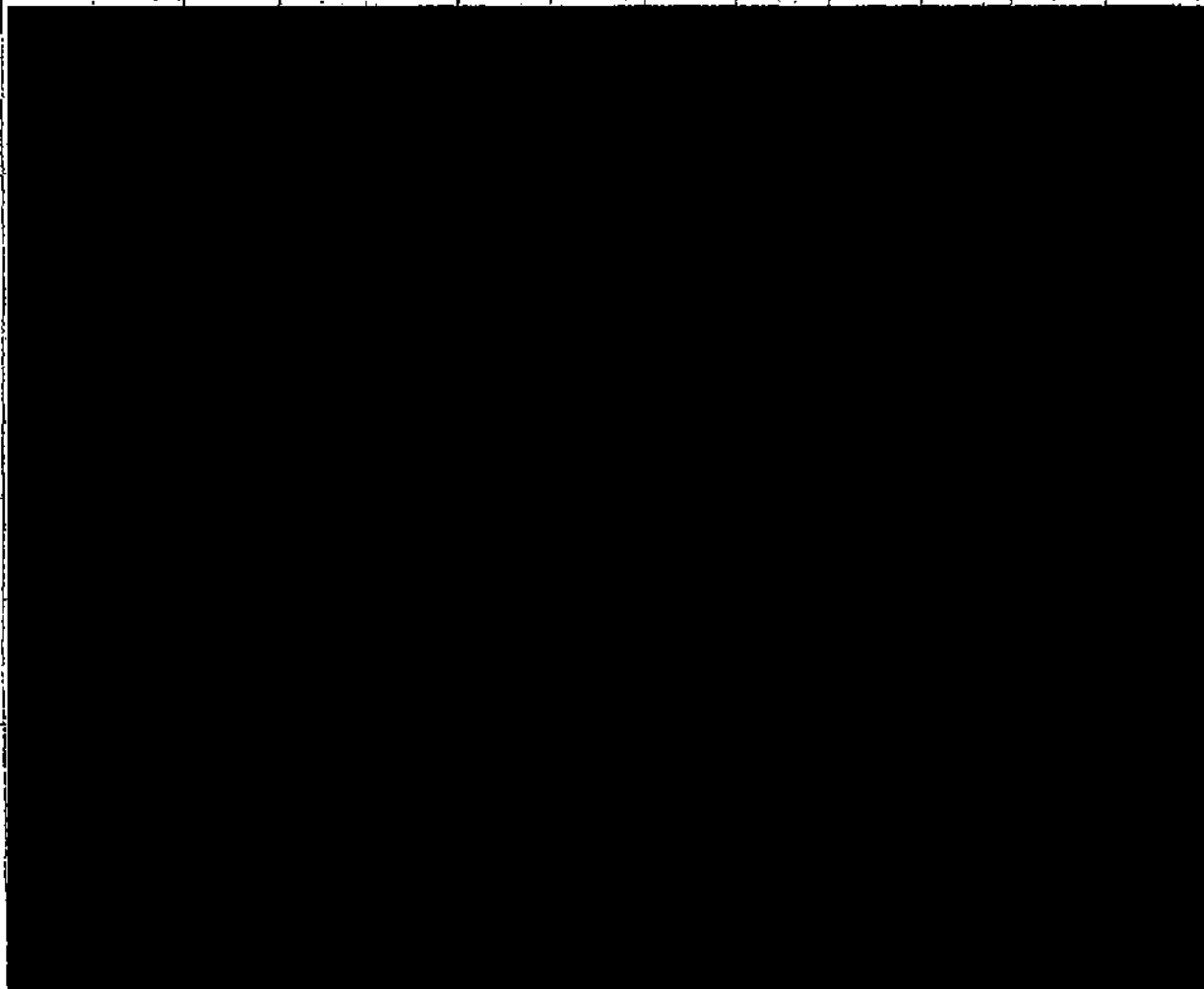
負傷者 〔一〕一部資料見当らず判明していないものもある。〔二〕軽傷者以外は所轄長官の事実証明書提出されている。

負傷の程度	傷病恩給	職名	等級	氏名	年齢	籍貫	所出
重傷入院		乗組	少尉	王計長	三六	島根	
軽 傷		乗組	少尉	三六	島根		
同		乗組	少尉	三六	島根		
軽 傷		乗組	少尉	三六	島根		
同		乗組	少尉	三六	島根		
軽傷入院		乗組	少尉	三六	島根		

同	同	同	同	同	同	入院	怪傷	入院	同	同	同	重傷入院
											22.2.28 傷恩 進達	傷恩 導中 手續指
同	同	同	同	同	同	同	同	同上	同	同	同	同上



重傷入院	同	入院	同	同	同	軽傷	入院	同	軽傷	入院	軽傷	入院
							23傷 3恩 27進達					
上曹	同	同	同	同	水長	上水	同	同	同	同	水長	一曹



6

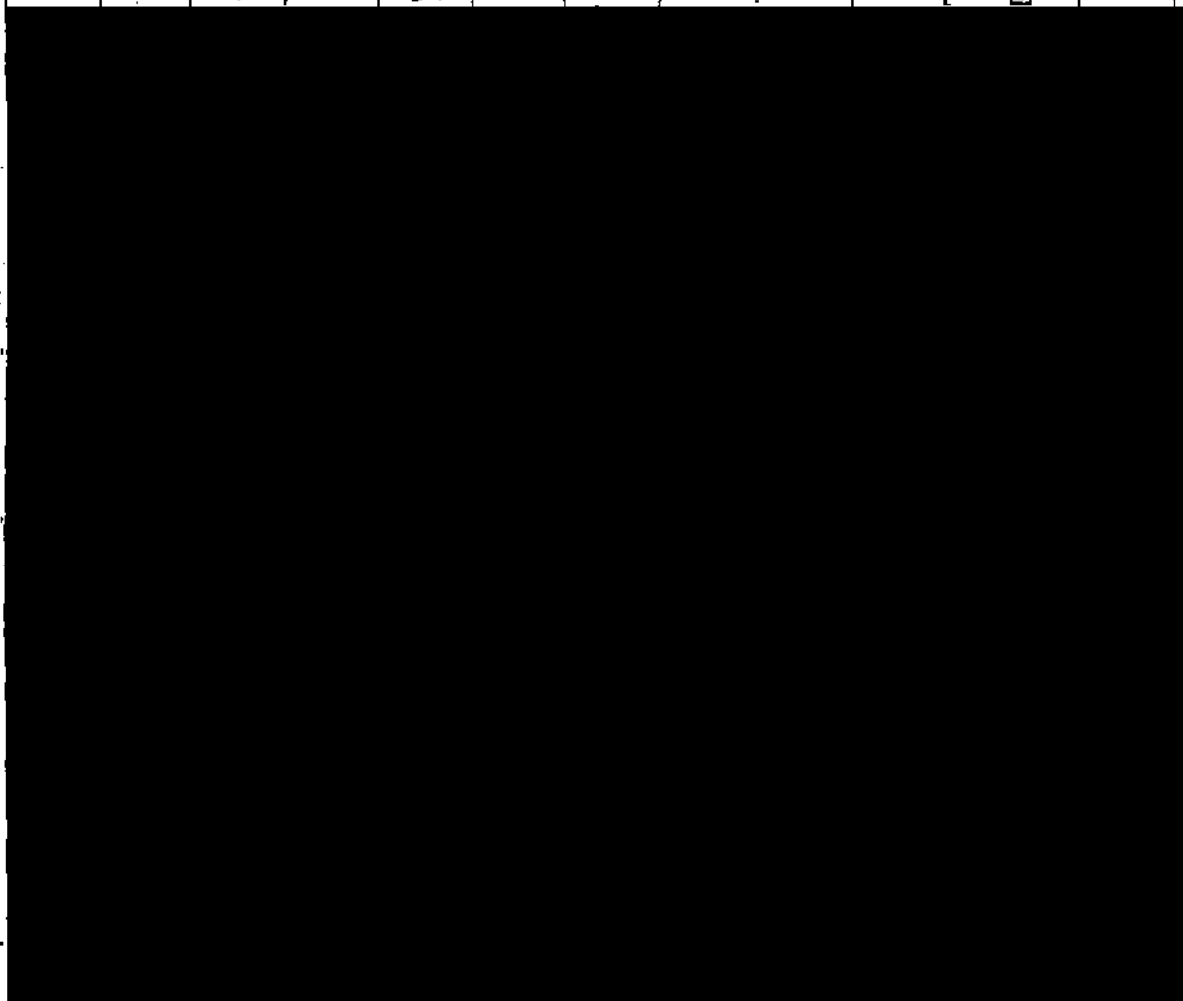
死 歿 者

右足及胸部打撲傷	右足打撲傷入院	右足打撲傷	右足打撲傷	同	重傷入院	重傷	重傷入院
	傷恩手続指導中						
同	同	二曹	上曹	上水	同	二曹	一曹

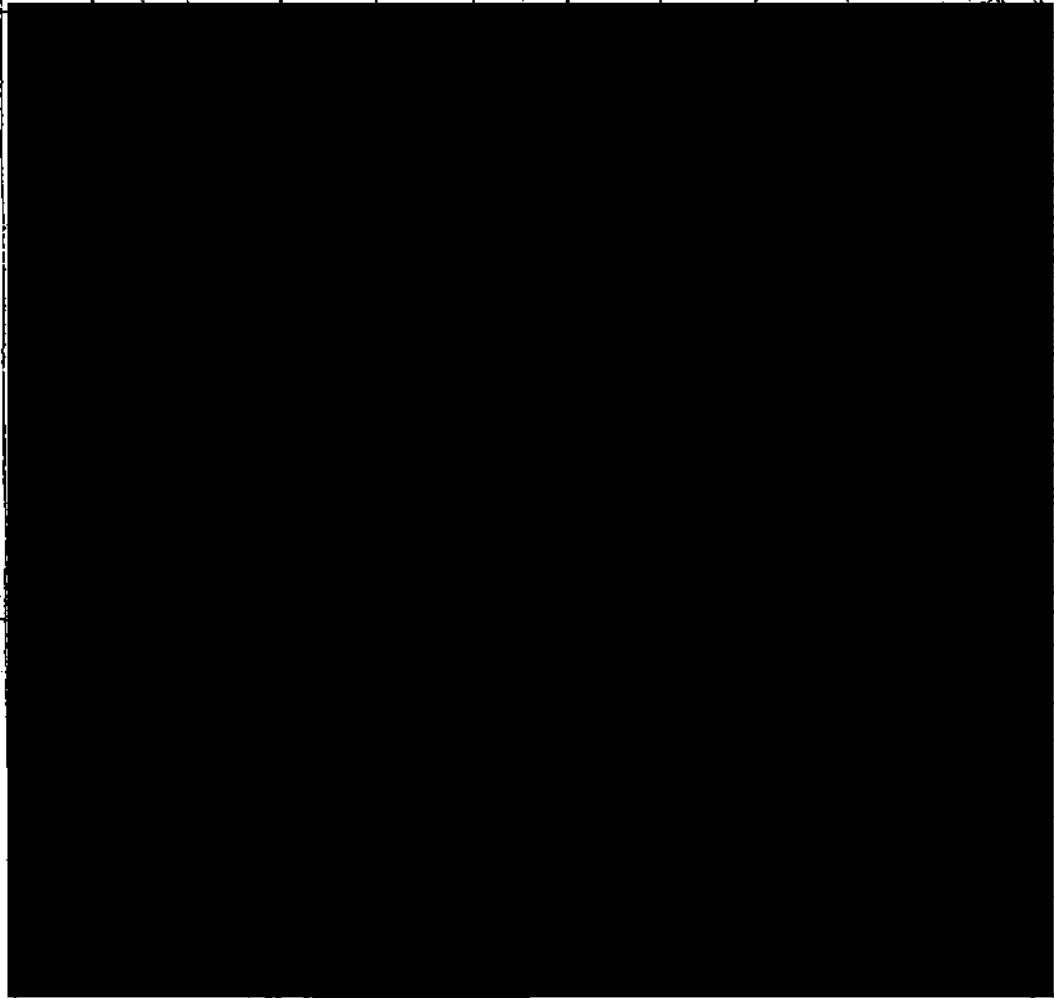
22.10.20	22.2.28	公表年月日	御遷任達年月日	御遷任場所	有無	等級	氏名	本現	任職	所在地
			22.3.5	宮城	無	無				

⑨ ⑨ ⑨ ⑨ ⑨

	21 8 10	"	"	"	"	"	"	22 4 20	"	21 8 10	22 1 30
21 20	21 11 14	21 11 札幌	21 11 茨城	21 10 25 千葉	21 11 27 長野	21 11 27 長野	21 11 15 東京	22 8 7 福島	21 11 釧路	21 11 16 青森	22 3 千葉
無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
同	同	同	同	水兵長	二曹	一曹	二機曹	同	同	上機曹	上曹



22 4 10	"	"	"	"	"	"	"	"	"	21 8 10
22 7 22 28 29 29	21 11 22 群 島	21 11 15 京 京	21 10 27 千 葉	21 11 茨 城	21 11 15 函 館	21 10 25 千 葉	21 11 岩 手	21 11 20 宮 城	21 10 福 島	21 10 29 神 奈 川
無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
一 水	上 主	同	同	上 機	同	同	上 水	同	同	機 兵 等



B 便乗者 (大湊海軍施設部よりの引継書類による)

(イ) 便乗者総数

[Redacted]

生存者
死歿者

[Redacted]

(ロ) 生存者

大湊海軍施設部
海軍施設協力會
及海軍施設協力會
並びに通

[Redacted]

名 名

合計

[Redacted]

名

舞鶴施設部工員宿舎に收容後陸路帰郷せしめた。

(ハ) 死歿者

(1)

(2)

(3)

[Redacted]

合計

[Redacted]

名 名 名 名

右の外便乗者携行の遺骨

[Redacted]

がある。

(ニ) 負傷者

[Redacted]

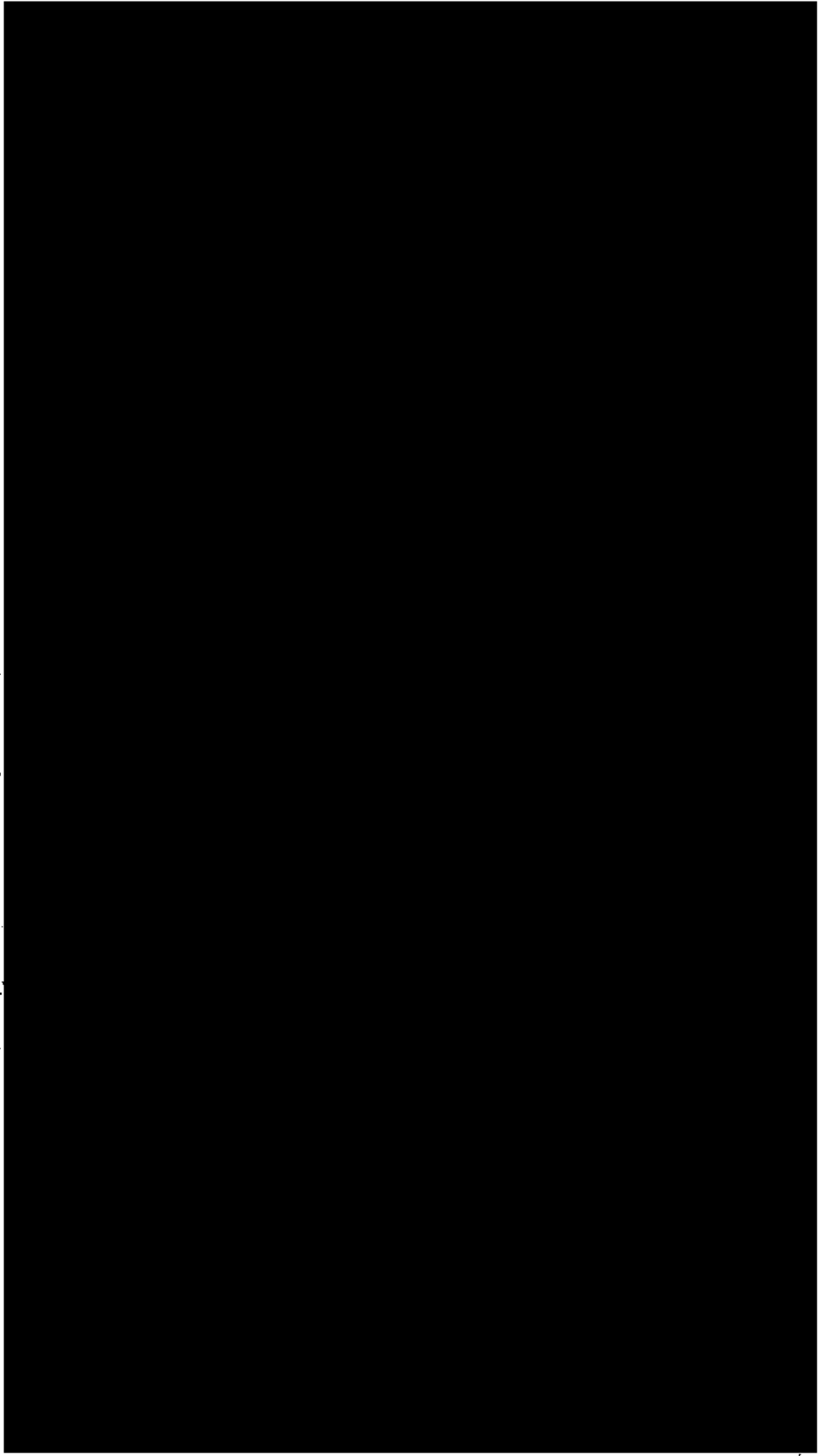
名の記録があるが氏名は明かでない。

(四) 救助作業の状況

[Redacted]

三、浮島丸保存の遺体が問題となった経緯

(一)



三、遭難者に対する處理方針

(一) 参照書類

昭和二十五年二月十四日附 復二第一〇〇号

浮島丸便乗遭難者に対する處理方針について

昭和二十五年二月十五日附 復二第一〇七号

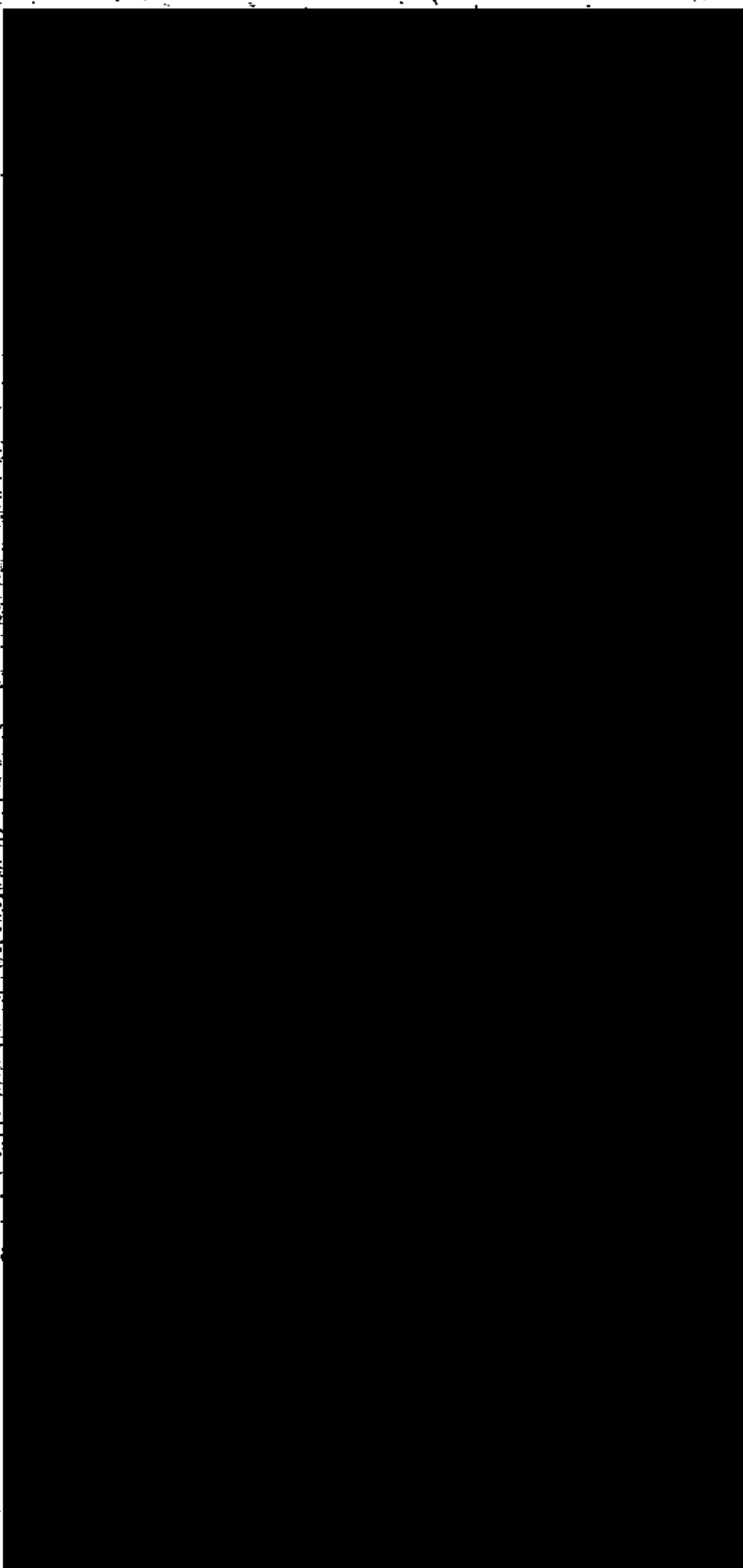
元浮島丸便乗朝鮮人挺身死没者の遺体處理について通牒

昭和二十五年三月十四日附 復二第一七六号

浮島丸遭難者中同船乗組死没者の遺骸處理について通牒

(二) 対部外折衝

(三) 今後の身止き及びに遺体の処理



(四) 一 復部内で処理する死骸者数



吳 地方復員職務處理部復員業務課長殿

第復員第一号の三の一九

昭和二十八年十一月十一日

舞鶴地方復員職務處理部復員業務課長

第二復員局職務處理部復員業務課長殿

部長

課長

業務課長

福場

浮島丸死没者(朝鮮出身者)の遺骨について(回答)

二復業第九号の二一七〇関係

原記の件左記の通りであるから御了承下さい。

記

送

月 日 送

印

寫送付先

橫須賀地方復員職務處理部復員業務課長
吳 地方復員職務處理部復員業務課長
佐世保地方復員職務處理部復員業務課長

(終)



其 地方復員殘務處理部復員業務課長殿

復業第三一號 〇一四〇

昭和二十八年十一月十三日

廣領賀地方復員殘務處理部復員業務課長

第二復員局殘務處理部復員業務課長殿

部長

課長

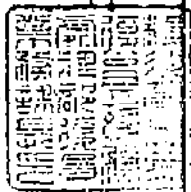
業務班長

指導

浮島丸死没者(朝鮮出身者)の遺骨について(回答)

羽場

日送付



写送付先

吳 各地方復員殘務處理部復員業務課長
舞鶴

(終)

厚 生 省

昭和二十八年十二月

輸送艦浮島丸に関する資料

第二復員局残務處理部

一、輸送の経緯

終戦直後大湊地区に在つた旧海軍軍属朝鮮人工員多数は連合軍の延駐を極度に恐れたためか船酔の熱望を訴えて不穩の兆を示した。当時日本海軍としては既に解員手続きを完了した元工員に対して之を船酔せしめねばならぬという義務は無かつたけれども事態の平穏を解決を欲したので特に特設運送艦浮島丸（四、七三〇GT）に彼等を便乗せしめこれを朝鮮に輸送する如く準備し昭和二十年八月二十一日朝大湊を出港した。

二、浮島丸の便乗者

同船は朝鮮人元工員二、八三八名、同民間人八九七名計三、七三五名（外に正規の手続きを経ずして殆んど私入乗込ともいふべき者が少数あり）を収容した。

三、浮島丸が拜橋に入港した経緯

「マニラー」に於て日本側代表者に手交された連合軍の Requirements

Document No. 3 に依り日本の全船舶は昭和二十年八月二十四日以後航行を禁止せられ、航行中の船舶は最寄りの港に入泊すべき旨指令された。

浮島丸はこれに基く中央からの命令により無通信にて舞鶴港に入港したのであるが昭和二十年八月二十四日投錨前舞鶴湾内蛇島の北方に於て連合軍の敷設した磁雷に触れ、沈没するに至つた。同船難死者及びこれに対する通報

(1) 朝鮮出身死没者は次の通りである。

区分	乗乗者数	死没者数	記 事
大湊海軍施設部工員	二、八三八	三六二	
民間人	八九七	一六二	死後一〇六は軍属とす。 残五六は十三才以下のもの。
計	三、七三五	五二四	

「註」外に便乗遺骨十九柱がある。

(参考)

固有乗員の軍人二五五名中、死没者二五名（避難当時遺体未収容）あり、依つて死没者の合計は五四九名となる。

その中避難当時遺体を収容せるもの一七五体、救助されて後病院に於て死没したものと七名計一八二柱^三である。

依つて船内残存遺体は三六七体となる。

六

(四) 死没者に対する死没通報について

大嵯海軍施設部工員三六二名、民間人四八名（協力会供給人
天て死没時軍属工員として採用したため工員同様に処理したもの）
計四一〇名に対しては昭和二十一年十一月二十四日附大嵯海軍施
設部長名を以て各郡守宛軍属死亡の件通報済である。

五 避難者に対する救助加減等について

浮島丸の進撃及び其の混乱を知るや舞鶴港務部、同防備隊、同海
兵団、平海兵団及びその他舞鶴港下流沿部隊は可動総舟艇を現地
に動員して人員救助に当り米船者の大部（三、四〇〇名以上）を
揚収することに成功したが遂に五四九名（溺死一七五、収容後死
亡七、行方不明三六七）の死没者を生ぜしめたことは誠に遺憾で
あつた。

舞鶴鎮守府としては八月二十五日から九月二日まで現場搜索（潛
水作業も含む）並びに死体収容に努力し合計一七五の死体を揚収

した。

一方救助し得た三二〇〇名（朝鮮人のみ外に固有乗員の軍人二三〇名あり）以上の人員は直に平海兵団に収容すると共に負傷者に對しては医療診療入院の眞全を尽した。

八月二十八日入院患者の外全救助者を舞鶴海軍施設部に引継ぎ同九月二日大嵯海軍施設部の労務主任以下四名が到着した以後は舞鶴、大嵯協力の上請給与金の配付その他人事処理に遺憾なきを期した。

爾後連合軍の進駐が極めて平穩に行なわれつゝある状況を知るや彼等は帰国の意をひるがえして自由行動に出ずる者続出し連合軍指示に依る帰鮮のための計画輸送列車（九月十七日仙崎經由三〇〇〇名（朝鮮人のみ）の輸送計画を樹てた）に乗車したものは僅かに一〇〇〇名内外に過ぎずその他は引続き日本に在留したか又は單獨帰郷したもののようである。

この輸送列車には大湊海軍施設部勞務主任外係員が同乗した。
六朝鮮側との爾後折衝状況

昭和二十年十一月初頭在日朝鮮人連盟總本部委員長 [] 氏が海軍次官に面談を求めて来た。依つて海軍省としては特に慎重な調査を重ねた結果、本事件が全くの不可抗力に依る災難であること及びその後の便乗者の救助、給養及び取扱は特に人道的考慮と手段とを尽してある点等明瞭となつたので朝鮮側との數次の会談に依り縷々その状況を説明納得せしめると共に所要資料全部の写を朝鮮側に供与し、更に海軍としては死没者に対しては再び海軍工員に還元して身分取扱ひ並びに諸給与金を支給することに決定し多額の金銭を準備して之が領収並びに配分も連盟側に委任する腹案を以て特に誠意を以つて折衝を重ねた。然るに遺得樂氏は本件の調査連絡のためと稱して帰鮮し十二月下旬に至るも帰京せず彼の代理 [] なる人物と交渉するも何等の進展なく準備金の受領

をも拒絶された儘交渉は一時停頓した。

越えて昭和二十一年三月五日に至り [REDACTED] 氏再び来訪の上「日本側調査の浮島丸乗船朝鮮人員数（三七三五名）と連盟側が掃鮮者に就き調査した員数（六千数百又は八千数百名）とは甚だしい差異がある。従つて遺難者員数にも日、鮮両者の調査には大きな差異が生ずるものと推定せられる。就ては目下南北朝鮮交通社絶のため連盟側調査意の如く進捗しないから朝鮮現地に於ける右調査完了まで本件の解決を猶予あり度い」旨申し入れて来た。

その後朝鮮側から何等の連絡も要求もなく今日に及んでいるのであるがその間朝鮮人連盟は日本国法を以つて解散を命ぜられたので現第二復員局残務処理部は従来交渉相手を失うに至つた。

古遺難当時收容した遺体処理状況

浮島丸遺難当時收容した遺体は当時旧海軍海兵団仮埋葬地に埋葬してあつたのでこれを昭和二十五年四月五日より同月十二日の

間発掘作業を実施し一五三体系分と判定する遺骨を収容火葬のうえ
その發見没船内より発見収容された遺骨と共に拜鶴地方復員残務
處理部に安置した。

「註」遺難当時収容した遺体一七五、救助された後死亡したもの
七、計一八二の中二九体系分は家族又は知人によつて遺骨が
持ち帰られ残りの一五三体系分が仮埋葬されたものと思われる

大阪野サルページによる引揚

(1) 引揚作業を実施するに至つた経緯

浮島丸は昭和二十年八月二十四日拜鶴港内佐波賀沖に沈没上
部甲板掃遺物の一部を残して全没中であるので拜鶴東港水路中
央に当り航行船舶の障害となるのでこれが除去について従来上
り問題となつていたところ大阪野サルページが大阪商船株式会社
の依頼により本船の引揚作業を申請して昭和二十五年二月二日
附許可となつた。

(四) 浮島丸遺骨処理に關するサルベージとの協議について

昭和二十五年二月十七日附（葬復残庶第一六〇号の八）飯野
屋業株式会社サルベージ事業所長宛、浮島丸引揚に際しては同
船沈没当時遭難した相当数の元海軍軍兵の遺体が船内に残存し
て居る。これ等遺体の引揚に際しては次により実施されたい旨
申し入れるたのに対して全面的に当方の申出を受入れてくれた
（一）遺骨は全部揚収すること。

（二）遺骨の引揚、取り扱ひ等は特に慎重丁寧にすること。

（三）氏名の判明した遺骨は各別にするこゝと。

（四）揚収遺骨は葬場地方復興業務處理部に引渡すこと。

（五）作業工程による拾骨の方法を次の如くすること。

（一）中央切離し前、後部浮揚の際はその作業着手前に可及的
に拾骨をなし浮揚後完全拾骨すること。

（二）水（一）解体の場合は遺骨の残存していないことを認められた後

でなければ船体を摩滅しないこと。

内 道骨引揚に対する謝礼金は別に協議する。

(一) 引揚作業実施経緯の概要

昭和二十五年三月十三日浮島丸沈没現場に販野造船所（現販野重工業株式会社舞鶴造船所）の青葉丸を派遣、先ず出采得る限り道体を収容した後船体を中央より切離し後半部は浮上の上、昭和二十七年一月二十五日販野造船所内権又海岸に曳行、販野造船所第三ドックに入渠全道体を収容した。

(二) 引揚作業の中止と船体の現状

浮揚した後半部（機関部）について会社側が調査の結果、変更のうえ船として使用不能と判明したので権利を放棄したため引揚作業を中止し、船体後半は現在雁又海岸に繋留してあり、船体前半は現在なほ沈没のままである。

未収容遺本二六四のうち大部分はな、船体前半部の中にあるも

のと思われる。

「庄」 洋島又は引揚後改装のうえ船として使用するなれば大阪商船株式会社に扱下げる。もし浮揚後使用にたえずスクラップとなす場合は競争入札とする旨の契約であつた。

(船会社について調査)

九、收容遺体の状況

現在までに收容した遺骨は、取野サルベージの手で收容したものの一五三任、仮埋葬地から発掘したものの一五三任合計二五六任であり詳細は別表の通りである。この中には氏名の判明のものが一任、姓のみ判明のものが一任あるが他は全部氏名不明である。これ等の遺骨は全部系昆に附したうえ二三六任は葬儀地方復員残務處理部に二〇任(兵の分)は領須賀地方復員残務處理部に移送甲一七任は遺族に伝達、残三任は現在領須賀地方復員残務處理部に安置中である。

別表 収容遺骨の状況

計	遺骨所在		遺体処理		合計	記事
	受領年月日	場所	船内より揚収したもの	陸上仮埋葬地より発掘のもの		
25	3	27.24	八	〇	八	
4	4	30	一六	〇	一六	
4	4		一七	〇	一七	
5	5		〇	一七	一七	
6	6		〇	一三	一三	
6	6		〇	一三	一三	
11	11		一	〇	一	
12	12		〇	〇	〇	
12	12		四二	〇	四二	船体後半部を入渠せしめ収容
12	12		二	〇	二	船体後半部を処理した海面より揚収
計	計		一〇三	一五三	二五六	

「註」船内より揚収の遺体の中には軍属でないと思われる女子二体
 子供（満十四才未満のもの）四体、計六体が含まれている。

舞鶴地方復員部長

舞復業第一一号の二の二三

昭和二十九年七月二十二日

月 日 送付

舞鶴地方復員部長

厚生省引揚援護局長 殿

浮島丸死没者遺体処理状況について (報告)

昭和二五二一五附 復二第一〇七号関連

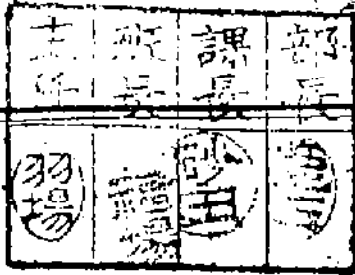
首題のことについて別紙第一、第二、第三を送付します。

(別紙第一、第二、第三を添える)

(終)

写送付先

横須賀地方復員部長
舞鶴地方復員部長



舞鶴地方復

遺体収容名簿




その一二

収容年月日	所在個所	身分	性別	氏名	年令	本籍地	記事
昭和廿九年七月十三日	浮島丸前部船底	不詳	不詳	不詳(二体)	不詳	不詳	
昭和廿九年七月十四日	右	不詳	不詳	不詳(六体)	不詳	不詳	
昭和廿九年七月十六日	右	不詳	不詳	不詳(六体)	不詳	不詳	苑のハガキ数葉が附着していたもの
右	右	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	と云う木印が附着して
右	右	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	と云う木印が附着して
昭和廿九年七月十七日	右	不詳	不詳	不詳(四体)	不詳	不詳	いたもの

別紙第二

浮島丸関係遺体処理現状表

29, 7, 21

受領年月日	検視官認定		火葬年月日	記 事
	体 数	累 計		
29, 7, 13	1	450	29, 7, 14	飯野重工業株式会社舞鶴造船所第三船渠において解体作業中の浮島丸前部船底より揚収された。
29, 7, 14	6	456	〃	〃
29, 7, 16	6	462	29, 7, 17	〃
〃	1	463	〃	( 宛のハガキ数葉が附着していたもの)
〃	1	464	〃	( の木印が附着していたもの)
〃	1	465	〃	( の木印が附着していたもの)
29, 7, 19	4	469	29, 7, 20	〃

別紙第三

一、昭和二十九年七月十六日收容の遺骨に附着していた木印

二、同

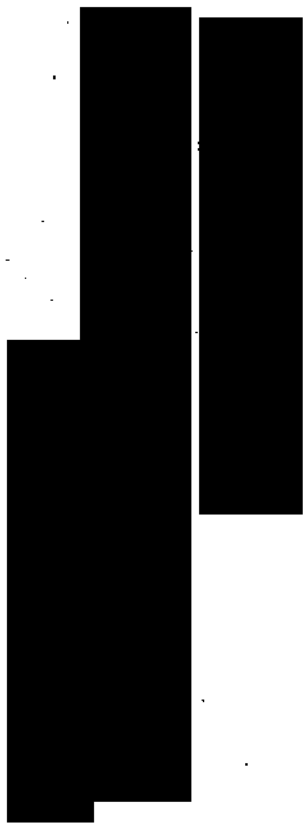
右

三、昭和二十九年七月十六日遺骨とは別に発見した木印

四、昭和二十九年七月十六日收容の遺骨に附着していたハガキ三葉は大部分が腐蝕しているが、宛人、差出人はいづれも次のように判読出来る。

宛 人

差出 人

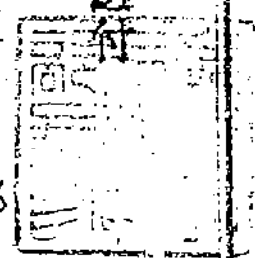


吳心才復員部長殿

舞復業第一二号の二の二六

昭和二十九年八月五日

8月6日送付



舞鶴地方復員部長

厚生省引揚援護局長 殿

浮島丸死没者遺体処理状況について (報告)

昭和二五二、二五附 復二第一〇七号関連

首題のことについて別紙第一、第二、第三を送付します。

(別紙第一、第二、第三を添える)

写送付先

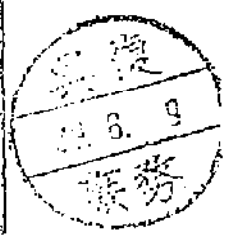
横須賀地方復員部長
具 地方復員部長

(終)

主任	局長	課長	部長



舞 鶴 地 復



遺体収容名簿

その一三

収容年月日	所在個所	身分	性別	氏名	年令	本籍地	記事
昭和廿九年 七月廿八日 至同 七月廿九日	浮島丸前部 船底	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	附着して いたもの 〃 〃 〃
昭和廿九年 七月卅一日	〃	〃	〃	不詳 (八体)	〃	〃	附着して いたもの 〃 〃 〃

舞地復

浮島丸関係遺体処理現状表

29. 8. 5

受領年月日	検視官認定		火葬年月日	記 事
	体 数	累 計		
29;7;30	1	470	29;7;30	飯野重工業株式会社舞鶴造船所第三船渠において解体作業中の浮島丸前部船底より揚収された ([REDACTED] の木印が附着していたもの)
"	1	471	"	([REDACTED])
"	1	472	"	([REDACTED])
"	1	473	"	([REDACTED])
"	1	474	"	([REDACTED])
"	8	482	"	"
29;8;4	1	483	29;8;4	([REDACTED] の木印が附着していたもの)
"	12	495	"	"

自昭和廿九年
七月卅一日
至同八月三日

//

//

//

不

(二二体)

詳

//

//

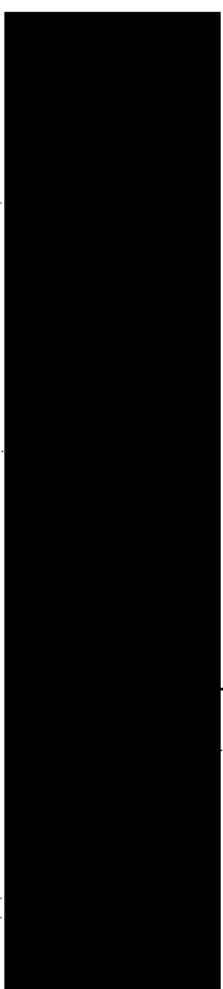
舞
地
復

別紙第三

一 昭和廿九年七月廿八日より七月廿九日までに収容の遺骨に附着していた印鑑



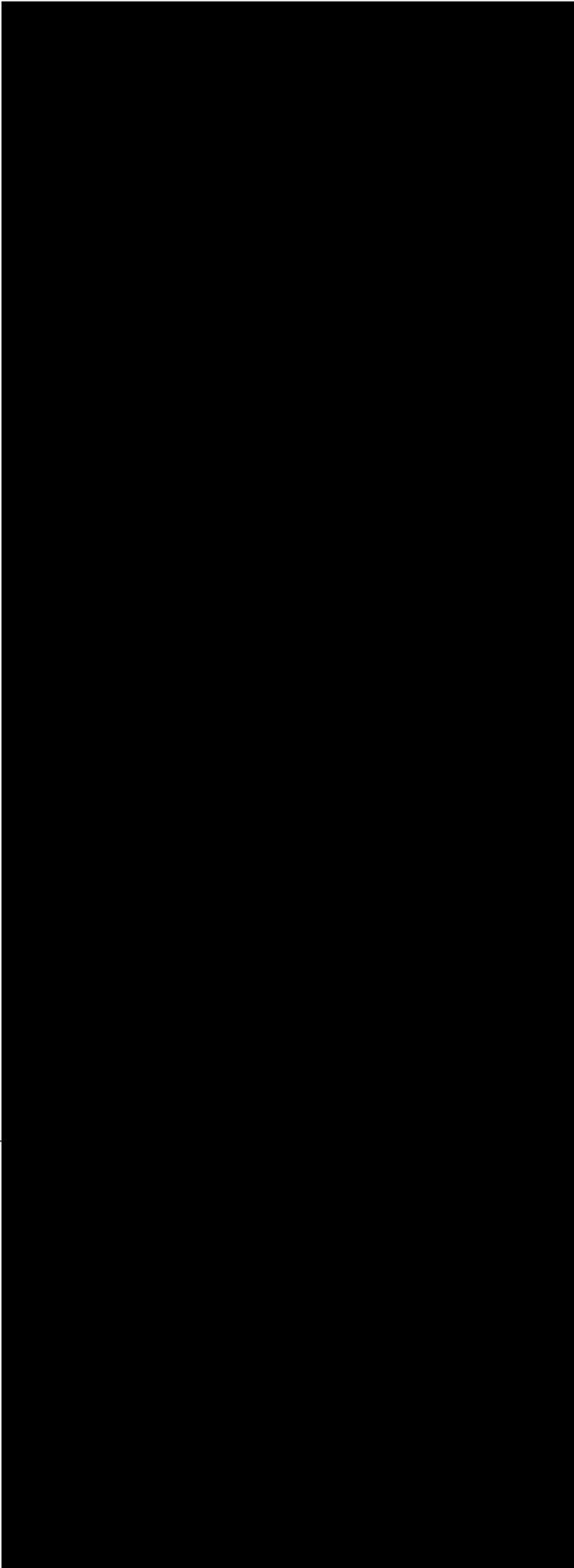
二 昭和廿九年七月廿八日より七月廿九日までに遺骨と別個に発見した印鑑



三、昭和廿九年七月卅一日収容の遺骨に附着していた印鑑



四、昭和廿九年七月卅一日より同年八月三日までに遺骨と別に発見した印鑑



舞復業第一号の一

昭和三十年一月十九日

舞鶴地方復員部業務課長



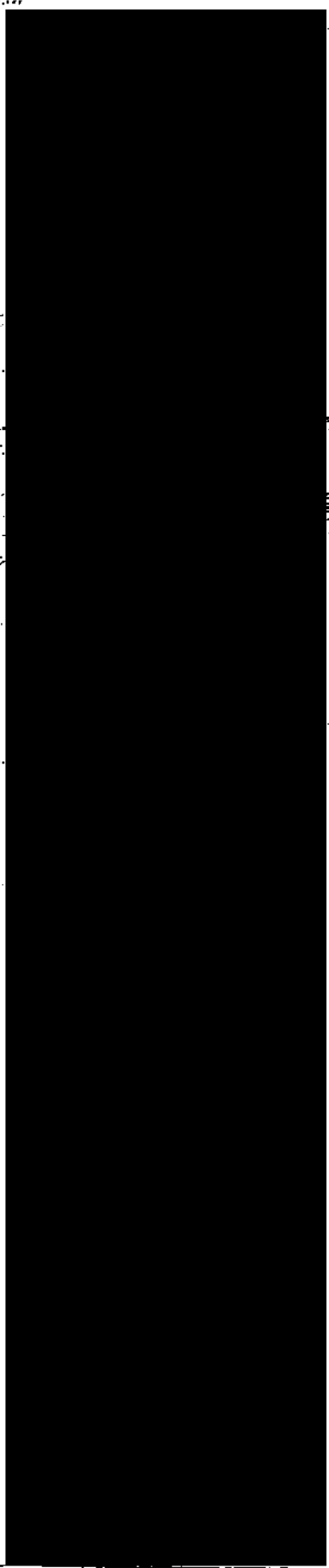
具地方復員部業務課長 殿

遺骨等移送について（通知）

舞復第一六〇号の五 関連

左記のとおり移送致しますから、宜しくお取計らひ下さる。

記



（終）

写送付先

厚生省引揚援護局業務第二課長
横（賀）地方復員部業務課長

舞

地

浮島丸遭難者遺骨名簿一

印鑑等附着していたもの及び女子、小児等の骨と認定されたもの

収容年月日	氏名	性別	年齢	本籍地	記
25 4 6	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"
25 4 4	不詳	女	"	"	もの と云う水晶印が附着していた
25 3 27	[Redacted]	不詳	不詳	不詳	[Redacted] と云う木印が附着していたもの
"	"	"	十四才以下	"	十四才以下の小児と認定されたもの

#	#	#	29 7 29	#	#	29 7 16	29 1 10	25 4 6
[Redacted]							不 詳	[Redacted]
#	#	#	#	#	#	#	#	不 詳
#	#	#	#	#	#	不 詳	以十四 下才	不 詳
#	#	#	#	#	#	不 詳	#	不 詳
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	の [Redacted] (両面) と云う木印が附着していたもの	[Redacted]	[Redacted]	と云う木印が附着していたもの	の [Redacted]	と云う木印が附着していたもの
#	#	#	と云う木印が附着していたもの	[Redacted]	[Redacted]	宛のハガキが附着していたもの	十四才以下の小児と認定されたもの	[Redacted]

#	#	29 8 10	29 7 31	29 7 28
[Redacted]				
#	#	#	#	不詳
#	#	#	#	不詳
#	#	#	#	不詳
[Redacted]				
#	#	#	#	と云う木印が附着していたもの

次頁以下6頁 不開示

部長

寫

吳復真部長殿

二次才六五号

昭和二十九年八月十七日

庶務班長

會

彈正地方復員部長

各班長以上

會

會

引續援護局次長

昭和二十九年八月二十四日送付

庶務主任

會

厚生省

浮島丸遭難者遺骨

復 29.8.25 庶務

6-182

写
送
付
先

具
横
須
賀

各
地
方
復
員
部
長



舞復業第一一号の二の三五

昭和二十九年十二月七日

舞鶴地方復員部長

厚生省引揚援護局長 殿

浮島丸死没者遺体処理状況について（報告）

昭和二五二、一五附 復二第一〇七号 関連

首題のことについて別紙第一、第二を送付致します。

なお、解体作業が昭和二十九年十一月三十日に終了したため、遺体収容もこれをもつて全部完了しました。

（別紙第一、第二を添え添）

写送付先

横須賀地方復員部長
舞鶴地方復員部長

（終）

舞鶴地方復

(別紙第一)

遺体収容名簿

その一五

收容年月日	自昭和二十九年十月二十日 至十一月五日
所在場所	浮島丸前部 (機関室)船底
身分	不詳
性別	不詳
氏名	不詳 (八体)
年令	不詳
本籍地	不詳
記事	

舞地復

(別紙第二)

浮島丸関係遺体処理現状表

29, 12, 8

受領年月日	検視官認定		火葬年月日	記 事
	体数	累計		
29, 12, 6	8	509	29, 12, 7	飯野重工業株式会社舞鶴造船所において解体作業中の浮島丸前部船底(機関室)より收容された 氏名不詳

舞復部 一六〇号 四八

昭和二十九年十二月二十五日

回信

舞復部長 敬

浮島丸関係朝鮮人遺骨

の輸送について

トキハに電話で連絡し、まことにまじりまじり来月上旬の初、首題遺骨を海路貴部に輸送する事になりました。左記御含めの上受入準備方

然るべく馬手配を願います。

福場

記

福場

一 遺骨柱数

五三四

二 形 状

(1) 1/2 x 1/8 の骨箱 (内地用) に紙骨あり

(2) 骨柱には馬復やく白木のま、びり

舞 地 復

舞復部 長

(3) 箱には人名記入しあらず

(4) 別に死者名簿及遺品を添付す

三 輸送月日 海上保安庁当局と打合せ中(1月10日頃)

舞鶴出港の予定(一旦直航)

四 船名 八管本部所屬巡視艇「つばき」の予定

五 輸送掌領者 池田廣務課長 吉村了務官 小山了務官

六 雑件 1. 行勅船名等決定次第通知する

2. 上陸機橋造(雲根車)(又はトラック)及び作業員

数名派遣される

3. 貴部には於ては当分の間関係の向以外には秘扱

とさせていただきます

(終)

華 也 復

69

浮島丸遭難者名簿

氏
浮島丸遭難者名
籍地

不 不
明 明

不 不

明 明

領收証

一 採島丸遭難者名簿

一部

一 海軍省(採島丸遭難者名簿)

一部

右受領 一 冊

昭和三十年三月

陸軍省

姓名



浮島丸で死没した朝鮮出身者について

昭和20年3月
授 護 局

1 浮島丸に朝鮮出身者が便乗した経緯

終戦後青森県大湊地区に在つた、朝鮮出身者もと海軍軍属多数が連合軍の進駐を極度に恐れたためか、帰郷の熱望を訴え、不逞の兆候を示したので、当時日本海軍は彼等を帰郷せしめねばならない義務はなかつたが、事態の平穏な解決を欲し特設運送船浮島丸に彼等を便乗せしめ、昭和20年8月21日大湊を出港した。そのとき便乗したものは次のとおりである。

もと海軍軍属	2838名
民間人	897名

2 浮島丸が舞鶴に入港した経緯等

終戦により「マニラ」において日本側代表に手交された連合軍の指令で、日本の全船舶は昭和20年8月24日以後航行を禁止され航行中の船舶は最寄の港に入泊するよう指令された。

浮島丸は、これに基づき中央からの命令で舞鶴港に入港しようとし、昭和20年8月24日同港内蛇島の北方にお

いて連合軍の敷設した機雷に触れ沈没したが、その際、死亡した便乗者は次のとおりである。

もと海軍軍属 362名

民間人 159名

計 521名

〔注〕 民間人159名のうち103名は死没により海軍軍属として処理された。

3 死没者の処理

(1) 沈没当時收容した遺体の処理

昭和20年8月25日から同9月2日までに現場捜索の結果、收容したものの170名、遭難後陸上に收容されてから死亡したものの8名、計178名の遺体は舞鶴海兵団内の仮埋葬地に埋葬された。

この仮埋葬の遺体は、昭和25年4月発掘し火葬処理のうえ舞鶴地方復員部に安置された。

(2) 船内に残存していた遺体の処理

飯野重工業株式会社が、船体の後半を引揚げたことに関連し、昭和25年3月から同27年5月までに103名の遺体を收容、その後引揚作業が一時中断され

たが、昭和29年1月再開し、同年12月までに、残りの船体全部の引揚げに関連し、残存遺体全部を収容した。これらの遺体はその都度火葬のうえ舞鶴地方復員部に安置された。

4 厚生省に安置された経緯

上述のとおり舞鶴地方復員部に安置された遺骨は同復員部の閉庁に関連し、昭和30年1月朝鮮出身のもと海軍軍人、軍属の身上処理を担当する呉地方復員部に移されたが、その後呉地方復員部が閉庁されることになつたことに関連し、昭和33年5月同復員部から厚生省葬護局に移された。その柱数は次のとおりである。

もと海軍軍属 465柱

民間人 56柱

(備考) 浮島丸沈没の際死亡した日本人(乗組船員)は25名である。



援発第 588 号

昭和46年5月20日

祐天寺

厚生省援護局長

中村一成

朝鮮在籍戦没者等遺骨の預託について（依頼）

過ぐる大戦において戦没したもと朝鮮籍を有する陸海軍人、軍属等の遺骨2329柱を現在厚生省で保管しておりますが、諸般の事情から当分の間貴寺に預託いたしたいので、よろしくお取り計らい願いたく依頼します。

昭和四十六年五月三十一日

宗敎法人 祐天寺

厚生省 援護局長

中 村 一 成 殿

援護ホ五八八号による 朝鮮在籍戦没者等遺骨の
預託依頼の件 受諾いたします。

厚生省
46.8.-1
成務課